大正一二	—	—	一六、二二〇、三一九封度	五、三七二、〇一七斤	四八四、六九八円	?斤	?斤	?円
同一三	—	—	一六、四四八、四三三	五、二二一、一九九	四七二、三九六	七四、六五八	三〇、二六四	二、〇一三
同一四	—	—	一八、五六一、五二四	五、八四八、五五五	五三〇、一五二	五七〇、六二一	二五七、五二三	一九、三一七
昭和元	—	—	一九、三一七、一五〇	六、七八一、九四三	六一三、六四〇	七〇〇、一五八	三五〇、一七一	二七、六九二

（備考）一、輸入原料砂糖・煉乳原料砂糖は會計年度に依り、輸出菓子糖果原料砂糖は大正四年以前は曆年、大正五年度以後は會計年度に依る。
二、單位及圓位未滿は切捨とす。
三、輸出菓子糖果原料砂糖の欄に於て大正十一年度及同十二年度の分は震災に因り横濱稅關の材料燒失して不明、他稅關には當該事項なし。
四、輸入原料砂糖に對しては明治四十四年七月十六日以降は關稅定率法の規定に據りて輸入稅を拂戾することとなれり。其の拂戾額は左の如し。

年次	精糖製造用砂糖 數量	精糖製造用砂糖 金額	氷砂糖製造用砂糖 數量	氷砂糖製造用砂糖 金額
明治四四	一七、一六五、六一三斤	四三六、四五七円	—斤	—円
大正元	一〇九、三五五、二〇五	三、三〇〇、四五九	—	—
同二	二〇三、七六〇、九〇四	六、三五三、八六六	—	—
同三	一六九、五二一、一二五	五、二六三、八九七	—	—
同四	一二六、〇〇四、一八七	三、七二三、〇一九	—	—
同五	九五、九二四、九〇七	二、九七九、〇九四	—	—
同六	九三、九五三、一三〇	二、八七四、四六八	一、八四八、四四一	六〇、二九一
同七	一七八、八九九、二一三	五、五五六、七六〇	二、〇九〇、三五三	八〇、九三二
大正八	一五七、八〇四、〇五二斤	四、九〇三、六五七円	四、八三三、七七〇円	三三二、七九七円
同九	一一七、八五〇、一八五	三、六七四、〇五二	二、四六九、〇三二	六六、二四七
同一〇	三四、五六七、七六一	一、〇七八、二九一	二、三六一、〇〇一	一〇五、二八七
同一一	一一六、六八六、九二五	三、三一七、〇三一 △五、八二九	七八、二八一	二、二五五 △二一四
同一二	九六、九八五、〇五五	四、三三六、五一〇	一、一〇四、〇六一	三六、六三三
同一三	二四二、〇四四、六二八	七、五五七、三六〇	二、二五六、二一六	六三、四二一
同一四	二七三、五六七、〇一五	八、四四六、〇九五	五、八四一、七九一	一六九、四六九
昭和元	三〇一、三八八、六三七	九、九二四、九五七	七、八七八、〇〇一	二〇三、四三二

（備考）一、斤位及圓位以下切捨とす。
二、本表は曆年に依る調査なり。
三、大正十一年以降は大正十年五月勅令第二百三十八號に依り免稅せられたる數額を揭ぐ。
四、大正十一年に於ける免稅額中の△印は舊勅令に依り拂戾を受けたる金額なり。
五、大正十二年の數額は震災に因り材料燒失の爲め横濱稅關の分を缺く。

第五節　織物消費稅

第一款　毛織物消費稅の創設

織物に對する消費稅の制度は明治三十七年四月始めて設けられたり。之より曩き既に明治三十一年に於て政府は絹布消費稅賦課の計畫を樹て、製造課稅の方法に依り印紙貼用の制を設けんと企てしも、其の課稅困難にして脫稅詐欺の弊を生じ易く、徵稅費亦巨額に上る等幾多の難點ありて遂に之を果さず、爾後織物に課稅するの計畫は之れなかりしなり。然るに明治三十七年日露開戰に際し軍事費の必要急を告ぐるや、政府は未だ深く稅種の良否を考慮するの暇なく、非常特別稅の一として先づ織物中の贅澤品と看做し得べき毛織物及絹布に消費稅を課するの計畫を樹て、之に關する規定を非常特別稅法案中に設けて、第二十回帝國議會に提出したり。今其の計畫の要領を述ぶれば、毛織物消費稅は毛織物價格の百分の十五を賦課し、製造場・稅關又は保稅倉庫より毛織物を引取るとき之を徵收せんとするものにして、其の外國に輸出するものに對しては、消費稅を免除して輸出を奬勵し又一定の擔保を提供する場合には稅金徵收の猶豫を與へ、以て當業者の資本運轉に便宜を與ふる等

の方法を設けたり。當時我國に於て使用せらるる毛織物は、千住製絨所の製品を除くの外は、多くは外國輸入品なりしと雖も、當時毛織物の輸入稅は協定稅率に係り、其の輸入稅を增徵することに依りて歲入の增加を計ること能はざりしが故に、右の如く消費稅を課するの方法を採りしものなり。又絹布消費稅は明治三十一年の計畫に比し、其の課稅方法を改めて販賣稅主義に據り、小賣人より前月中の小賣金額を屆出でしめ、之に依りて每月販賣者より消費稅を徵收するの方法を採用し、其の他の點は毛織物消費稅と同樣なりとす。

然るに右毛織物及絹布に對する課稅計畫の世上に傳へらるるや、當業者は之を以て苛酷の課稅なりとして反對し、陳情請願其の他の阻止運動は相尋いで起りしが、殊に絹布業者は絹布消費稅を以て營業稅と重複するのみならず、其の徵收方法不完全にして到底其の煩に堪へずと爲して、極力之に反對したり。斯くて右課稅案の議會に提出せらるるや、衆議院の特別委員會は此の兩種の消費稅を共に削除することに決せしが、本會議に於ては毛織物消費稅は復活せられ、絹布消費稅のみ否決せられたり。貴族院亦衆議院の修正に同意せしを以て、茲に毛織物に對する課稅の制度創設せられ、明治三十七年四月一日より實施せらるることとなれり。今非常特別稅法中毛織物消費稅に關する規定を抄錄すれば左の如し。

非常特別稅法（明治三十七年四月一日法律第三號）（抄錄）

第三條　毛織物及石油ニハ左ノ割合ニ依リ消費稅ヲ課ス

一　毛織物　價格百分ノ十五

二　（省略）

前項ニ於テ毛織物ト稱スルハ毛ノ分量ニ拘ラス總テ毛製、毛絹製又ハ毛綿製ノ織物ヲ謂フ

第六條　左ニ揭クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ消費稅ヲ免除ス

一　外國ニ輸出スル毛織物又ハ石油

二　製造者ノ自用ニ供スル毛織物又ハ石油

第七條　毛織物又ハ石油ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ル時引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第八條　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毛織物及石油消費稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第九條　製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物ヲ引取ル者ハ引取ノ際其ノ價格ヲ政府ニ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ毛織物ノ價格ヲ評定ス

毛織物引取人前項ノ評定價格ニ不服ナルトキハ卽時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ係ル價格ト第二項ノ評定價格ト前項ノ決定價格トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

第十條　第六條又ハ第八條ニ該當スル場合ノ外消費稅納付前ニハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條　毛織物又ハ石油製造者ハ第六條又ハ第八條ニ該當スル場合ノ外消費稅納付前ニ於

テ毛織物又ハ石油ヲ他ニ引渡シ又ハ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十二條　自用ニ供スルモノヲ除ク外毛織物又ハ石油ヲ製造セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ

第十三條　毛織物又ハ石油製造者ハ其ノ製造場ニ於テ毛織物又ハ石油ノ賣買業ヲ兼營スルコトヲ得ス

第十四條　毛織物又ハ石油ノ製造者及販賣者ハ帳簿ヲ備ヘ毛織物又ハ石油ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第十五條　收稅官吏ハ毛織物又ハ石油ノ製造場又ハ販賣場ニ立入リ毛織物又ハ石油、其ノ原料、器具、器械、建築物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條　收稅官吏ハ運搬中ニ在ル毛織物又ハ石油ヲ檢查シ其ノ出所及到著先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認メタルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ハ十圓ヲ下ルコトヲ得ス

一　自用ニ供スル場合ノ外政府ニ申告セスシテ毛織物又ハ石油ヲ製造シタルトキ

二　擔保物ヲ提供セスシテ消費稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル場合ニ於テ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取リ又ハ移出シタル毛織物又ハ石油ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキ

三　第十條又ハ第十一條ノ禁令ヲ犯シタルトキ

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一　毛織物又ハ石油ノ製造者又ハ販賣者毛織物又ハ石油ノ製造出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ

二　收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキ但シ刑法ニ正條アル場合ハ刑法ニ依ル

第十九條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十條　毛織物又ハ石油ノ製造者、販賣者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ當業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　毛織物又ハ石油ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

附　則

第二十三條　本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（下略）

第二十四條　自用ニ供スルモノヲ除ク外本法施行前ヨリ毛織物又ハ石油ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行後一箇月以內ニ本法ニ依リ政府ニ申告スヘシ

前項ノ期間內ハ從前ノ製造ヲ繼續スルコトヲ得

非常特別稅法の發布に伴ひ之と同時に勅令第八十五號を以て之が施行規則を定めしが、今其の全文を掲載すれば左の如し。

非常特別稅法施行規則（明治三十七年四月一日勅令第八十五號）

第一條　本令ニ於テ製造者又ハ製造セムトスル者ト稱スルハ自用ニ供スルモノノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス

第二條　毛織物又ハ石油ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ

第三條　所轄稅務署ニ於テ必要ト認メ毛織物又ハ石油製造場ノ圖面若ハ製造用ノ器具器械ノ目錄ヲ提出スヘキコトヲ命シタルトキハ毛織物又ハ石油製造者ハ之ヲ提出スヘシ

第四條　毛織物又ハ石油製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ製造場ヲ定メ其ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第五條　毛織物又ハ石油製造者ニシテ期間ヲ定メテ製造ヲ爲ストキハ製造ニ著手スル毎ニ著手及終了ノ時期ヲ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條　第二條若ハ第五條ニ依リ申告シタル事項又ハ第三條ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條　毛織物又ハ石油製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

毛織物又ハ石油製造業ヲ讓渡サムトスルトキハ讓受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第八條　毛織物又ハ石油製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第九條　外國ニ輸出スル毛織物又ハ石油ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

所轄稅務署ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項ノ物品ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ讓渡シ若ハ消費稅ニ相當スル擔保物ヲ提供セシムルコトアルヘシ

消費稅ノ免除ヲ得タル毛織物又ハ石油ヲ外國ニ輸出シタルトキハ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スヘシ

製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取リタル後三箇月以內ニ前項ニ依リ輸出免狀又ハ之ニ代ルヘキ書類ヲ提出セサルトキハ外國ニ輸出セラレサリシモノト看做シ引取者ヨリ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第十條　製造者ニシテ其ノ自用ニ供スル毛織物又ハ石油ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスルモノハ製造場外ニ移出セムトスルトキ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

第十一條　左ノ場合ニ於テハ毛織物又ハ石油消費稅ノ徵收ヲ猶豫ス

一　消費稅額以上ノ價額アル擔保物ヲ提供シタルトキ

二　他ノ製造場又ハ藏置場ニ移入スルカ爲製造場ヨリ毛織物又ハ石油ヲ移出スルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ猶豫期間ハ三箇月以內トス

第一項第二號ノ場合ニ於テ藏置場ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ルトキハ製造場ヨリ之ヲ引取ルモノト看做ス

第九條第一項及第二項ノ規定ハ本條第一項第二號ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條　製造場ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ラムトスル者ハ其ノ旨製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ毛織物ニ付テハ其ノ價格ヲ併セ申告スヘシ

第十三條　金庫所在地以外ニ限リ收稅官吏ハ自ラ消費稅金ノ領收ヲ取扱フコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ收稅官吏ハ口頭ヲ以テ納稅告知ヲ爲スコトヲ得

第十四條　本令ニ依リ提供スヘキ擔保物ノ種類ハ金錢及所轄稅務署ノ確實ト認メタル有價證券ニ限ル

擔保物ヲ提供セムトスル者ハ前項ノ擔保物ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十五條　擔保トシテ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ相當ノ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第十六條　擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ消費稅納付濟ニ至リタルトキ又ハ消費稅免除ノ確定シタルトキハ所轄稅務署ハ返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條　消費稅ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ擔保物アルトキハ擔保物ヲ以テ稅金ニ充ツ

擔保物ヲ以テ稅金ニ充ツヘキ場合ニ於テハ有價證券ハ之ヲ公賣ニ付シ消費稅及公賣ノ費用ニ充ツ

前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第十八條　毛織物又ハ石油製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタル者ニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二　使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三　製造シタル種類、數量及其ノ製造ノ日

四　他ニ引渡シタル種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

第十九條　毛織物又ハ石油販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　引取リタル種類、數量、價額、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二　販賣シタル種類、數量、價額、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣人ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スルコトヲ要セス

第二十條　本令ニ依リ所轄稅務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルトキハ稅務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

置場ニ出張シタル收稅官吏ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受クヘキ場合ニ於テ製造場又ハ藏

第二十一條　收稅官吏ハ毛織物又ハ石油ノ製造者又ハ販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十二條　本令中稅務署ニ屬スル事務ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラルル毛織物又ハ石油ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

附　則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法第二十四條ニ依リ政府ニ申告スヘキ場合ニ於テハ第二條ニ準シテ所轄稅務署ニ申告スヘシ

最初毛織物及絹布消費稅創設の計畫に當りては、政府は明治三十三年以降三箇年間平均毛織物輸入額、竝に明治三十年以降五箇年間平均內地絹布生產額等を基礎として、其の租稅收入額を推定し、明治三十七年度に於て毛織物消費稅二百十三萬八千六百六十一圓、絹布消費稅四百十八萬三千八百八十五圓の收入を得んことを豫定したり。然るに帝國議會に於ける修正の結果絹布消費稅の收入は之を得ること能はざるに至りしも、他方に於て軍需品として羅紗の買上額莫大に上り、從つて毛織物の輸入額及內地生產額著しく增加したる結果、其の消費稅額亦大に增加して、四百四十二萬三千七百六十六圓餘に上り豫定額を超過すること二百二十八萬五千餘圓に達したり。

第二款　一般的織物消費稅の設定

上述の如く政府は日露戰役に要する經費支辨の爲め、明治三十七年度に於て始めて毛織物消費稅を設定せしが、爾後戰局の擴大に伴ひ軍費の支辨益〻增加し、更に歲入の增加を圖るの必要を生ぜしを以て、玆に政府は更に第二次非常特別稅として各種租稅の增徵及新設を行ふことと爲し、右に關する非常特別稅法中改正法律案を提第二十一回帝國議會に提出したり。而して右第二次非常特別稅の一として、政府は織物に關しては從來の毛織物以外の總ての織物に對し、毛織物と同じく織物價格百分の十五の消費稅を課し、總て毛織物消費稅と同一の方法に依り之を徵收するの計畫を樹てたり。斯くの如く政府が一般的生活必需品たる綿織物に對しても、毛織物及絹織物と同樣に消費稅を課することと爲したる理由は、固より歲入增加の必要に依るものなりと雖も、又他面に於ては若し綿織物に對してのみ課稅の免除を爲すときは、綿織物以外の織物に對する消費は多く綿織物に轉じ、綿織物以外の織物業者は租稅の負擔以外に、消費の轉換に依り大なる苦痛を受くるに至るべきを慮りしものなり。

然るに右法案が衆議院に提出せらるるや、衆議院は之に對して重要なる修正を加へたり。其の主なる點左の如し。

（一）　毛織物以外の織物消費稅の稅率を低減し、價格百分の十五を改めて、價格百分の十と爲したること。

（二）　毛織物以外の織物消費稅の徵收方法を、毛織物消費稅の徵收方法と區別することとし、卽ち原案の現金納付の方法を改め、印紙納付の方法を本則として、現金納付を例外と爲したること。

（三）　毛織物以外の織物に對しては徵收猶豫の特典を與へざることと爲せしこと。

（四）　稅法施行の際織物販賣者の所持する毛織物以外の織物に對し、其の價格百分の十の稅金を課することと爲したること。

貴族院は右修正案を可決せしを以て、非常特別稅法中改正法律は明治三十八年一月一日法律第一

號を以て公布せられ、茲に總ての織物に對して消費稅を課せらるることとなれり。今右法律中織物消費稅に關する規定を抄錄すれば左の如し。

法律第一號(明治三十八年一月一日)(抄錄)

非常特別稅法中左ノ通改正ス

第三條　左ノ割合ニ依リ(中略)織物ニ消費稅(中略)ヲ課ス

四　織物消費稅

毛織物　價格百分ノ十五

毛織物以外ノ織物　價格百分ノ十

第六條　左ニ揭クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ消費稅ヲ免除ス

一　外國ニ輸出スル織物又ハ製品トナシテ外國ニ輸出セムトスル織物

二　製造者ノ自用ニ供スル織物

消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金又ハ相當印紙ヲ交付ス

第七條　毛織物ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物ヲ引取ルトキ引取人之ヲ納付スヘシ

毛織物以外ノ織物ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ織物ヲ移出スル前之ニ相當印紙ヲ貼用シ稅金ノ納付ニ代フヘシ但シ移出前織物ノ價格ニ依リ之ニ相當スル稅金ヲ納付シ織物ニ稅金納付濟ノ證印ヲ受ケタルトキハ印紙ヲ貼用スルコトヲ要セス

印紙ヲ貼用スヘキ場合ニ於テ稅額一錢未滿ノ端數ハ總テ一錢トシテ計算ス

第二項ニ依ル印紙ノ貼用、消印及稅金納付濟ノ證印ニ關スル方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條ヲ左ノ如ク改ム

第八條ノ一　消費稅額ニ相當スル擔保物ヲ提供シタルトキハ政府ハ三箇月以內ノ期間ヲ以テ毛織物消費稅ノ徵收ヲ猶豫ス

第八條ノ二　左ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ納付セスシテ織物ノ移出ヲ爲スコトヲ得

一　政府ノ承認ヲ得テ他ノ製造場ニ移出シ又ハ貯藏場ニ藏置スル爲織物ヲ移出スルトキ

二　政府ノ承認ヲ得テ染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ移出スルトキ

三　賃織場ヨリ賃織依賴者ニ織物ヲ引渡ストキ

四　一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ織物ヲ移出スルトキ

五　輸出ノ目的ヲ以テ製造セル特殊ノ織物ニシテ製造場ニ於テ政府ノ免稅證印ヲ受ケタルトキ

前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

第八條ノ三　消費稅ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル毛織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取

ルモ更ニ消費稅ノ徵收ヲ爲サス

第九條第一項中「製造場、」ヲ「第八條ノ二ノ場合ノ外製造場、」ニ改ム

同條第五項ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ

第八條ノ二ノ場合ノ外製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物以外ノ織物ヲ移出セムトスル者ハ之ニ其ノ價格ヲ表記シ消費稅ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ但シ第七條第二項但書ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項價格表記ノ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條及第十一條中「又ハ第八條」ヲ「第八條ノ一、第八條ノ二又ハ第八條ノ三」ニ「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改ム

第十二條　織物ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ但シ自用ニ供スル織物ノミヲ製造セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條ヲ左ノ如ク改ム

第十三條ノ一　織物製造者ハ其ノ製造場ニ於テ織物ノ賣買業ヲ兼營スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得製造ノ場所トヲ區劃シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條ノ二　織物販賣者印紙ヲ貼用シタル織物ヲ其ノ表記價格ヲ超エテ販賣セムトスルトキハ販賣者ハ價格ヲ改記シ之ニ相當スル印紙ヲ增貼スヘシ

第十四條、第十五條、第十六條、第二十條、第二十一條中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改ム

第十七條ヲ左ノ如ク改ム

第十七條ノ一　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ハ十圓ヲ下ルコトヲ得ス

一　自用ニ供スル場合ノ外政府ニ申告セスシテ織物ヲ製造シタルトキ

二　外國ニ輸出スルモノトシテ消費稅ヲ免除セラレタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ內地ニ於テ消費シ又ハ內地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ

三　第八條ノ二ニ依リ移出シタル織物ヲ其ノ定メラレタル移出先ニ移入セス又ハ之ヲ消費シタルトキ

四　第十條又ハ第十一條ノ禁令ヲ犯シタルトキ

第十七條ノ二　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ハ五圓ヲ下ルコトヲ得ス

一　印紙ヲ貼用スヘキ織物ニシテ相當印紙ノ貼用ナキモノヲ販賣シタルトキ

一　第十三條ノ二ニ依ラスシテ印紙ヲ貼用シタル織物ヲ其ノ表記價格ヲ超エテ販賣シタルトキ

第十七條ノ三　織物販賣者印紙ヲ貼用スヘキ織物ニシテ相當印紙ノ貼用ナキモノヲ所持シタルトキハ五圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

收稅官吏前項ノ犯則ヲ發見シタルトキハ處罰セラレタルト否トヲ問ハス販賣者ノ費用ヲ以テ其ノ織物ニ相當印紙ヲ貼用スルコトヲ得

前項ニ依ル費用ノ徵收ニハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

第十八條第一號中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改メ次ニ左ノ二號ヲ加ヘ第二號ヲ第四號ニ改ム

二　織物ニ印紙ヲ貼用スヘキ場合ニ於テ命令ノ定メタル方法ニ依リ貼用又ハ消印ヲ爲ササルトキ

三　織物ニ價格ヲ表記スヘキ場合ニ於テ命令ノ定メタル方法ニ依リ表記ヲ爲ササルトキ

第二十四條　削除

附　則（抄錄）

本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ（中略）毛織物以外ノ織物消費稅ニ關シテハ明治三十八年二月一日ヨリ（中略）之ヲ施行ス（附則第一項）

本法施行前ヨリ織物ヲ製造又ハ販賣シ本法施行後引續キ之ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ本法施行後三十日以內ニ政府ニ申告スヘシ但シ毛織物ヲ製造スル者及自用ニ供スル毛織物以外ノ織物ノミヲ製造スル者ニ關シテハ此ノ限ニ在ラス（附則第五項）

前項ノ期間內ハ從前ノ製造又ハ販賣ヲ繼續スルコトヲ得（附則第六項）

本法施行ノ際織物販賣者ノ所持スル毛織物以外ノ織物ニハ其ノ價格百分ノ十ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ但シ織物販賣者ハ本法施行ノ月ヨリ毎月ノ販賣高百分ノ十ニ相當スル金額ヲ其ノ翌月ヨリ一箇年以內ニ政府ニ納付スルノ條件ヲ以テ印紙貼用ノ免除ヲ請フコトヲ得（附則第七項）

前項但書ニ依リ印紙免除ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ本法施行後二十日以內ニ本法施行ノ際ニ所持シタル毛織物以外ノ織物ノ數量價額ヲ記載シ其ノ旨政府ニ申請スヘシ（附則第八項）

本法施行ノ際織物ヲ販賣スル者ニハ本法施行後三十日以內ニ限リ第十七條ノ三ノ規定ヲ適用セス（附則第九項）

附則第七項ニ依リ印紙ヲ貼用スヘキ場合ニ於テハ第七條第二項乃至第四項ノ規定ヲ準用ス（附則第十項）

附則第八項ニ依リ印紙貼用ノ免除ヲ得タル場合ニ於テハ其ノ織物ニ移出前稅金納付濟ノ證印ヲ受クヘシ但シ小賣ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス（附則第十一項）

附則第八項ニ依リ印紙貼用ノ免除ヲ得タル者ハ毎月其ノ織物販賣高ヲ政府ニ申告スヘシ（附則第十二項）

附則第八項ニ依リ印紙貼用ノ免除ヲ得タル者ノ納ムヘキ金額ニ關シテハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス（附則第十三項）

右法律の公布に伴ひ、之と同時に勅令第一號を以て非常特別稅法施行規則にも改正を施されしが今其の中織物消費稅に關する部分を抄錄すれば左の如し。

勅令第一號（明治三十八年一月一日）（抄錄）

非常特別稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二條中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改メ左ノ二項ヲ加フ

販賣場ヲ有シテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ販賣場ヲ定メ販賣場所轄稅務署ニ申告スヘシ

販賣場ヲ有セスシテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ其ノ居所所轄稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第三條、第五條、第十條、第十八條、第十九條、第二十一條及第二十二條中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改

ム

第四條中「毛織物又ハ石油」ヲ「織物」ニ改メ左ノ二項ヲ加フ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有スル者販賣場ヲ移轉セムトスルトキハ移轉先ノ販賣場ヲ定メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有セサル者其ノ居所ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條中「毛織物又ハ石油製造業」ヲ「織物製造業又ハ販賣業」ニ改ム

第八條　織物製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第九條　外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造場ヨリ之ヲ引取リ又ハ移出スル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

輸出ノ目的ヲ以テ製造セラルル織物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタル場合ニ於テハ所轄稅務署ハ前項ノ承認ノ省略ヲ許可スルコトヲ得製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物ノミヲ製造スル製造場又ハ之ヲ藏置スル貯藏場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタルトキ亦同シ

前二項ノ場合ニ於テ所轄稅務署カ織物又ハ其ノ製品ノ運搬、藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定シタルトキハ其ノ條件ニ從フニ非サレハ消費稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ス

第九條ノ二　消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出スル場合ニ於テ輸出港稅關ノ檢查ヲ受ケ其ノ織物又ハ其ノ物品ノ原料タル織物ニ付現金又ハ印紙ヲ以テ消費稅ヲ納付シタルノ證憑ヲ具シテ出願シタルトキハ消費稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス但シ印紙ヲ貼用シタル織物ヲ輸出スル場合ニ於テハ消費稅納付ノ證憑ヲ具スルコトヲ要セス

第十一條　非常特別稅法第八條ノ二ニ依リ政府ノ承認ヲ得又ハ政府ノ免稅證印ヲ受クヘキ場合ニ於テハ所轄稅務署ニ對シテ其ノ承認又ハ免稅證印ヲ求ムヘシ

第九條第三項ノ規定ハ之ヲ前項ノ場合ニ準用ス

第十二條　非常特別稅法第六條及第八條ノ二ノ場合ノ外製造場ヨリ毛織物ヲ引取ラムトスル者ハ其ノ旨製造場所轄稅務署ニ申告シ併セテ其ノ價格ヲ申告スヘシ

第十二條ノ二　毛織物以外ノ織物ニ印紙ヲ貼用スル場合ニ於テハ織物ニ價格ヲ表記シ之ニ當スル印紙ヲ貼用シ織物面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スヘシ但シ印紙貼用者ハ結目ナキ絲ヲ以テ紙片ヲ織物ニ縫著シ紙片ニ價格ヲ表記シ其ノ絲ノ結束シタル場所ニ相當印紙ヲ貼用シ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スルコトヲ得

第十二條ノ三　非常特別稅法第七條第二項但書ニ依リ稅金ノ納付ヲ爲サムトスル者ハ織物ノ移出前其ノ旨所轄稅務署ニ申出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ織物ニ縫著シタル紙片ニ納稅濟ノ旨ヲ記載シタル切符ヲ貼附シ又ハ織物ニ納稅濟ノ證印ヲ押捺スヘシ

第十四條中「本令」ヲ「非常特別稅法」ニ改ム

第十七條ノ二　印紙ヲ貼用シタル織物又ハ納稅濟ノ證印アル織物ニ加工セムトスル場合ニ於

テ所轄稅務署ニ申出テ其ノ承認ヲ得タルトキハ代リ印紙ノ交付ヲ請求シ又ハ更ニ納稅濟ノ證印ヲ請求スルコトヲ得

第十七條ノ三　印紙ヲ貼用シタル織物又ハ納稅濟ノ證印アル織物ヲ小切レト爲シテ販賣セムトスルトキハ成ルヘク印紙貼用又ハ證印ナキ部分ヨリ之ヲ切離スヘシ但シ印紙貼用又ハ證印アル部分ヲ切離スル必要アルトキハ其ノ貼用印紙又ハ證印アル部分ヲ切取リ之ヲ保存シ毎月分ヲ取纏メ之ヲ所轄稅務署ニ提出シ廢棄ノ處分ヲ受クヘシ

附　則（抄錄）

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（附則第一項）

明治三十八年法律第一號附則ニ依リ申告又ハ申請ヲ爲シ若ハ稅金納付濟ノ證印ヲ受クヘキ場合ニ於テハ所轄稅務署ニ對シテ之ヲ爲スヘシ（附則第三項）

始め政府が第二次非常特別稅として、毛織物以外の織物に消費稅を課するの計畫を樹つるや、政府は明治三十四年以降三箇年間の平均織物生產額を基礎として、毛織物以外の織物消費稅として明治三十八年度に於て七百六十五萬二千二百六十一圓、同三十八年度以降每年度八百二十萬六千百七十八圓の收入を得るの計算を立てたり。然るに前述の如き議會の修正の結果、一方に於ては稅率輕減の爲め收入を減ずべしと雖も、他方に於ては稅法施行の際織物販賣者の所持する毛織物以外の織物既製品に對する課稅の爲め二百五十五萬五千九百五十八圓を增加するの計算となり、而して此の中明治三十八年度に於て收入すべき見込額は百九十一萬六千九百六十九圓にして、三十九年度に於ける收入見込額は六十三萬八千九百九十圓と計算せしを以て、毛織物以外の織物消費稅は、結局明治三十八年度に於て八百三十萬六千八百六十二圓、三十九年度に於て七百二萬八千八百八十三圓の收入を得るの計算となれり。而して右の外毛織物消費稅に依り、明治三十八年度に於て二百十八萬三千六百二圓の收入を得るの豫算なりしが故に、織物消費稅全部の收入は、明治三十八年度に於ては一千四十九萬四百六十四圓を得るの計算となれり。然るに實際の收入は一千九百九十一萬二百八十六圓（內既製品に對する稅額二百十萬三千九百九十六圓）に達し、豫算を超過すること九百四十餘萬圓に達したり。尙ほ毛織物以外の織物に對する消費稅は、明治三十八年二月一日より實施せられしものなるを以て、同年二月及三月の二箇月間に於ける稅額八十八萬九百五十一圓は、明治三十七年度の收入に繰入れられたり。

第三款　織物消費稅の實施

織物消費稅は以上の如くにして明治三十八年以後總ての織物に對して課稅せらるるに至りしが本稅に關しては其の設定の以前より世論の喧しきものあり、其の法案の帝國議會に提出せらるるや議會に於ても之に關する質問論難續出し、結局前記の如き修正を經て通過せしものなるが、政府亦右の世論に鑑み、又本稅の性質に考へ、殊に其の課稅方法に多少煩雜の點あるを慮り、之が實施に當りては極めて周到なる注意を拂ふと同時に、稅法の規定の範圍內に於て能ふ限りの便法を講ずることとなし、以て當業者との間に物議の惹起を避け、極力徵稅の圓滿を圖らんことを期したり。是を以て先づ明治三十八年一月織物消費稅の實施に先ちて召集したる稅務監督局長會議に於て、大藏大臣は織物消費稅制度の實施に關して左の如き訓示を與へたり。

非常特別稅法施行心得

第一條　施行規則カ大綱ヲ定メ細目ニ渉ラサルハ執行者ヲシテ活用ノ自在ヲ得セシメムトスルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ其ノ施行ノ寬嚴緩急ハ各地ノ狀況ニ應シ適實ニ斟酌スルヲ要ス

第二條　（省略）

第三條　織物ニ印紙ヲ貼用セシムルハ官民ノ共ニ不便トスル所ナルヲ以テ總テ現金納付ノ方法ニ出テシムルヲ方針トシ其ノ趣旨ヲ以テ當業者ニ勸告シ官民ノ不便ナカラシムルヲ要ス

第四條　織物ニ印紙貼用ノモノナキニ至ルトキハ稅金納付濟證印ハ殆ト其ノ必要ナキニ至ルヲ以テ包裝又ハ結束シタル織物ニ對シテハ一括シテ證書ヲ交付シ又ハ證印ヲ押捺シ若ハ切符ヲ貼附スル等極メテ簡便ナル方法ニ出ツルヲ要ス　免稅證印亦之ニ準ス

第五條　外國輸出ノ織物ニ付テハ成ルヘク便宜ヲ圖リ其ノ引取又ハ移出ノ承認ヲ爲ス場合ニ於テモ其ノ取引ヲ害セサルコトニ注意シ爲ニ輸出ヲ妨クルカ如キコトナキヲ要ス

第六條　外國輸出織物ノ運搬藏置其他ノ事項ニ付條件ヲ指定スルハ取締上特ニ必要ナル場合ニ限ルヲ要ス

第七條　外國輸出ノ織物ニ付テハ同業組合ノ檢查所等ヲ利用シ檢查ノ際稅法上ノ手續ヲ兼行ハシムル等總テ便宜ノ方法ヲ講スルヲ要ス

第八條　外國輸出ノ目的ヲ有スルモノトシテ取扱ハレタル織物カ正確ニ輸出セラレタルヤ否ヤハ相當期間內ノ統計ヲ以テ之ヲ確ムヘク各織物ニ付其ノ聯絡ヲ保タシムルコトヲ要セス

第九條　外國輸出ノ目的ヲ以テ製造セル特殊ノ織物ハ成ルヘク寬大ノ認定ヲ爲シ內地消費外國輸出兩用ノモノト雖主トシテ外國輸出ニ供セラルルモノノ如キハ之ヲ特殊ノ織物ト認ムルコトヲ得

第十條　外國輸出織物ニ付引取又ハ移出ノ承認省略ヲ許可シタルトキハ適宜期間ヲ指定シ其期間內ニ於ケル引取又ハ移出織物ノ種類數量ヲ申告セシメ所轄稅務署ハ之ヲ輸出港所轄稅務署ニ通報スルヲ要ス

第十一條　他ノ製造場又ハ貯藏場ニ織物ヲ移出セムトスル場合ニ於テハ其ノ移出又ハ轉換ノ度數ヲ制限スル

要セス故ニ貿易港ニ於ケル仲買商若ハ輸出商ノ倉庫ニ移出スルモノノ如キ又ハ市場ニ於ケル檢查場若ハ貯藏場ニ移出スルモノノ如キハ共ニ之ヲ承認スルコトヲ得

第十二條　他ノ製造場又ハ貯藏場ニ織物ヲ移出セムトスル場合ニ於テハ其ノ移出又ハ轉換ノ度數ヲ制限スルヲ要セス故ニ甲地ヨリ乙地ニ移出シ更ニ丙地ニ移出スルモノノ如キハ製品製造者又ハ小賣者ノ手ニ轉セサル限リハ之ヲ承認スルコトヲ得

第十三條　非常特別稅法第八條ノ二カ織物ノ無稅輸移出ヲ認ムル場合ノ一トシテ政府ノ定メタル條件ニ從ヒ一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル場合ヲ揭ケタルハ地方ノ狀況ニ應シ適當ノ條件ヲ定メテ無稅移出ヲ許シ以テ取引ノ阻礙ヲ來ササラシメムトスルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ實際ニ支障ナキ限ハ地方地方ニ適應シタル條件ヲ定メ製造者ノ便宜トスル場所ニ於テ稅金ヲ納付スルコトヲ得セシメ成ルヘク不便ヲ感セシメサル方法ヲ講スルコトヲ要ス

第十四條　製造者ノ自用ニ供スル織物トハ製造者自家ノ用ニ供スル織物ヲ謂フ義ナリト雖偶々賃銀ヲ得テ隣人ノ爲ニ製造シ與ヘタルモノノ如キマテ自家用ニ非ストシテ稅金ヲ課シ又ハ犯則者トスルニ及ハス

第十五條　製造ノ申告ハ製造人各別ニ之ヲ爲スヲ本則トスト雖一定ノ賃織依賴者ニ於テ纏メテ申告スルニ於テハ各人ヲシテ申告セシムルヲ要セス

第十六條　小製造者ニ對シテハ豫メ其ノ製造力ヲ考查シ不取締ノ虞ナキ限ハ織物移出ノ都度承認ヲ與フル等ノ煩ヲ省キ其ノ他間接監視ノ方法ヲ採リ自他ノ煩冗ヲ來ササルコトニ注意スルヲ要ス

第十七條　一定ノ日ニ市場ヲ開設スル習慣アル地方又ハ小製造者ノ散在スル地方ニ於テハ其ノ土地ノ狀況ニ從ヒ便宜共同貯藏場ヲ設置セシムル等官民相互ノ便利ヲ講スルヲ要ス

第十八條　織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具機械ノ目錄ハ必要ノ場合ニ於テノミ提出セシムヘキモノナルヲ以テ圖面ハ大製造場ニシテ容易ニ其ノ內部ノ狀況ヲ知ル能ハサル如キ場合ニ限リ目錄ハ監督上必要ト認ムル場合ニ於テ製造力ニ關係ヲ有スル主要ノモノニ限リ提出ヲ命スルコトトスヘシ

第十九條　毛織物以外ノ織物ニシテ納稅濟ノモノヲ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テハ毛織物ニ關スル法律ノ規定ニ準シ成ルヘク重復課稅トナラサル樣注意スルコトヲ要ス

第二十條　織物製造者ヲシテ織物賣買業ヲ兼營スルヲ得サラシメタルハ取締上ノ必要ニ出テタルモノナルヲ以テ不取締ノ虞ナキ限ハ區劃ノ認定ニ付テ嚴格ナル取扱ヲ爲スニ及ハス

第二十一條　組合若ハ共同販賣所ニ於テ記帳シタルモノニ依リ織物出入ノ要領ヲ見ルコトヲ得ル場合ニ於テハ小製造者ノ帳簿ノ記載方等ニ付テハ寬大ノ取扱ヲ爲スヲ要ス

第二十二條　織物消費稅ハ新規ノ課稅ナルヲ以テ當業者中ニハ不知不識法規ニ違反シ居ルコト勘カラサルヘシ故ニ小犯則ニ對シテハ成ルヘク說諭ヲ與ヘテ將來ヲ警戒スル等充分斟酌ヲ加フヘシ

第二十三條　當業者ニ對シテハ成ルヘク便宜ヲ與フルト同時ニ關係官廳ハ織物ノ出入其他ニ付機宜ノ通信ヲ爲シ連絡ヲ保チ徵稅上闕漏ナカラシムルコトニ注意スルヲ要ス

第二十四條　他ノ稅務署所管內ニ製造場又ハ販賣場ヲ移轉スルノ申告アリタルトキ又ハ織物ヲ移出スルノ承認ヲ與ヘタルトキハ關係稅務署ハ互ニ其ノ必要ナル事項ヲ通報スルヲ要ス

第二十五條　收稅官吏ハ現金又ハ現金ト同樣ナルモノノ取扱ヲ爲スカ故ニ之カ監督ヲ嚴重ニシ苟モ過誤ヲ生スルカ如キコトナカラシムルコトニ深ク注意ヲ要ス

第二十六條　織物販賣者カ二月一日ニ於テ所持スル織物ノ數量價額ヲ屆出テタル場合ニ於テ政府カ豫テ推算シタル高ト大同小異ナル場合ニ於テハ其ノ數量價額ヲ以テ相當ノモノト認定スヘシ別ニ實地ニ就テ檢査ヲ爲スカ如キ煩雜ノ取扱ヲ爲スニ及ハス

第二十七條　各販賣者カ二月一日ニ於テ所持スル高トシテ政府ノ推算シタル價額ハ其ノ希望ニ依リ販賣者ニ內示スルモ妨ナシ

第二十八條　各販賣者カ二月一日ニ於テ所持スル織物ニ付テハ其ノ販賣シ終ル時期ノ見込ヲモ豫メ屆出テシムルコトニ注意スヘシ

第二十九條　本年法律第一號附則第七項ニ依リ印紙貼用免除ヲ許可スル場合ニ於テハ成ルヘク三箇月毎ノ賣上高ニ依ル稅金ヲ取纏メ翌月ニ之ヲ政府ニ納付セシムル樣條件ヲ定ムルヲ要ス

更ニ又織物消費稅ニ關スル法律ノ規定ハ、消費稅ヲ課スヘキ織物ヲ單ニ毛織物ト毛織物以外ノ織物トニ區別スルノミニシテ、此等兩者ヲ區別スル標準ヲ示ササルノミナラス、課稅セラルヘキ織物ノ範圍ニ關シテモ何等ノ規定ナキヲ以テ、大藏省ハ同年一月毛織物ト毛織物以外ノ織物トノ區別ノ標準ヲ定メテ、織物原料品タル毛ノ重量カ毛以外ノモノノ重量ニ超過スルトキハ之ヲ毛織物トシ、毛以外ノモノノ重量カ毛ノ重量ニ超過スルトキハ之ヲ毛織物以外ノ織物トシテ取扱フコトニ決定シ、又課稅セラルヘキ織物ノ範圍ニ關シテモ、織物ノ種類ニ就テ具體的ニ其ノ課否ヲ區別シ、之ニ依リテ課稅セシムルコトトシタリ。

次ニ織物消費稅ノ實施ニ當リテ生シタル問題ノ中最モ重要ナルモノハ、課稅方法ニ關スルモノトス。既ニ述ヘタル如ク最初政府提出原案ニ於テハ本稅ノ課稅ハ現金徵收ノ方法ニ依ルモノナリシカ、議會ニ於ケル修正ノ結果、原則トシテ印紙貼用ノ方法ニ依ルコトトナリ且毛織物以外ノ織物ノ稅率ヲ減少セシ代リトシテ、稅法施行ノ際織物販賣者ノ所持スル既製品ニ對シテ消費稅ヲ課スルコトトナレリ。斯クテ毛織物以外ノ織物ニ對スル課稅ハ、議會ノ修正ニ因リ政府提出ノ原案トハ大ニ其ノ趣ヲ異ニスルニ至リシモノナルカ、右ノ修正ニ對シテハ織物製造及販賣業者ハ一齊ニ猛烈ナル反對運動ヲ起シタリ。今其ノ反對理由ノ概要ヲ擧ケレハ左ノ如シ。

第一　印紙貼用ニ伴フ弊害

（一）印紙貼用ノ爲メ自ラ原價ヲ表明スルニ依リ營利ノ道ヲ失スルコト。

（二）整練染張其他取扱上印紙の剝落を免れざること。
（三）尺賣仕立賣の如きは印紙貼用の形跡を失ひ爲に納稅品と脫稅品とを識別するを得ざるに至ること。
（四）織物の種類によりては印紙貼用の爲め疵物となること。
（五）賣買の都度數多の商品に印紙を貼用するにより自然取引の敏活を失ひ商機を誤ること。
（六）脫稅を容易ならしめ延いて正業者を壓迫せしむるに至ること。

第二　既製品課稅に伴ふ弊害

（一）販路杜絕し商品停滯し延いて織元に於ける生產力を衰退せしむること。
（二）濫售投賣の結果は商品價格の暴落を來し市價の平準を失ひ商業の秩序を紊亂すること。
（三）賣買の約束成立せるものにして延取引のものは商品の返戻を生じ商業界に紊亂を來すこと。
（四）當業者は常に信用に依り現實の資本に對し三倍乃至五倍の商品を運轉するを以て印紙貼用の爲め大に其の資本を減却すること。
（五）商業手形の濫發を誘起し其の流通圓滑を缺き隨て不渡手形を續出すること。
（六）倒產者續出し關係銀行及其の他に破綻を生じ金融梗塞して經濟界を攪亂すること。

政府亦本稅の徵收方法に就ては固より印紙貼用の方法の便ならざるを認めしを以て稅法に例外として現金納付の途を設けしを利用して實際の運用上に於ては此の方法を本則と爲して極力印紙納付の方法を避くることに努め前揭の如く稅務監督局長會議に於ても其の方針を明示したり。斯くて織物消費稅の課稅方法に關する問題の中稅金納付方法に關する限りに於ては事實上政府原案と殆ど異る所なきこととなりしが既製品に對する課稅に關しては此等當業者の反對運動も其の效を奏せず纔に其の徵收方法に關して現金延納を許すの規定を附則中に設け以て幾分の緩和を計りしに止まりたり。

然るに右の如く稅金徵收の方法を實際取扱上現金納付に依ることと爲したる結果織物の課稅價格の認定は課稅上最も重要なるものとなりしを以て政府は之に關する全國の取扱を一定する爲め明治三十八年六月に至り左記の方法に依りて課稅價格の査定を行ふことに決定したり。

（一）取引價格の明なるものは取引價格に依ること。
（二）取引價格の明ならざるものは生產費に利益として其の五分を加へたるものを以て課稅價格とすること（生產費とは原料代染賃工費及雜費を云ふ）。
（三）製造人の申告價格が前二項に依る價格に對し一割以内の差に止まる場合に於ては申告價格を是認すること。

織物消費稅が從價法に依りて賦課せらるべきことは稅法の規定する所にして政府も亦當初は此の趣旨に從ひ右の如く課稅價格の認定方法を定めて嚴格なる從價稅を賦課せしが元來織物の價格は時と所とに依り一定ならずして同一品種の織物にして稅金負擔の輕重に相異あり且其の課稅價格の査定に際して稅務官吏と當業者との間に屢意見の一致を缺きて衝突を惹起し爲に當業者の課稅手續の不便を訴ふるの請願陳情等は頗る多きに上れり。今其の最も主要なるものとして東京織物問屋同業組合外百六團體の組織せる大日本織物聯合會が明治三十九年四月十二日を以て大藏省に提出せる陳情書中の改正意見の要點を揭ぐれば左の如し。

（一）各種の織物は其の種類に依り一定の價格及徵稅手續を豫定すること。
（二）前項の價格及納稅手續を豫定するには各地同業組合又は其の組合に於て選出したる代表者に於て其の事

項を協議し、各生產地の狀況に鑑み其の方法を設け、當該官吏の承認を得て之を定むること。

(三) 市場所在地に於ては賣買價格を標準とし、同業組合又は同業組合の選出したる代表者をして評價せしめ、當該官吏の承認を得て課稅價格其の他の事項を定むることを得ること。

(四) 織物消費稅は現金又は之に代ふるに印紙を以て納入することを得しむること。

(五) 收入印紙を以て納稅する場合、納稅告知書又は申告書に納稅相當の印紙を貼用し、納稅手續を了すること。

(六) 織物稅として納入すべき印紙は、其の生產地織物同業組合をして賣下げしむること。

(七) 收入印紙にて納入するも、相當の擔保を供するものに限り三箇月の猶豫を與ふること。

(八) 綿絹毛交織物にして內國の生產品に限り、純毛織物の外は毛織物以外織物として徵稅すること。

當局に於ても亦織物稅の徵收に關して、純然たる從價稅制を固持することの不可なるを認め、明治三十九年五月に至り之が徵收手續を大要左の如く定め、以て從來の從價法に多少の從量法的色彩を加味することとしたり。

(一) 明治三十八年六月決定の趣旨に基き、取引價格（消費稅を含まず）を課稅價格とし、製造人の申告價格と一割以內の差に止まるときは之を是認すべきも、如何なる場合に於ても取引價格の八割以上にあることを期すること。

(二) 織物の種類に依り品質、價格の略ぼ一定せるものに在りては適宜等級を分ち、各等級毎に前項の課稅價格の範圍に於て豫め課稅價格を定め置き、查定の都度課稅價格に付問題を生ぜざることに注意すること。

(三) 前項の豫定價格を定むるときは、成るべく織物同業組合又は當業者の代表者の意見を聽取し、適實の價格を得ることに注意すること。

(四) 織物同業組合の檢查所の設ある場所に於ては、成るべく之を利用して織物檢查の際稅法上の手續を兼行はしむる等、便宜の方法を講ずること。

然るに明治四十一年七月に至り、大藏省は從前の織物の課稅範圍、課稅價格評定方法及輸出織物取締方法等に改訂を施して、八月一日より實施することと爲し、之を各稅務監督局長及稅關長に通達したり。蓋し織物消費稅に對する從來の取扱方法は、各地の徵稅官署に依りて一定せず、課稅品目の如きも、從來の規定は其の選擇に關して廣き裁量の餘地を存せし爲め、各地區々として其の範圍を異にし、同一品目にして一地方にては課稅せられ、他地方にては無稅となる等、頗る紛雜を極めたり。更に又輸出織物に關しては從來一定の取扱方法を設くることなく、極めて寬大なる取締を爲すの方針を採り來りしも、製造者中之に乘じて往々輸出に托して脫稅を企つる者を生じ、逐年其の數を增加するに至れり。斯くて大藏省は其の取扱方法を全國に亙りて一定するの必要を認め、茲に之が改正を行ひしものにして、今其の要綱を揭ぐれば左の如し。

(一) 織物製造後其の織物を同一製造人が直に製品と爲すものに對しては、其の織物製造場と製品製造場と判然區劃しある場合に限り、其の製品製造場に移出する際、製品製造者に移出したるものとして課稅すること。但し單に加工等の爲め移出する場合は此の限に在らず。

(二) 織物の課稅範圍に就ては、從來に比し一層詳密なる分類を設け、一々個々の品目に就き織物として取扱ふものと然らざるものとを區別せしこと。

(三) 織物の課稅價格評定方法は左記の如く取扱ふこと。

(イ) 取引價格を確實に調查し得るものは、賣買價格（稅金を含む）の十一分の九に課稅すること。

（ロ）取引價格を調査し難きものは、生産費に百分の五の利益を加へしものの十分の九を課稅價格として課稅すること。

（ハ）前二項の課稅價格は常に調査し、五分以上の差異を生ぜざることに注意すること。

（四）輸出織物に就ては特殊織物と普通織物との取扱を區分せず、開港場に到達する迄は、特に承認省略を爲すを妨げざるものと認むるものの外、總て移出承認の取扱を爲すこととし、且其の取締手續を大に嚴重にせしこと。

右の改正に依り、織物の課稅範圍に關しては頗る詳密なる分類を設くると共に、無稅と爲すべき織物は大藏省の認可を受くべきことと爲したるを以て、從來の如き不統一に流るるの虞殆ど之れ無きに至りしと雖も、他面に於て從來地方に依り或は課稅せられざりし品目をも課稅物品中に列擧せる結果、一見多數の課稅品目を新に增加せし如き觀を呈するに至り、爲に一時當業者の物議を招くに至れり。然れども右改正に依る影響の最も大なりしは、輸出織物に關する取扱方法なりとす。輸出織物に關しては既述の如く從來は極めて寬大なる取締方針を採り、大抵の場合に於ては移出承認の手續を省略し、六箇月又は一箇年の期間を定めて、其の期間內に於ける移出織物の種類・數量・價格等を當業者より申告せしむることに依り、消費稅免除の取扱を爲し來りしものなるが、右改正の結果輸出織物に對する承認手續の省略は原則として之を行はざることと爲し、織物製造地より織物が輸出港に到著すれば、稅務署に著荷申告を爲して其の證明を受けしめ、又之を他に移出するときは更に移出承認を受けしめ、尙外國に輸出する場合にも亦、稅務署に申告して其の承認を受けしむることと爲したり。斯くて改正の結果は從來に比して官民共に其の手續著しく煩瑣となり、輸出織物業者を始め當業者は、斯かる取扱方法は其の煩に堪へざるのみならず、商品積込の機を失して不測の損害を蒙ることあり、延ては輸出織物貿易の消長に關すと爲し、之に對して反對運動を起したり。他方徵稅當局に在りても、免稅承認省略を與ふべき織物の範圍に關して、各地の取扱寬嚴區々に渉り、爲に輸出港に於ける同一貿易商の取扱ふ織物中、生産地を異にするが爲め其の取扱を異にするが如きこと往々にして之れあるに至りしを以て、大藏省は輸出織物に對しては幾分其の取扱を緩和するの必要を認め、羽二重及其の他承認省略を爲すも妨げずと認むるものに對しては承認省略を爲すことに改めたり。

上述の如くにして右の改正手續は其の效果著しからざりしを以て、翌四十二年五月に至り大藏省は再び織物消費稅の施行方針を改定したり。抑織物消費稅は既に述べたる如く、其の創設當時より頗る世論の反對を受け、通行稅及鹽專賣と共に所謂戰時三大惡稅と稱せられて、世論之が廢止を主張する者多く、帝國議會に於ても此等三稅の廢止を目的とする法律案は、第二十四・五の兩回に亙りて衆議院に提出せらるるに至れり。是を以て政府は織物稅の徵收手續に關する世評に鑑み、行政上の取扱方の改善に依りて其の缺陷を矯正するの急務なるを認め、明治四十二年五月稅務監督局長會議の諮問を經て、織物消費稅の施行方針を定め、同年八月一日より之を實施したり。今右施行方針の要點を擧ぐれば左の如し。

（一）織物の課稅範圍を一定すると共に、免稅範圍を擴張したること。

織物の課稅範圍が地方に依り區々に流るるは卽ち不公平の生ずる所以なるを以て、織物消費稅創設以來之を一定することに努め來りしと雖も、全國各地には種々雜多の織物産出せらるるが故に、全國を盡一ならしむるは容易ならざりしが、今回は各品目に就き一層精密なる分類を施し

以て課稅範圍を一定すると同時に、免稅範圍を擴張して、常識上織物と看做す能はざるもの及微細なるものは之を課稅外に置きたり。其の中特に著しきはリボン地を免稅と爲したることなり。リボン地は元來織物稅創設の當時は課稅外に置かれ、明治四十一年七月の取扱手續の改正に依り新に課稅織物中に編入せられしものにして、當時に於て最も當業者の反對を受けしものなるが、本次の改正に依り更めて織巾三寸以內のものを無稅と爲したる爲め、事實上殆どリボン地の一切は無稅となるに至れり。

（二）課稅價格評定方法の改正

織物を査定するに當りて、課稅物件に就き一々課稅價格の認定を爲すは、人と所とを異にする毎に價格を異にし、極めて不公平且煩雜なるものあり。是を以て前述の如く明治三十九年五月に至り多少評定方法を緩和し、特殊の織物に對しては適宜等級を分ち、各等級毎に豫め課稅價格を定め置き、以て前記の如き弊害の防止に努めしが、今次の改正に依り、斯かる標準價格豫定の方法を成るべく各種の織物にも及ぼし、之に依る申告に就き査定することと爲し、且右の標準價格は左記各號に依り之を定むることと爲したり。本改正の結果織物消費稅の課稅方法は、從來の從價法より事實上大體に於て從量法に變更せられしものと見ることを得べし。

（イ）織物の種類品目同一のものにして、同一の標準價格を適用するを相當と認むるものを分類し、等級を分つこと。

（ロ）右等級の區分は各地の狀況に應じ必ずしも同一なるを要せずと雖も、每等の標準價格の間差は、大體其の分類に屬すべき織物の最高價格の百分の五內外に相當する金額を目安として定むること。

（ハ）標準價格（製造者が仲繼業者に賣渡す價格卽ち生產費・利益金・稅金・保險料・運賃・其の他一切の費用を合算したるもの）の十一分の八とすること。但し前一箇年の平均取引價格が前月中の平均取引價格より高價なるときは、其の前月中の平均取引價格に依るものとす。

（ニ）平均取引價格は前年又は前月中の取引高を以て其の總價格を除する算法に依ること。

（ホ）取引價格を調査し難きものは、生產費に百分の五の利益を加へたるものの十分の八を以て標準價格とすること。

（ヘ）標準價格は織物の同業組合又は當業者の代表者の意見を參酌して定むること。

（ト）他局管內に生產せらるる織物と同一歩調を取るの必要あるものは、關係局と協商を遂げ定むること。

（チ）標準價格は一局管內を區域として定むること。但し事情已むを得ざる地方に於ては、一局管內を數區に分ち之を定むるも妨なし。

（リ）標準價格は本省の承認を經て之を定むること。

（ヌ）取引價格は常に注意し居り、其の十一分の八が標準價格に對し五分以上の減差又は一割以上の增差を生じたるときは、之を改訂すること。

（三）輸出織物に對する寬典

輸出織物の取扱に就ては、既述の如く明治四十一年七月に至り嚴重なる取締規定を設けし爲め當業者は大なる打擊を受けしが、當局は之に鑑み本次の改正に際して其の取締方法を大に緩和

し、輸出織物中、必ず外國へ輸出せられ決して內地消費に轉ぜざるものと認めらるるものに對しては、移出承認省略の認可を與へ、爾後斯かる織物に對しては何等取締上の檢束を加へず、稅法の圈外に置くことと爲したり。而して移出承認省略を爲さざる輸出織物と雖も、製造者其の他の關係に依り取締上差支なしと認め得るものに就ては豫め一定の條件を指定し、之に從ふときは移出の事前承認を爲し、之に對しては極めて簡便の取扱に出づることと爲し、右事前承認を爲さざるものに對してのみ從前の取扱手續を適用することとせり。

（四）交付金下付手續の改正

輸出織物に關し交付金を下付する場合に在りては、從來納稅濟の證明を要する規定なりしを以て、轉々して輸出商の手に渡れる商品の織物に於ける納稅額を調査するは其の手續夥しく、爲に種々の議論を生じたり。是を以て今次の改正に依り、納稅濟證の貼用、納稅濟證印の押捺、織物組合の納稅濟證印の押捺又は組合檢查證の添附あるものは、何れも納稅濟織物として取扱ふも妨なきことと爲したり。

（五）內地向織物取扱手續の簡略

內地消費の織物に對しても、成るべく其の移出承認の條件及取締方を簡便にし、又成るべく織物同業組合を利用するの方法を講じ、組合の檢查ある織物に對しては收稅官吏の檢查を省略し、又は同業組合の檢查の際に稅法上の手續をも兼ね行はしむる等の方法を採り、其の他徵稅上種々の點に於て官民相互の便宜を圖らんことを期したり。

要するに右改正の目的とする所は、課稅の衡平を保つと同時に、徵稅手續の煩雜を防がんとするに在りしものにして、之に依り法律の不備を補足して、織物消費稅に對する批難を減ぜんことを期したり。右取扱手續は爾後必要の都度適當なる改正を加へられ、以て大正末年に至れるものとす。

第四款　日露戰後の織物消費稅

第一項　織物消費稅整理案の調查

第一目　稅法審查委員會の調查

上述の如く政府は日露戰役に際し、之に要する經費支辨の爲め非常特別稅を課することと爲し、織物消費稅も亦右非常特別稅の一部として徵收せられしものなるが、戰役終結後も右非常特別稅は戰後經營の必要上、尙引續き繼續せらるることとなりしを以て、政府は之と同時に稅制の一般的整理を行ひ、以て財政の基礎を强化すると共に國民負擔の衡平を圖らんことを期し、明治三十九年四月大藏省內に稅法審查委員會を設置し、大藏部內の官吏を委員に任命して之が調查を行はしめたり。

稅法審查委員會は織物消費稅の整理に關する調查を行ふに當り本稅が所謂戰時三大惡稅の一として其の全廢を主張する者多き事實に鑑み、整理の根本問題として本稅の存廢に就て審議せしが、其の結果左記の如き理由に基き本稅は之を存續せしむることに決したり。

（一）生活必需品の課稅は能ふ限り之を避くべきは勿論なりと雖も、財政の需要は必ずしも此の理論を貫徹する能はずして、各國共生活必要品に課稅せざるはなし。我國現下の財政狀態に於て衣服の原料たる織物に課稅するは亦、已むを得ざる所にして、假に之を全廢せんか、約千五百萬圓

の歳入缺陷を生ずべく、斯かる巨額の歳入缺陷を補塡すべき新財源は、其の發見容易ならざるのみならず、右新財源は必ずしも織物消費稅に優るものを期待すること能はざるべし。

（二）織物消費稅の世に物議多きは委員會も亦之を認むと雖も、其の物議の原因は稅金負擔の苦痛に非ずして、徵稅手續の煩雜と課稅の不公平とに在り。故に徵稅方法に就ては充分に之が改善を行ひたる上、本稅は之を存續して財政上の要求を充すを必要とす。

斯くて委員會は織物消費稅を存續するに決したる後、之が整理改善の方法を調査することと爲し全國各地の商業會議所・織物組合等に對して諸問を發し、愼重なる審議を遂げたる結果左の如き成案を得たり。

（一）織物消費稅は原則として從量稅制に依り、例外として從價稅制を採用すること。

織物消費稅の世上に物議多きは、其の主たる原因二あり。織物の課稅價格が時と所とに依り同じからず、同一織物にして稅金の負擔を異にし、課稅の衡平を失すること其の一なり。織物課稅價格の査定に當り收稅官吏と當業者と意見を異にし、其の折衝に無用の煩累を重ぬること其の二なり。是れ從價稅には免るべからざる弊にして、此の弊を矯正せんとせば、從價稅を改めて從量稅と爲すに如かず。但し織物の價格を豫定し能はざるもの、又は價格に非常の等差あるものに限り、例外として從價稅制を採用するは已むを得ざる所なり。是を以て委員會は原則として從量稅制を採用し、例外として從價稅制に據るを可なりと爲し、此の趣旨に基きて稅率表の編成に從事し、非常なる努力の後に一案を得たり。今其の編成の要綱を說明すれば左の如し。

（イ）稅率表を編成するに當り織物の名稱に依りて之を分類するときは、疑義百出し實行困難なるのみならず、同一名稱の織物にして價格に非常の懸隔あり、課稅の不公平を來すに至るを以て、織物の名稱に依る分類は之を採用せず。但し毛織物は品種少きを以て、名稱に依れるものあり。

（ロ）織物の價格を決定する條件中、最も主要なるものは品質の精粗にして、品質の精粗は原料・織方・染色の如何に依りて岐るるが故に、織物の分類は絲の原料に重きを置き、更に織方染色等を標準と爲し、尙價格懸隔の度合と徵稅手續の便否とを斟酌したり。

（ハ）織物の種類を綿織物・絹織物・絹綿交織物・麻織物・綿麻交織物・絹麻交織物・毛織物・毛綿交織物・絹毛交織物及其の他の織物の十類に大別し、前の九類は絲の原料に重きを置き、更に織方染色等を縱橫に之を細分し、分類の繁細に失することなからしむると同時に、課稅の公平を得せしむることに注意したり。

（ニ）從量稅を適用すべき九類の織物は、更に原料たる絲數の割合又は織方若は染色の方面より後の一類は前九類より特に除外せられたるもの及前九類に屬せざる特殊の織物を包括し、之に對しては從價稅を適用す。

（ホ）紋織・綴錦・金銀絲入の如く、面積又は重量を以て價格を決定する能はざるもの、其の他特殊の織物にして價格を豫定する能はざるものには從價稅を適用す。

（ヘ）從量稅價格の單位は反・丈・尺の如き面積に依るものと、斤・匁の如き重量に依るものとに區別したり。是れ課稅の公平を期すると同時に、取引の慣例に副はしめんとせしに由るものなり。

（ト）從量稅率は各種の織物の卸賣價格を調査し、其の價格中例外的に最高のものと最低のもの

とを除きて、産出額の多寡に應じて計算したる價格の平均を求め、其の一割を以て算出したり。

從つて從價稅を從量稅に改むることに因る租稅收入額の增減は之れ無きものとす。

（二）毛織物の稅率を毛織物以外の織物と同じく從價一割と爲すこと。

非常特別稅法に於ては毛織物は從價一割五分、毛織物以外の織物は從價一割の稅率にして、兩者の間に權衡を失するのみならず、毛織物稅の高率は、漸次發達の途に在る內地毛織物製造事業を阻害するの虞あるを以て、委員會は毛織物の稅率を毛織物以外の織物と同じく、從價一割に輕減することとしたり。右の結果消費稅の收入額は四十年度豫算額に比し百十八萬九千五百七十八圓を減少するの見込なりとす。

（三）毛織物以外の織物の印紙貼用の制を廢し、毛織物の如く總て引取課稅の制度と爲すこと。

織物稅の課稅方法に就ては委員會は最も愼重なる審議を遂げたる所にして、（一）機臺に課稅する方法（二）原料絲に課稅する方法（三）賣上金に課稅する方法（四）印紙納付と爲す方法等、各種の方法に就き其の利害を審議したる末、此等の諸方法は何れも缺點多くして採用すべからざるものと認め、結局現行の如く織物其のものに課稅するの主義に依る外良法なしと爲せしが、而も其の徵收の手續に關しては、委員會は從來の織物消費稅施行の實蹟に鑑み、織物に印紙を貼用するは徵稅上困難なるのみならず、織物の取引を阻害すること甚大にして、到底實行し能はざるものなりと爲して印紙貼用の主義を否認し、毛織物消費稅の如く總て引取課稅の制度を採用することに決したり。而して右の如く引取課稅の制度を採用したる結果、納稅濟證印の押捺及納稅濟證貼付に關する規定は不用に歸すると共に、消費稅徵收猶豫の規定は毛織物以外の織物にも及ぼさることとなれり。蓋し印紙納付の制度に在りては、稅金の徵收猶豫に關する規定を設くる必要なきが故に、非常特別稅法に於ては稅金延納の規定は毛織物消費稅に關してのみ設けられ、毛織物以外の織物に就きては此の規定を缺きしものなるも、實際上の取扱としては既述の如く、毛織物以外の織物に對しても、從來引取課稅主義を採用せしものなるが故に、之に對しては非常特別稅法第八條の二第一項第四號の規定を解釋援用して事實上延納を許可し來りしものなるが、整理案に於て右の如く、毛織物以外の織物に對しても引取課稅主義を採用するに決したる以上、稅金延納に關する規定も亦毛織物以外の織物に及ぼす必要を生ぜしなり。

（四）免稅すべき自家用織物の範圍を限定すること。

非常特別稅法に於ては、製造者の自用に供する織物には消費稅を免除するの規定あるも、製造者の自用に供する織物とは其の用語廣きに失し、彼の賃織を業とする者に依賴して織物を製造するものの如きは、免稅するの限に在らざるのみならず、弊害の生ずる原因も亦此に存するを以て委員會は製造者が自己又は其の家族の用に供する爲め製造する織物に限り、免稅するを至當と認めたり。

以上の趣旨に依り委員會は新に單行の織物消費稅法案を立案して、從來の非常特別稅法中織物消費稅に關する規定を廢止することと爲せしが、右法律案は前揭の諸改正點を除くの外は大體非常特別稅法中の規定を移したるに過ぎざれども、其の稅率表に至りては固より新規の編成に係り、委員會苦心の結果に成れるものなるを以て、參考の爲め左に之を揭ぐべし。

織物消費稅稅率表

凡例

一　本表ニ於テ一反ト稱スルハ織物ノ面積鯨尺二千六百六十方すヲ謂フ

二　着尺地ニシテ反トナレル織物ニ付テハ其ノ面積カ鯨尺二千六百六十方すニ對シ二割以內ノ增減アルモ之ヲ一反トシテ計算ス西トナレルモノ亦之ニ準ス

三　縮緬物ニシテ仕上ニ因リ面積ニ增減ヲ生スヘキモノニ付テハ仕上後ノ面積ヲ推定シテ計算ス

四　裏織トナレル織物ニ付テハ其ノ兩面ノ面積ヲ計算ス

五　本表ニ於ケル絹絲ニハ人造絹絲ヲ含ム

六　本表ニ於テ本絹絲ト稱スルハ賀斗絲及絹玉紡績絲ヲ除クノ外ノ絹絲ヲ謂フ

七　手紡絹絲及機械紡績絹絲ニハ絹玉紡績絲ヲ含マス

八　本表ニ於ケル機械紡績絹絲ニハ絹玉紡績絲ヲ含マス

九　本表ニ於テ麻絲ト稱スルハ亞麻絲、大麻絲、苧麻絲、ラミー絲及黃麻絲ヲ謂フ

十　本表ニ於ケル絲數ノ割合ハ經緯各別ニ於ケル割合ノ平均トス

十一　二種以上ノモノヲ混紡シタル絲又ハ二種以上ノ絲ヲ撚揷ミタル絲ハ絲數ノ計算ニ於テ等分トス

十二　絹絲ト他ノ絲（金銀絲及擬金銀絲ヲ除ク）トノ交織物ニシテ他ノ絲ノ數カ總絲數ノ百分ノ五ヲ超エサルモノハ本表ニ特別ノ規定アル場合ヲ除クノ外之ヲ絹織物ト看做ス絹絲、麻絲、毛絲ノ一ト他ノ絲（金銀絲及擬金銀絲ヲ除ク）トノ交織布亦之ニ準ス

十三　絹絲、絹絲、麻絲、毛絲ノ中三種ヨリナレル交織布ニシテ其ノ一種ノ絲數カ百分ノ五ヲ超エサルモノハ他ノ二種ノ絲ノ交織布ト看做ス

十四　混紡絲又ハ撚揷絲ヲ用キタル織物ハ之ヲ交織物ト看做ス

十五　本表ニ於テ織色無地ト稱スルハ經緯ノ各カ一種ノ色ノ絲ヲ以テ織ラレタルモノヲ謂フ

十六　絣ト縞トヲ併有スル織物ニ付テハ經緯各別ニ絣絲及縞絲ノ合計ニ對スル絣絲ノ割合ヲ求メ其ノ平均カ二分ノ一以上ナルトキハ絣織物トシ二分ノ一未滿ナルトキハ縞織物トス

十七　本表ニ於テ紋織ト稱スルハ紋機樣ノ循環スルコト鯨尺一方尺ニ付四百以下ノモノヲ謂フ但シ左ニ揭クルモノハ之ヲ紋織ト看做サス

一　鯨尺一尺間ニ付八本以下ノ筋機樣ニシテ一筋ノ幅及一筋內ニ於ケル一箇環ノ紋機樣ノ長鯨尺五分以下ノモノ

二　帶地ノ末端ニ在ル額模樣

號	品名	單位	稅率
	第一類　絹織物	百匁	圓 〇二〇
一	屑絲織絹布（重量十分ノ七以上ノ屑絲ヲ用キタルモノ）	一反	、一二〇
二	其ノ他ノ絹布	一反	、一五五
	甲　絣ノ絹布（縮緬、壁織又ハ紋織トナリタルモノヲ除ク）	一反	、一九〇
	イ　單撚絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一反	、〇八〇
	ロ　單撚絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	、一一五
	ハ　單撚絲數四分ノ一以下ノモノ	一反	、一四〇
	乙　縞、織色無地、縮緬、壁織、紋織ノ絹布	一反	、〇四六
	イ　單撚絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一反	、〇七七
	ロ　單撚絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	、一〇〇
	ハ　單撚絲數四分ノ一以下ノモノ		
	丙　其ノ他ノモノ		
	イ　單撚絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ		
	ロ　單撚絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ		
	ハ　單撚絲數四分ノ一以下ノモノ		
	第二號ノ織物ニシテ一反ノ重量七十五匁以下ナルトキハ半額トシ二百四十匁ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル二百四十匁迄毎ニ五割ノ稅額ヲ加フ		

三			
	縞、織色無地及絣ノ縮緬又ハ壁織		
	甲　本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ		
	イ　本絹絲中柞蠶絲、玉絲、機械紡績絹絲及手紡絹絲ノ一種若ハ二種以上ノ絲數二分ノ一以下ノモノ	一反	九六〇
	ロ　本絹絲中柞蠶絲、玉絲、機械紡績絹絲及手紡絹絲ノ一種若ハ二種以上ノ絲數二分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	七六〇
	乙　本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	四五〇
	丙　本絹絲數四分ノ一以下ノモノ	一反	一二〇
四			
	縞、織色無地及絣ノ絹布		
	甲　本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ		
	イ　本絹絲中柞蠶絲、玉絲、機械紡績絹絲及手紡絹絲ノ一種若ハ二種以上ノ絲數二分ノ一以下ノモノ	一反	六五〇
	ロ　本絹絲中柞蠶絲、玉絲、機械紡績絹絲及手紡絹絲ノ一種若ハ二種以上ノ絲數二分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	五〇〇
	乙　本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	二七〇
	丙　本絹絲數四分ノ一以下ノモノ	一反	二一〇
五			
	其ノ他ノ絹布		
	甲　本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ		
	イ　練絲若ハ人造絹絲ヲ用キタルモノ又ハ織上後練リタルモノ		
	い　本絹絲中柞蠶絲、玉絲、機械紡績絹絲及手紡絹絲ノ一種若ハ二種以上ノ絲數二分ノ一以下ノモノ	百匁	八〇〇
	ろ　本絹絲中柞蠶絲、玉絲、機械紡績絹絲及手紡絹絲ノ一種若ハ二種以上ノ絲數二分ノ一ヲ超ユルモノ	百匁	六〇〇
	ロ　其ノ他ノモノ		
	い　本絹絲中柞蠶絲、玉絲、機械紡績絹絲及手紡絹絲ノ一種若ハ二種以上ノ絲數二分ノ一以下ノモノ	百匁	六二〇
	ろ　本絹絲中柞蠶絲、玉絲、機械紡績絹絲及手紡絹絲ノ一種若ハ二種以上ノ絲數二分ノ一ヲ超ユルモノ	百匁	四六〇
	乙　本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ		

	イ　練絲若ハ人造絹絲ヲ用キタルモノ又ハ織上後練リタルモノ	百匁	三〇〇
	ロ　其ノ他ノモノ	百匁	二三〇
	丙　本絹絲數四分ノ一以下ノモノ		
	イ　練絲若ハ人造絹絲ヲ用キタルモノ又ハ織上後練リタルモノ	百匁	二二〇
	ロ　其ノ他ノモノ	百匁	一七〇

第三號ノ織物ニシテ一反ノ重量六十匁以下ナルトキハ半額トシ百八十匁ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル七十匁迄毎ニ五割ノ稅額ヲ加フ

第四號ノ織物ニシテ一反ノ重量五十匁以下ナルトキハ半額トシ百五十匁ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル六十匁迄毎ニ五割ノ稅額ヲ加フ

第四號ノ織物ニシテ紋織ノモノニハ本類ノ稅率ヲ適用セス

六	第三類　絹綿交織物		
	縞、織色無地及絣ノ縮緬又ハ壁織		
	甲　綿ノ絲數百分ノ六十五以上ノモノ		
	イ　絹絲中本絹絲數二分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	二二〇
	ロ　絹絲中本絹絲數二分ノ一以下ノモノ	一反	一七〇
	乙　綿ノ絲數百分ノ三十五ヲ超エ百分ノ六十五未滿ノモノ		
	イ　絹絲中本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一反	四三〇
	ロ　絹絲中本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	三〇〇
	ハ　絹織中本絹絲數四分ノ一以下ノモノ	一反	二一〇
	丙　綿ノ絲數百分ノ三十五以下ノモノ		
	イ　絹絲中本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一反	五四〇
	ロ　絹絲中本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一反	三三〇
	ハ　絹絲中本絹絲數四分ノ一以下ノモノ	一反	二三〇
七			
	縞、織色無地及絣ノ絹綿交織布		

	甲　綿ノ絲數百分ノ六十五以上ノモノ			
	イ　絹絲中本絹絲數二分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	円一九〇
	ロ　絹絲中本絹絲數二分ノ一以下ノモノ	一	反	、一四〇
	乙　綿ノ絲數百分ノ三十五ヲ超エ百分ノ六十五未滿ノモノ			
	イ　絹絲中本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一	反	、三六〇
	ロ　絹絲中本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	、二三〇
	ハ　絹絲中本絹絲數四分ノ一以下ノモノ	一	反	、一七〇
	丙　綿ノ絲數百分ノ三十五以下ノモノ			
	イ　絹絲中本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一	反	、四五〇
	ロ　絹絲中本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	、二五〇
	ハ　絹絲中本絹絲數四分ノ一以下ノモノ	一	反	、一九〇
八	其ノ他ノ絹綿交織布			
	甲　綿ノ絲數百分ノ六十五以上ノモノ			
	イ　絹絲中本絹絲數二分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	、一四〇
	ロ　絹絲中本絹絲數二分ノ一以下ノモノ	一	反	、一〇五
	乙　綿ノ絲織百分ノ三十五ヲ超エ百分ノ六十五未滿ノモノ			
	イ　絹絲中本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一	反	、二二〇
	ロ　絹絲中本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	、一六〇
	ハ　絹絲中本絹絲數四分ノ一以下ノモノ	一	反	、一二〇
	丙　綿ノ絲數百分ノ三十五以下ノモノ			
	イ　絹絲中本絹絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一	反	、四一〇
	ロ　絹絲中本絹絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	、二二〇
	ハ　絹絲中本絹絲數四分ノ一以下ノモノ	一	反	、一五〇

本類ノ織物ニシテ一反ノ重量七十匁以下ノモノハ半額ノ稅率トシ百八十匁ヲ超ユルモノハ其ノ超ユル八十匁毎ニ五割ノ稅額ヲ加フ

第七號ノ織物ニシテ紋織ノモノハ本類ノ稅率ヲ適用セス

	第四類　麻織物			
九	黄麻布（黄麻絲數四分ノ三ヲ超ユルモノヲ含ム）	百	匁	円〇一五
一〇	厚地麻布（一反ノ重量四百六十匁ヲ超ユルモノ）	百	匁	、〇四〇
一一	其ノ他ノ麻布			
	甲　縞、織色無地ノ麻布			
	イ　機械紡績麻絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一	反	、一五〇
	ロ　機械紡績麻絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	、一七〇
	ハ　機械紡績麻絲數四分ノ一以下ノモノ	一	反	、三八〇
	乙　絣ノ麻布			
	イ　機械紡績麻絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一	反	、二〇〇
	ロ　機械紡績麻絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	、二二〇
	ハ　機械紡績麻絲數四分ノ一以下ノモノ	一	反	、四五〇
	丙　其ノ他ノ麻布			
	イ　機械紡績麻絲數四分ノ三ヲ超ユルモノ	一	反	、一四〇
	ロ　機械紡績麻絲數四分ノ一ヲ超ユルモノ	一	反	、一五〇
	ハ　機械紡績麻絲數四分ノ一以下ノモノ	一	反	、二九〇

第十一號ノ織物ニシテ鯨尺一寸間ノ經絲數五十四本以下ノモノハ半額ノ稅率トス

第十一號ノ織物ニシテ前項ニ該當スルモノヲ除クノ外一反ノ重量二百三十匁ヲ超ユルモノハ八割ノ稅額ヲ加フ

	第五類　綿麻交織物		
一二	綿及黄麻交織布	百　匁	円〇二〇
一三	其ノ他ノ綿麻交織布		
	甲　縞、織物無地及絣ノ綿麻交織布		
	イ　綿ノ絲數百分ノ六十五以上ノモノ	一　反	、一三〇
	ロ　綿ノ絲數百分ノ三十五ヲ超エ百分ノ六十五未滿ノモノ	一　反	、一四〇
	ハ　綿ノ絲數百分ノ三十五以下ノモノ	一　反	、一五〇
	乙　其ノ他ノ綿麻交織布		
	イ　綿ノ絲數百分ノ六十五以上ノモノ	一　反	、〇八〇
	ロ　綿ノ絲數百分ノ三十五ヲ超エ百分ノ六十五未滿ノモノ	一　反	、〇九〇
	ハ　綿ノ絲數百分ノ三十五以下ノモノ	一　反	、一一〇

第十三號ノ織物ニシテ鯨尺一寸間ノ經絲數五十四本以下ノモノハ半額ノ稅率トス

第十三號ノ織物ニシテ前項ニ該當スルモノヲ除クノ外一反ノ重量二百三十匁ヲ超ユルモノハ其ノ超ユル二百三十匁迄毎ニ五割ノ稅額ヲ加フ

	第六類　絹麻交織物		
一四	各種ノ絹麻交織物		
	甲　絹ノ絲數百分ノ六十五以上ノモノ	一　反	円三七五
	乙　絹ノ絲數百分ノ三十五ヲ超エ百分ノ六十五未滿ノモノ	一　反	、三一〇
	丙　絹ノ絲數百分ノ三十五以下ノモノ	一　反	、二九〇

第十四號ノ織物ニシテ一反ノ重量二百匁ヲ超ユルモノハ其ノ超ユル百匁迄毎ニ五割ノ稅額ヲ加フ

	第七類　毛織物		
一五	「モスリン」及旗布	一　斤	円二四〇
一六	「フランネル」	九・一〇五方尺	、〇六五
一七	「ブランケット」	一　斤	、一一五
一八	其ノ他ノ純毛布（旅氈ヲ除ク）		
	甲　九・一〇五方尺ノ重量百二十「グラム」ヲ超エサルモノ	一　斤	、三五〇
	乙　九・一〇五方尺ノ重量二百五十「グラム」ヲ超エサルモノ	一　斤	、二四〇
	丙　九・一〇五方尺ノ重量四百五十「グラム」ヲ超エサルモノ	一　斤	、二一〇
	丁　九・一〇五方尺ノ重量四百五十「グラム」ヲ超エタルモノ	一　斤	、一六〇
	第八類　毛綿交織物		
一九	「モスリン」	一　斤	、二〇〇
二〇	「イタリアン・クロース」	一　斤	、二三〇
二一	「アルパカ」、「オルレアンス」及「ラストルス」	一　斤	、二四〇
二二	「フランネル」	九・一〇五尺方	、〇五五
二三	「ブランケット」	一　斤	、一〇〇
二四	其ノ他ノ毛綿交織物（旅氈ヲ除ク）		
	甲　九・一〇五方尺ノ重量百二十「グラム」ヲ超エサルモノ	一　斤	、二五〇
	乙　九・一〇五方尺ノ重量二百五十「グラム」ヲ超エサルモノ	一　斤	、一六〇
	丙　九・一〇五方尺ノ重量二百五十「グラム」ヲ超エタルモノ	一　斤	、一一〇

本類ノ織物ニシテ綿ノ重量百分ノ五以下ナルトキハ純毛布ト看做シ百分ノ九十五以上ナルトキハ綿織物ト看做ス

	第九類　絹毛交織物		
二五	各種ノ絹毛交織布		

	甲　絹ノ絲數二分ノ一以上ノモノ 乙　絹ノ絲數二分ノ一未滿ノモノ		
	第十類　其ノ他ノ織物		
二六	各種ノ天鵞絨織物、毯通	一斤	從價一割
二七	金銀絲入織物及擬金銀絲入織物	一斤	從價一割
二八	緞綿	一斤	從價一割
二九	第四號及第七號ノ織物ニシテ紋織トナレルモノ	一斤	從價一割
三〇	旅氈	一斤	從價一割
三一	絹綿交織布、馬尾毛布、羽毛布、紙布、蕉布、樁布、葛布、芭蕉布其ノ他別號ニ揭ケサル各種ノ織物	一斤	從價一割

第二目　稅法整理案審查會の審查

翌明治四十年三月に至り政府は整理の愼重を期する爲め、更に官吏の學識經驗者を委員とせる稅法整理案審查會を設置し、前記稅法審查委員會の整理案を原案として之に就き更に審議を遂げしめしが、同審查會は織物消費稅に就ては、本稅の性質に鑑み最も愼重に審議するの必要を認め、原案の審查に入るに先ち重ねて本稅の存廢に就て論議せしが、結局本稅は多少の批難を免れざるものありとも、國費多端の時期に際して千五百餘萬圓の財源を失ふは財政の許さざる所なりと爲し、主として財政上の必要より全廢說を否認したり。斯くて審查會は整理原案の審議に入りしが、其の最も多くの論議を費せしは從價稅制を從量稅制に改むるの點にして、結局之に關しては整理原案を否認して從價稅制を維持することと爲し、其の他の點に就ては全部原案を是認したり。而して審查會に於て從量稅制に反對する論者の理由とする所は

（一）從量稅に於ては、多くの場合稅額は織物の價格と比例を保つことを得ざるが故に、課稅の不公平を生ず。

（二）織物の種類は千種萬態にして、同一原料を使用する織物にても、意匠の巧拙染色の良否加工の程度等に依り價格に差等を生ずるものなるが故に、之を簡單なる從量稅の下に課稅するは甚しき不公平を生ず。

（三）織物の價格は流行嗜好產額等の變遷に依り常に變動するものなるが故に、稅額と織物價格との平均を保持するが爲には、織物の價格變動の都度立法手續に依り稅率表を改正するを要すと雖も、稅率表の改正の如きは容易に之を實行すべからざるのみならず、假に之が實行を期するも其の間多少の歲月を要するが故に、價格の變動益甚しく、課稅の不公平一層大となるべし。

等の諸點にして、之に對し從量稅を可なりとする論者の論點の重なるものは

（一）稅額と織物の價格との間に比例を保つこと能はざるより生ずる不公平は從價稅に於ても免るべからざる所なるのみならず、右の不公平は從量稅に在りては、人に依り又所に依りて負擔を異にするが如きものに非ざるに反し、從價稅に在りては人に依り又所に依り隨時負擔を異にするものなるが故に、其の弊は一層大なるものあり。

（二）織物の價格變動に依る弊害を、從量稅のみに負はしむるは不可にして、價格變動に依る弊は從價稅に於て寧ろ甚しと爲すべきなり。

（三）要するに多少の不公平は從價從量共に免るべからずと雖も、稅金の查定に當り收稅官吏と當

業者との間に論爭を惹起し、無用の手數と時間とを費すの弊は、單り從價稅に於て免るべからざる所なり。

等の諸點なるが、結局委員多數の意見は、從價稅の施行漸く慣熟したる時に當り、之が課稅方法を變更して經驗なき從量稅に改むるは、批難多き織物消費稅に更に新なる批難を加ふるの虞あるを以て、從量稅の可否は廣く之を一般の研究に委ね、徐々に計畫するを穩當とすと云ふに一致し、結局織物稅の徵收は從前通りの方法に依り、且其の稅率は總て從價一割を徵することと決したり。右の外審査會に於ては、綿織物を免稅して代ふるに紡績綿絲に課稅するの說、織物の種類に依り稅率に差等を設くるの說及毛織物に對して從價一割五分を課するの說等行はれしが、何れも多數の贊成を得ずして否決せられたり。

政府は審査會の決議に從ひ、從量稅主義を捨てて從來の如く從價稅主義に依りて整理原案を修正したる上、織物消費稅法案を第二十四回帝國議會に提出せしが、他の租稅整理案と共に衆議院の否決する所となりて、成立するに至らざりき。

第二項　織物消費稅法の制定

織物消費稅法案は右の如く第二十四回帝國議會に於て成立するに至らざりしを以て、政府は更に第二十六回帝國議會に於て、他の諸稅整理法律案と共に、再び之を提出したり。而して右第二十六議會提出の織物消費稅法案は大體に於て前記第二十四議會提出案を踏襲せるものにして、織物消費稅は總て從價稅制に依ること、毛織物の稅率を毛織物以外の織物と同じく價格百分の十とすること、稅金の納付に就ては毛織物の課稅方法と同じく引取課稅の制と爲すこと、毛織物以外の織物に就ても稅金の徵收猶豫を認むること等、主要なる事項は何れも前案と異なる所なしと雖も、其の細目に至りては多少其の趣を異にする點なきに非ず。其の主なる點を擧ぐれば左の如し。

（一）消費稅の納付に就ては引取課稅の制を原則とするも、例外として印紙貼用を以て之に代ふることを得せしむること。

山間僻地等交通不便の場所に在りては引取課稅の方法は却て官民相互の不便となるべきを以て、斯かる場合に於ては例外として印紙納付の制度を併せ認むることとしたり。而して斯く印紙納付の制を認むる結果として、法案中隨所に之に關し必要なる規定を追加したり。

（二）織物に納稅濟證印の押捺又は納稅濟證の貼付を受くることを得せしむること。

織物に納稅濟證印の押捺又は納稅濟證の貼付を受くることは之を强要するものに非ざるも、納稅濟なることを證明し取引上信用の確保を欲する當業者に對しては、其の要求に從ひ之を認許するを以て相當なりと認めしなり。

（三）收稅官吏の尋問に對し虛僞の答辯を爲したる者に制裁を加ふること。

非常特別稅法及前回提出案に於ては、收稅官吏の職務執行を拒み之を忌避し若くは之に支障を加へたる者に對しては制裁を附するも、收稅官吏の尋問に對し虛僞の答辯を爲したる者に對しては制裁を附せざりしが、斯くては收稅上の不便少からざるを以て本案に於ては之に關する規定を補ふこととせり。

而して本法案の實施に因り、毛織物の稅率輕減の爲に生ずる歲入減少見込額は、百四萬一千六百七

十五圓と豫算したり。

右織物消費稅法案に對しては、衆議院は審議の末、收稅官吏の尋問に對し虛僞の答辯を爲したる者に制裁を加ふるが如きは、苛酷に過ぐるものなりと爲して、之を單に收稅官吏の職務執行を拒みたる場合に限ることに修正し、其の他の點に就ては全部原案を是認したり。貴族院亦衆議院修正案を可決せしを以て、右稅法は明治四十三年三月法律第七號を以て左の如く公布せられ、同時に非常特別稅法中織物消費稅に關する規定は廢止せられたり。

織物消費稅法（明治四十三年三月二十五日法律第七號）

第一條　織物ニハ本法ニ依リ消費稅ヲ課ス

第二條　消費稅ノ稅率ハ織物ノ價格百分ノ十トス

第三條　左ニ揭クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ免除ス

一　外國ニ輸出スル織物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル織物

二　製造者カ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル爲自ラ製造シタル織物

消費稅ヲ納付シタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅額ニ相當スル金額ヲ交付ス

第四條　消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ織物ヲ引取ルトキ引取人之ヲ納付スヘシ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ製造者ニ於テ織物ニ其ノ價格ヲ表記シ消費稅ニ相當スル印紙ヲ貼用シテ消費稅ノ納付ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ製造者ヲ以テ引取人ト看做ス

印紙ヲ貼用スル場合ニ於テ消費稅額一錢未滿ノ端數ハ總テ一錢トシテ計算ス

第五條　消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタルトキハ政府ハ三月以內消費稅ノ徵收ヲ猶豫ス

第六條　消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者ハ其ノ織物ニ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受クルコトヲ得

第七條　左ニ揭クル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ納付セスシテ織物ヲ引取ルコトヲ得

一　他ノ製造場ニ移出シ又ハ藏置場ニ藏置スル爲織物ヲ引取ルトキ

二　染色、捺染、刺繡其ノ他ノ加工ヲ爲ス爲製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ

三　一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル爲政府ノ定メタル條件ニ從ヒ製造場又ハ藏置場ヨリ織物ヲ引取ルトキ

前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

第八條　消費稅ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル織物ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其ノ種類及數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ織物ヲ製造場ヨリ引取ルモ更ニ消費稅ノ徵收ヲ爲サス

第九條　第四條第一項但書及第七條ノ場合ヲ除クノ外製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ織物ヲ引取ル者ハ引取ノ際織物ノ價格ヲ政府ニ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ其ノ申告シタル價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定ス

織物引取人前項ノ評定價格ニ不服アルトキハ卽時異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

異議ノ申立アリタルトキハ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

異議申立人ノ主張ニ依ル價格ト前項ノ決定價格トノ差カ第二項ノ評定價格ト前項ノ決定價格トノ差ヨリ大ナルトキハ鑑定ニ關スル費用ハ其ノ申立人ノ負擔トス

印紙ヲ貼用シタル織物ノ表記價格ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ織物ノ價格ヲ評定シ其ノ差額ニ對スル消費稅ヲ追徵ス此ノ場合ニ於テハ前三項ノ規定ヲ準用ス

第十條　第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於テ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ織物ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條　織物製造者ハ第五條又ハ第七條ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於テ織物ヲ他ニ引渡スコトヲ得ス

第十二條　織物ヲ製造又ハ販賣セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ但シ第三條第一項第二號ニ該當スル織物ノミヲ製造セムトスル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　織物製造者ハ同一ノ場所ニ於テ織物ノ販賣業又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造業ヲ兼營スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條　織物ノ製造者、販賣者及前條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ帳簿ヲ備ヘ織物又ハ製品ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第十五條　收稅官吏ハ織物ノ製造場、販賣場又ハ第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造場ニ立入リ織物、原料、織物ヲ原料トシテ製造シタル物品、器具、機械、建築物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條　收稅官吏ハ運搬中ニ在ル織物ヲ檢查シ其ノ出所及到著先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認ムルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費稅ヲ徵收ス但シ消費稅四圓未滿ナルトキハ罰金額ハ二十圓トス

一　第十二條但書ニ該當スル場合ヲ除クノ外政府ニ申告セスシテ織物ヲ製造シタルトキ

二　外國ニ輸出スル爲若ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出スル爲消費稅ヲ免除セラレタル織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ內地ニ於テ消費シ又ハ內地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ

三　消費稅納付前又ハ擔保提供前ニ於テ織物ヲ消費シタルトキ

四　第七條ニ依リ引取リタル織物ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セサルトキ

五　第十條又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタルトキ

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ第一號ノ場合ニ於テ織物ヲ原料トスル製品ヲ製造シタルトキハ前條ノ例ニ依ル

一　第十三條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者織物又ハ製品ノ製

造出入ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ

三　命令ノ定ムル方法ニ依リ織物ニ價格ヲ表記セス又ハ印紙ヲ貼用セサルトキ

四　收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミタルトキ

第十九條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ刑ノ減免及刑法第四十八條第二項ノ例ヲ用キス

第二十條　織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ本人ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ織物ノ製造者、販賣者又ハ第十三條但書ノ場合ニ於ケル製品ノ製造者ヲ處罰ス

附　則

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス但シ同規定ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

織物消費稅法の公布に伴ひ之が施行規則を制定し、同月勅令第百八十五號を以て左の如く之を公布したり。

織物消費稅法施行規則（明治四十三年三月二十九日勅令第百八十五號）

第一條　本令ニ於テ製造者又ハ製造セムトスル者ト稱スルハ自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル織物ノミヲ製造シ又ハ製造セムトスル者ヲ包含セス

第二條　織物ヲ製造セムトスル者ハ製造場及製造スヘキ種類ヲ定メ其ノ製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ

販賣場ヲ有シテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ販賣場ヲ定メ販賣場所轄稅務署ニ申告スヘシ

販賣場ヲ有セスシテ織物ヲ販賣セムトスル者ハ其ノ居所所轄稅務署ニ其ノ旨申告スヘシ

第三條　製造場ハ其ノ敷地ノ連續セサル場合ニ於テモ之ヲ一製造場ト認ムルコトヲ得

第四條　所轄稅務署ハ必要ト認ムルトキハ織物製造者ニ織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具、機械ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第五條　織物製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ製造場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有スル者販賣場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ販賣場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

織物販賣者ニシテ販賣場ヲ有セサル者其ノ居所ヲ移轉シタルトキハ其ノ旨移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條　織物製造者期間ヲ定メテ製造ヲ爲ストキハ著手及終了ノ時期ヲ豫メ所轄稅務署ニ申

告スヘシ

第七條　第二條若ハ前條ノ規定ニ依リ申告シタル事項又ハ第四條ノ規定ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第八條　繊物製造業又ハ販賣業ヲ相續シタル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

繊物製造業又ハ販賣業ヲ讓渡シタル者ハ讓受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第九條　繊物製造者又ハ販賣者其ノ製造又ハ販賣ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十條　外國ニ輸出スル繊物又ハ製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル繊物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造場ヨリ之ヲ引取ル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ但シ輸出ノ目的ヲ以テ製造セラルル繊物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタル場合ニ於テハ承認ノ省略ヲ爲スコトヲ得製品ト爲シテ外國ニ輸出セムトスル繊物ノミヲ製造スル製造場ニシテ所轄稅務署ニ於テ取締上不都合ナシト認メタルトキ亦同シ」

前項ノ場合ニ於テ所轄稅務署カ繊物又ハ其ノ製品ノ運搬、藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定シタルトキハ其ノ條件ニ從フニ非サレハ消費稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ス

第十一條　消費稅ヲ納付シタル繊物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタル場合ニ於テハ消費稅ヲ納付シタルコトノ證憑ヲ具シ輸出港稅關ニ、其ノ郵便ニ依リ輸出シタル場合ニ於テハ所轄稅務署ニ之ヲ申請スヘシ

前項ノ規定ニ依リ交付金ヲ受ケムトスル者ハ輸出ノ際豫メ輸出港稅關ニ其ノ旨申告スヘシ

但シ郵便ニ依リ輸出スルモノハ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第十二條　消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ繊物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタル場合ニ於テ消費稅ノ免除ヲ得ムトスルトキハ其ノ繊物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ外國ニ輸出シタルコトノ證憑ヲ具シ之ヲ所轄稅務署ニ申請スヘシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ消費稅ノ免除ニ關シ之ヲ準用ス

第十三條　繊物製造者自己又ハ其ノ家族ノ用ニ供スル繊物ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル場合ニ於テハ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

第十四條　繊物消費稅法第七條ノ規定ニ依リ繊物ヲ引取ラムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條　繊物消費稅法第九條第一項ニ依ル價格ノ申告ハ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ

第十六條　繊物消費稅法第四條第一項但書ノ規定ニ依リ繊物ニ印紙ヲ貼用シテ消費稅ノ納付ニ代ヘムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告シ承認ヲ受クヘシ

第十七條　繊物ニ印紙ヲ貼用スル場合ニ於テハ繊物ニ其ノ價格及製造者ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ表記シ相當印紙ヲ貼用シ繊物面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スヘシ但シ印紙貼用者ハ結目ナキ絲ヲ以テ紙片ヲ繊物ニ縫著シ紙片ニ價格及住所、氏名又ハ名稱ヲ表記シ其ノ絲ノ結束シタル場所ニ相當印紙ヲ貼用シ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ之ニ消印スルコトヲ得

第十八條　消費稅ヲ納付シ又ハ消費稅額ニ相當スル擔保ヲ提供シタル者其ノ織物ニ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ此ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ織物又ハ織物ニ縫著シタル紙片ニ納稅濟ノ旨ヲ記載シタル切符ヲ貼付シ又ハ納稅濟ノ證印ヲ押捺スヘシ

前項ノ規定ニ依リ納稅濟證印ノ押捺ヲ受ケ又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受ケタル織物ニ加工セムトスル場合ニ於テ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタルトキハ加工後更ニ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ請求スルコトヲ得

第十九條　金庫所在地以外又ハ金庫閉鎖後ニ於テハ收稅官吏ハ消費稅金ノ領收ヲ爲スコトヲ得

第二十條　擔保物ノ種類ハ金錢又ハ所轄稅務署ノ確實ト認メタル有價證券ニ限ル

擔保物ヲ提供セムトスル者ハ前項ノ擔保物ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第二十一條　擔保トシテ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ相當ノ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第二十二條　擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ消費稅納付濟ニ至リタルトキ又ハ消費稅免除ノ確定シタルトキハ所轄稅務署ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十三條　消費稅ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ擔保物アルトキハ擔保物ヲ以テ稅金ニ充ツ

前項ノ場合ニ於テ擔保物有價證券ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ順次ニ公賣ノ費用及稅金ニ充ツ

前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第二十四條　織物製造者又ハ織物消費稅法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタル者ニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二　使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三　製造シタル種類、數量及製造ノ日

四　他ニ引渡シタル種類、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

第二十五條　織物販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　引取リタル種類、數量、價格、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二　販賣シタル種類、數量、價額、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣人ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スルコトヲ要セス

第二十六條　本令ニ依リ所轄稅務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受クヘキ場合ニ於テ製造場ニ出張シタル收稅官吏ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルトキハ稅務署ニ申告シ又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十七條　收稅官吏ハ織物ノ製造者、販賣者又ハ織物消費稅法第十三條但書ニ該當スル製品ノ製造者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十八條　本令中稅務署ニ屬スル事務ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラルル織物ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

附　則

本令ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法施行規則ニ依リ爲シタル處分又ハ行爲ハ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

織物消費稅法は以上の如くにして制定せられしと雖も、其の內容は單に非常特別稅法中織物消費稅に關する規定を整理したるに過ぎず、課稅の主義方針に至りても亦從來實際上施行し來りし所と敢て大差なきものなるが故に、本法の公布に伴ひ大藏大臣は同年三月各稅關・稅務監督局及稅務署に對し本稅法施行上の取扱方に關して內訓を發し、從來の取扱手續は之を變更せざるべきことを命ずると共に、更めて其の全文を擧ぐれば左の如し。

織物消費稅法施行上取扱方心得（明治四十三年三月三十日大藏大臣達）

第一條　織物消費稅法ハ非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ヲ整理シタルモノニ過キサルヲ以テ其ノ施行ニ付テハ從來ノ取扱方ヲ變更セサルコトヲ要ス

第二條　施行規則カ大綱ヲ定メ細目ニ渉ラサルハ執行者ヲシテ活用ノ自在ヲ得セシメムトスルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ其ノ施行ノ寬嚴緩急ハ各地ノ狀況ニ應シ適實ニ斟酌スルヲ要ス

第三條　外國輸出ノ織物ニ付テハ成ルヘク便宜ヲ圖リ無稅引取ノ承認ヲ省略スルモノト否トニ區別シ其ノ承認ヲ爲ス場合ニ於テモ事前ニ承認ヲ爲スモノト否トニ區別シ其ノ取引ヲ害セサルコトニ注意シ爲ニ輸出ヲ妨クルコトアルナキヲ要ス

第四條　織物ノ運搬藏置其ノ他ノ事項ニ付條件ヲ指定スルハ取締上特ニ必要ナル場合ニ限ルヲ要ス

第五條　織物同業組合ノ檢査所等ノ設ケアル場所ニ於テハ成ルヘク之ヲ利用シ織物檢査ノ際稅法上ノ手續ヲ兼行ハシムル等總テ便宜ノ方法ヲ講スルヲ要ス

第六條　他ノ製造場又ハ藏置場ニ織物ヲ移出スル場合ニ於テハ其ノ移出先ノ距離又ハ設備ノ如何ヲ問フヲ要セス又其ノ移出又ハ轉換ノ度數ヲ制限スルヲ要セス

第七條　織物消費稅法第七條ニ織物ノ未納稅引取ヲ認ムル場合ノ一トシテ政府ノ定メタル條件ニ從ヒ一定ノ場所ニ於テ消費稅ヲ納付スル場合ヲ揭ケタルハ地方ノ狀況ニ應シ適當ノ條件ヲ定メテ未納稅引取ヲ許シ以テ取引ノ阻礙ヲ來ササラシメムトスルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ實際ニ支障ナキ限ハ地方地方ニ適應シタル條件ヲ定メ製造者ノ便宜トスル場所ニ於テ稅金ヲ納付スルコトヲ得セシメ成ルヘク不便ヲ感セシメサル方法ヲ講スルコトヲ要ス

第八條　偶々賃錢ヲ得テ隣人ノ依賴ヲ受ケ其ノ自家用ノ織物ヲ製造シ與ヘタル如キハ必スシモ稅金ヲ課シ又ハ犯則トシテ處分スルヲ要セス

第九條　製造ノ申告ハ製造人各別ニ之ヲ爲スヲ本則トスト雖一定ノ賃織依賴者ノ織物ヲ製造スルモノノ如キハ賃織依賴者ニ於テハ必スシモ各人ヲシテ申告セシムルヲ要セス

第十條　製造者ニ對シテハ豫メ其ノ製造力ヲ考査シ不取締ノ虞ナキ限ハ織物引取ノ都度承認ヲ與フル等ノ煩ヲ省キ其ノ他間接監視ノ方法ヲ採リ自他ノ煩冗ヲ來ササルコトニ注意スルヲ要ス

第十一條　織物引取ノ申告アリタルトキハ成ルヘク速ニ査定ヲ了シ營業者ニ迷惑ヲ與ヘサルコトニ注意スルヲ要ス

第十二條　査定ハ成ルヘク簡便ノ方法ニ從フコトニ注意シ從ラニ些末ノ計算ニ重キヲ置キ爲ニ長時間ヲ費

スカ如キコトアルナキヲ要ス

第十三條　織物ノ種類數量價格等カ現品ノ調査ヲ爲サスシテ明確ニ之ヲ知リ得ル場合ニ於テハ必スシモ現品ニ就キ査定ヲ爲スヲ要セス

第十四條　營業者ニ於テ評價人ヲ置キ官吏ノ査定ニ便セムトスルトキハ十分其ノ評價ヲ參酌シ課稅ノ衡平ヲ保ツト同時ニ官民相互ノ爭ヲ避クルコトニ努ムルヲ要ス

第十五條　織物ノ種類品目同一ノモノニシテ同一ノ標準價格ヲ適用スルヲ相當ト認ムルモノニ付テハ標準價格ヲ豫定シ置キ査定ノ都度課稅價格ニ爭議ヲ生スルカ如キコトナキヲ期スヘシ但シ標準價格ヲ豫定スルトキハ織物同業組合又ハ當業者ノ代表者ノ意見ヲ參酌スルヲ要ス

第十六條　毛織物ハ多クハ先物契約ヲ爲シ販賣スルノ習慣アルヲ以テ其ノ確實ナルモノニ付テハ該契約價格ニ依リ査定スルヲ要ス

第十七條　新タニ製織セラルル織物ノ價格評定ニハ自ラ多クノ時間ヲ費スノ虞ナシトセス此等ノ織物ニ對シテハ特ニ注意ヲ拂ヒ成ルヘク之ヲ敏活ニ處理スルコトヲ要ス

第十八條　商品見本ナルコトノ明カナル織物ニ付テハ當該官吏ノ檢査ヲ受ケス之ヲ得意先ニ移出スルコトアルモ强テ之ニ課稅スルヲ要セス

第十九條　同一織物ニ對シ收稅官吏ノ異ナルニ從テ評價ヲ異ニスルカ如キコト之レアルニ於テハ課稅ノ衡平ヲ缺クノミナラス營業者ヲシテ疑惑ヲ懷カシムルニ至ルヘキヲ以テ人ニ依リ評價ヲ異ニスルカ如キコトナキヲ要ス

第二十條　納稅濟證又ハ納稅濟證印ハ營業者ノ希望ニ依リ織物ノ結束部ニ之ヲ爲スモ妨ナシ

第二十一條　一定ノ日ニ市場ヲ開設スル習慣アル地方又ハ小製造者ノ散在スル地方ニ於テハ其ノ土地ノ狀況ニ從ヒ便宜共同貯藏場ヲ設置セシムル等官民相互ノ便利ヲ講スルヲ要ス

第二十二條　織物製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具機械ノ目錄ハ必要ノ場合ニ於テノミ提出セシムヘキモノナルヲ以テ圖面ハ大製造場ニシテ容易ニ其ノ內部ノ狀況ヲ知ル能ハサル如キ場合ニ限リ目錄ハ監督上必要ト認ムル場合ニ於テ製造力ニ關係ヲ有スル主要ノモノニ限リ提出ヲ命スルコトトスヘシ

第二十三條　織物製造者ヲシテ織物ノ販賣業又ハ織物ヲ原料トスル製品ノ製造業ヲ兼營スルヲ得サラシメタルハ取締上ノ必要ニ出テタルモノナルヲ以テ不取締ノ虞ナキ限ハ區劃ノ認定ニ付テ嚴格ナル取扱ヲ爲スニ及ハス

第二十四條　組合又ハ共同販賣所ニ於テ記帳シタルモノニ依リ織物出入ノ要領ヲ見ルコトヲ得ル場合ニ於テハ小製造者ノ帳簿ノ記載方等ニ付テハ寬大ノ取扱ヲ爲スヲ要ス

第二十五條　帳簿ノ怠記其ノ他ノ不注意ヨリ生スル微細ノ犯則ニ對シテハ成ルヘク相當說諭ヲ與ヘテ將來ヲ警戒スル等十分斟酌ヲ加フヘシ

第二十六條　營業者ニ對シテハ成ルヘク便宜ヲ與フルト同時ニ關係官廳ハ織物ノ出入其ノ他ノ事項ニ付機宜ノ通信ヲ爲シ聯絡ヲ保チ徵稅上闕漏ナカラシムルコトニ注意スルヲ要ス

第二十七條　他ノ稅務署所轄內ヨリ製造場又ハ販賣場ヲ移轉スル旨申告アリタルトキ又ハ他ノ稅務署所轄內ヘ織物ヲ移出スルノ承認ヲ與ヘタルトキハ關係稅務署ハ互ニ其ノ必要ナル事項ヲ通報スヘシ稅關ニ於テ引取承認ヲ與ヘタル場合亦之ニ同シ

第二十八條　收稅官吏ハ現金又ハ現金ト同樣ナルモノノ取扱ヲ爲スカ故ニ之カ監督ヲ嚴重ニシ苟モ過誤ヲ生スルカ如キコトナカラシムルコトニ深ク注意ヲ要ス

第二十九條　收稅官吏及技術官吏ハ製織上ノ機密ヲ知得スル機會多キヲ以テ之ヲ他ニ漏洩セシメサルコトニ深ク注意スルヲ要ス

第三十條　織物ノ檢査ニ直接關係ナキ事項ノ調査ハ成ルヘク之ヲ避ケ若シ之ヲ必要トスル場合ニ於テモ營業者ノ業務ニ妨害ヲ與ヘサル程度ニ於テ之ヲ爲スコトニ注意スルヲ要ス

織物消費稅法は同年三月勅令第百八十七號を以て、同年四月一日より臺灣に施行せられ、又同年四

月勅令第二百五號を以て、同年四月十五日より之を樺太に施行せられたり。

尙翌明治四十四年三月に至り、關稅法の改正に伴ひて、法律第四十五號を以て「砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル法律」公布せられ、外國より輸入せらるる砂糖織物等に對する內國稅の賦課及徵收に關して特別の規定を設けられしが、右に就ては既に前節に於て之を詳說せしを以て、茲には之を省略す。

第五款　大正時代の織物消費稅

第一項　臨時制度整理局の織物消費稅整理案

政府は明治四十四年十二月內閣に臨時制度整理局を設置し、行政及財政の整理に關する調査と相併びて、租稅制度の整理に關する調査を行はしめしが、同整理局は特別委員を設けて之が調査研究を遂げたる末、現行各種租稅に對する整理案を作製し、大正元年十二月に至り之を政府に報告したり。今同整理局作製の租稅整理案中織物消費稅に關する整理の要綱を掲ぐれば左の如し。

（一）織物との權衡上メリヤス及フェルトを織物と看做し課稅すること。

（二）課稅の衡平を圖る目的を以て織物を三種に區分し、其の稅率を左の如く爲すこと。

絹織物　價格百分の十

綿織物　價格百分の六

其の他の織物　價格百分の八

前記絹織物とは絹絲過半數を以て組織したるものを謂ふ。但し人造絹絲・金屬線・金屬絲・金屬箔・漆絲及漆箔は之を絹絲と看做すこと。

（三）脫稅取締の必要上、外國に輸出したる爲め織物稅の免除を受けたる製品を再び輸入するときは其の原料織物に對し織物稅を課すること。

（四）改正稅法は大正二年四月一日より之を施行すること。

（五）改正に因る織物消費稅收入增減見込額は左の如し。

現行稅額	改正稅額		差引減少額
	初年度	平年度	
一九、一八〇、二〇四円	一八、六一三、三七七円	一八、三一五、六八二円	五六六、八二七円
	初年度	平年度	
	一八、三一五、六八二円		八六四、五二二円

（備考）一、現行稅額は明治四十三・四十四兩年度平均に依る。

二、改正初年度稅額は平年度稅額より、メリヤス・フェルトの稅額にして徵收猶豫の爲め翌年度へ繰越すべき額、現行稅法に依り徵收猶豫を受けたるものにして初年度に於て收入すべき額、改正稅法に依り徵收猶豫を受け次年度へ繰越すべき額を差引したるものとす。

政府は臨時制度整理局の立案に基き租稅整理案を作成の上、最も緊急を要すと認むる租稅より漸次整理を實行することと爲せしが、偶ゝ內閣の更迭竝に歐洲大戰の勃發等の事情の爲、一二の租稅を除くの外整理計畫は中絕の止むなきに至り、隨つて右織物消費稅の整理案も亦之が實現を見ずして終れり。然れども前揭整理條項中、メリヤス・フェルトの課稅案竝に織物の三種分類課稅案は、後述の如く大正七年に至り政府の稅制整理計畫に於て採用せられ、之に關する法律案は第四十回帝國議會に

提出せられしが、右は衆議院の否決する所となりて成立するに至らず、尋いで大正八年七月設置せられたる臨時財政經濟調査會は、同十一年七月政府の諮問に對する稅制整理案の答申に於て、織物消費稅に就ては總て現行制度を維持するを可とせしも、メリヤス及フェルトに對しては織物との權衡上之と同一の課稅を爲すの必要ありと爲したり（第一章附錄參照）。但し右答申は同調査會の決議に依り單に政府の參考案として政府に提出するに止められしを以て、政府は右案に基きて直にメリヤス・フェルトの課稅を計畫することなかりき。

第二項　織物消費稅法改正案の議會提出

大正七年政府は歐洲大戰の經驗に鑑み、大正七年度以降に於て大に國防の充實を圖るの計畫を樹て、之に要する財源を主として租稅の增徵に求むることとせしが、右增稅の實行に當りては之と同時に他面下層階級の負擔の輕減を圖ることを主眼として、一部の稅制整理を行はんことを期し、右計畫の一として織物消費稅の改正に關する法律案を、大正七年一月第四十回帝國議會に提出したり。今其の要項を揭ぐれば左の如し。

（一）メリヤス及フェルトを織物と看做して課稅すること。

メリヤスは其の用途織物と何等異る所なく、爲に織物の消費は漸次之に轉ずるの傾向尠からざるを以て、織物消費稅の收入に影響するのみならず、負擔の均衡上之に課稅するの必要あり、又フェルトも其の用途は織物と共通する所尠からざるを以て、メリヤスに課稅する以上は均衡上之にも亦課稅するの必要ありと認めたり。

（二）織物の種類を左の如く三分し、各稅率に差等を設くること。

一、絹織物（原料絲百分中九十以上の絹絲を以て組織したるもの、但し人造絹絲・金屬絲・金屬箔漆絲及漆箔は之を絹絲と看做す）　價格　百分の十三

二、綿織物（綿絲のみを以て組織したるもの）　同　百分の八

三、其の他織物（毛織物・絹綿交織物・麻織物・綿毛交織物等を含む）　同　百分の十

課稅の衡平を圖る目的を以て生活必需品たる綿織物の負擔を輕減し、代ふるに高等織物たる絹織物の負擔を加重せんとするものにして、毛織物は絹織物と同一の課稅を爲すを適當とするが如きも、實際上其の多くは實用的に消費せられ、殊に軍隊又は學生用服地竝に木綿代用の毛斯綸等其の大部分を占むるの狀態なるが故に、遽に絹織物と同一に取扱ふを得ずと認めしに因るものなり。

（三）織物消費稅徵收上必要なる設備を爲し、政府の徵稅事務を補助する織物組合に對し、其の取扱に係る織物中消費稅を賦課したる織物價格の千分の一以內の交付金を下付するを得ることとすること。

各地織物組合に於ては從來と雖も織物消費稅の徵收に關して種々の施設を爲し、以て政府の徵稅事務を補助し來りしものにして、之に依り官民共に利益を享受し來りしものなるが、斯かる施設の爲め組合は尠からざる經費を負擔するを以て、政府は之を補助する爲め交付金を下付するの必要を認めしものなり。而して本案に於ては從來と雖も織物消費稅の徵收に關して交付金下付の割合を、組合の設備又は補助の程度取扱織物の種類・數量等に依り區別することなく、一率に織物價格の千分の一以內と定めしは公平を缺くの咸なきに非ざるが如しと雖も、之れ畢竟交付金下付の趣旨は徵稅費の一部を支出す

る の意味に外ならざるを以て、組合の取扱に係る繊物中消費稅を賦課したる繊物の價格のみを標準として、一率に下付するを適當と認めしに因るものにして、又交付金下付の割合を繊物價格千分の一以內に限定せしは、此等組合が既往に於て徵稅事務補助の爲め支出したる經費に鑑み大體に於て右程度を以て充分なりと認めしに因るものなり。

（四）印紙を以て消費稅の納付に代ふる場合に於ける稅額計算規定を削除せしこと。

現行法は印紙納付の場合に於ける稅額計算上、一錢未滿の端數は總て一錢として計算するの規定なるも、右は印紙納付の場合に於ける一般的規定（大正五年一月法律第一號國庫出納金端數計算法）と異る爲め（一錢未滿の端數は之を切捨て全額一錢未滿なるときは一錢とす）、取扱上錯誤を生ずるの虞あるを以て之を削除し、一般的規定に委讓するを適當と認めしに因る。

（五）明治四十四年關稅法中改正法律の公布に伴ひ、本稅法中にも相當の改正を爲したること。

（六）改正法は公布の日より施行すること。

（七）改正に因る稅額增減見込左の如し。

種別	現行稅額	改正稅額 大正七年度	改正稅額 平年度	差引增減（△）額 大正七年度	差引增減（△）額 平年度
絹織物	四、七六四、七四三円	五、六〇四、五二九円	六、一九四、一六六円	八三九、七八六円	一、四二九、四二三円
綿織物	八、三六五、〇〇五	七、一一〇、二五四	六、六九二、〇〇四	△一、二五四、七五一	△一、六七三、〇〇一
其他織物	四、七九二、七九三	四、七九二、七九三	四、七九二、七九三	—	—
合計	一七、九二二、五四一	一七、五〇七、五七六	一七、六七八、九六三	△四一四、九六五	△二四三、五七八

（備考）一、現行稅額は大正元年度以降五箇年度分の平均を、改正稅額は其の課稅價格に改正稅率を乘じたるものを揭ぐ。

二、メリヤス及フエルト課稅に因る收入增加見込額は、平年度に於ては合計四十一萬二千百四十圓（メリヤス三十五萬千六百六十圓、フエルト六萬四百八十圓）、大正七年度に於ては合計三十萬九千百五圓なりとす。

三、繊物組合に對する交付金下付見込額は十萬九千八百五十圓なりとす。

然るに衆議院は政府提出に係る稅制整理諸法律案を審議の結果、現下の時局に際し單なる部分的整理を行ふよりは、寧ろ戰爭終結後に於て根本的整理を斷行するを以て適當なりと爲して、右稅制整理計畫は之を否決せしを以て、前記繊物消費稅改正案も遂に不成立に歸したり。

第三項　繊物組合交付金の下付

第一目　交付金制度の創設

繊物の製造又は販賣を業とする者に依り組織する組合は、從來繊物の檢查場及貯藏場等を設置し又は納稅者と稅務署との間に立ちて諸般の手續を代辨する等、收稅官吏の職務執行を容易ならしめ以て政府の徵稅事務を補助し來りしものにして、之に依り官民共に利益を享受し來れり。而して組合の斯かる施設は稅法の規定に依り當然生ずべき義務に非ざるも、組合は之が爲め勘からざる經費を負擔するものなるを以て、政府は之を補助する爲め組合に對して交付金を下付するの必要を認め前述の如く大正七年第四十回帝國議會に提出の繊物消費稅法中改正案中に於て之に關する規定を

設くる所ありしが、右改正案は議會の協贊を得る能はずして不成立に歸したり。然れども改正案中交付金の制度に就ては、衆議院に於ても、最も機宜に適したる制度なりとして速に之を實施するの必要を認め、翌第四十一回帝國議會に於ては、衆議院議員より前回提出の政府案と同一の法律案を提出せしが、右は異議なく貴衆兩院を通過し、政府亦之に對し同意を表せしを以て、大正八年三月法律第三十三號を以て左の如く公布せられたり。

法律第三十三號（大正八年三月三十一日）

織物消費稅法中左ノ通改正ス

第二十二條　政府ハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル組合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ取扱ヒタル織物中消費稅ヲ賦課シタル織物ノ價額ノ千分ノ一以內ノ金額ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右改正法律の公布に伴ひ之が實施に關する取扱規定を設くる必要あるを以て、右と同時に勅令第四十五號を以て、左の如く織物消費稅法施行規則に改正を加へたり。

勅令第四十五號（大正八年三月三十一日）

織物消費稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二十九條　織物消費稅法第二十二條第一項ノ規定ニ依リ稅務署長ハ織物組合ニ對シ徵稅上必要ナル設備ヲ爲シ又ハ徵收事務ノ補助ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ織物組合ニ對シテハ左ノ二期ニ分チ每期間內ニ於テ其ノ取扱ヒタル織物中消費稅ヲ賦課シタル織物ノ課稅價額ノ千分ノ一ニ相當スル交付金ヲ交付ス

前期　其ノ年四月ヨリ同九月迄

後期　其ノ年十月ヨリ翌年三月迄

第三十條　前條ノ織物組合同條第一項ノ命令ニ違反シタルトキハ交付金ノ全部又ハ一部ヲ交付セサルコトヲ得

附　則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二目　交付金制度の改正

右の如くにして織物消費稅徵收事務の補助を爲す織物組合に對しては大正八年度以降、其の取扱に係る織物の課稅價額の千分の一に相當する交付金を交付することとなりしが、爾來各組合に於ける徵稅事務は漸次增加し、加ふるに物價昂騰等の事情に依り、組合に於ける徵收事務に要する經費は著しく增加するに至りしを以て、政府は之に對する交付金の增額を行ふの必要を認めたり。然れども從來の如く織物の課稅價格のみに依り交付金を交付する制度に在りては、木綿織物の如く價格低くして取扱點數多きものに就ては、組合に於ける經費は巨多を要するに反し、交付金額は少額に止まるの結果となり、他の高級織物を主として取扱ふ組合との間に不公平を生ずるの虞あるを以て、政府

は此の際交付金の增額を行ふに當りては、成るべく各組合の取扱事務の分量に比例して公平適實に交付金を與ふるの方法を採用することと爲し、而して右交付金の算出標準等に關する規定は之を法律中に設くることなく、總てこれを命令に委任して機宜に依り適切に規定せしむるを適當と認めたり。斯くて政府は右の趣旨に依りて織物消費稅法中改正法律案を第四十五回帝國議會に提出せしが、右は異議なく兩院の協贊を經、大正十一年三月法律第十七號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十七號（大正十一年三月二十八日）

織物消費稅法中左ノ通改正ス

第二十二條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ組合ニ對シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

附　則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右改正法律の公布に伴ひ、織物消費稅法施行規則を改正して、課稅價格及取扱點數の兩種の標準に依りて交付金額を定むることと爲し、同年三月勅令第五十號を以て左の如く之を公布したり。

勅令第五十號（大正十一年三月二十八日）

織物消費稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二十九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ織物組合ニ對シテハ左ノ二期ニ分チ每期間內ニ於テ其ノ取扱ヒタル織物中消費稅ヲ賦課シタル織物ノ課稅價額ノ千分ノ一ニ相當スル金額及其ノ點數每五百點ニ付一圓ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ交付金ヲ交付ス此ノ場合ニ於テ五百點未滿ノ端數アルトキハ之ヲ五百點トシテ計算ス

前期　其ノ年四月ヨリ同九月迄

後期　其ノ年十月ヨリ翌年三月迄

前項ノ規定ニ依ル點數ノ計算方法ニ付テハ幅及長サノ長短ニ拘ラス一個又ハ一續ノ織物ニシテ之ニ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受クルモノヲ一點トス但シ數個又ハ數續ノ織物ヲ一括シ納稅濟證印ノ押捺又ハ納稅濟證ノ貼付ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ一括每ニ之ヲ一點トス

織物組合カ一集合査定場ニ於テ一年度間每月少クトモ六回以上織物消費稅査定ノ爲査定場ノ開設ヲ爲シタル場合ニ於テ當該査定場ノ取扱ニ係ル織物ニ付第二項ノ規定ニ依リ計算シタル一年度ノ交付金額カ百圓ニ滿タサルトキハ該査定場ニ對スル後期交付金トシテ前期交付金ト合シ百圓ニ滿ツル迄ノ金額ヲ交付ス

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四項　課稅標準價格の改正

織物消費稅は織物消費稅法の規定に依り織物價格の百分の十を課せらるるものなるが、右織物價格は固より時と所とに依り同一ならず、從て之が認定は極めて困難とする所にして、而も其の認定に

して適切ならざるときは、課稅上甚しき不公平を生ずるの虞あるが故に、大藏省に於ては既述の如く明治三十九年以降課稅價格の認定方法を改正し、各稅務監督局をして其の管內に於て生產せらるる織物の各品目毎に豫め標準價格を定め置き、之に基きて課稅せしむることと爲し、且同種の織物に就ては各監督局間に於て標準價格の協定を遂げ、以て課稅の不權衡を避けしむることと爲したり。而して右の課稅標準價格は明治四十二年八月以降は、之を前一箇年の平均取引價格の十一分の八を以て定むることと爲し、且右取引價格に變動を生ぜしときは其の都度標準價格の改訂を行はしむることと爲したり。

然るに其の後大正三年に至り歐洲戰亂勃發し、時局の影響を受けて織物界は甚しく沈衰の狀況に陷りしを以て、政府は同年九月以降數次に亙りて課稅標準價格の一般的引下を行ふ所あり、其の結果標準價格は概ね從前の半額以下に引下げられしが、爾後戰爭の擴大繼續と共に我國の一般經濟界は漸次好轉し、織物の市況も恢復の氣運に向ひ、其の取引價格亦昂騰するに至りしを以て、政府は大正五年十一月に至り標準價格の一般的改訂を行ひ、相當程度の價格の引上を實行したり。爾來織物の市況は益〻活潑となり、其の取引價格亦更に昂騰の傾向を呈するに至りしを以て、政府は再び標準價格の引上を行ふことと爲し、之に關する調査を遂ぐる所ありしも、原料絲竝に織物價格の暴落其の他の事情發生の爲め、之が實施を見合せしが、其の後織物の市況は漸次活況を呈し來り、其の價格の騰貴を見るに至りしのみならず、織物の種類に依り騰貴の割合を異にせるものありて彼此均衡を得ざるものを生じ、其の間差は益〻大ならんとするの狀況に在りしを以て、政府は玆に課稅標準の適當なる更訂を爲すの必要を認め、大正八年に至り當時現行の標準價格に對し總て五割の引上を行ふことと爲し(引上の結果改訂標準價格が取引價格に對し十一分の七を超ゆるものに在りては、之を十一分の七に止む)、同年九月一日より之を實施したり。

然るに其の後大正十三年春に至り織物の市況著しく不況に陷り、爾來其の取引價格は低落の一途を辿り、而も原料絲價は漸騰の傾向を示せし爲め、當業者の受くる打擊は甚大なるものあるに至り、各地織物組合より課稅標準價格の引下方を陳情すること一再ならざりき。政府に於ても實況を調査の結果、取引價格に對する課稅標準價格の割合の著しく昂上せしものも尠からざるを認めしを以て玆に現行標準價格より大體に於て其の五分を低減することと爲し、同年十一月十日より之を實施したり。爾後課稅標準價格に就ては何等の更訂なくして大正末年に至れるものとす。

第五項　織物消費稅法施行規則の改正

第一目　納稅擔保物に關する改正

織物消費稅法は消費稅額に相當する擔保を提供したるときは、三月以內織物消費稅の徵收を猶豫する旨を規定し(第五條)、右規定に基き同法施行規則は擔保物の種類を定めて、金錢又は所轄稅務署の確實と認めたる有價證券と爲したり(第二十條)。然るに大正九年十一月に至り政府は國債證券市價の維持增進を圖る爲め、國債の利用範圍の擴張を行ふことと爲し、從來一般有價證券を以て提供せしめ居たりし政府に對する各種保證物又は擔保物は、總て之を國債に限定するの方針を採用することに決せしを以て、右方針に從ひ前記織物消費稅に對する擔保物も之を金錢又は國債に限定すること

と爲し、大正九年十二月勅令第五百八十五號を以て、左の如く施行規則に對し右に必要なる改正を加へたり。

勅令第五百八十五號（大正九年十二月二十八日）

織物消費稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二十條中「所轄稅務署ノ確實ト認メタル有價證券」ヲ「國債」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

金錢又ハ無記名國債證券ヲ擔保トシテ提供スルトキハ之ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

登錄國債ヲ擔保トシテ提供スルトキハ擔保ノ登錄ヲ受ケ其ノ登錄濟通知書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ乙種國債登錄簿ニ登錄シタルモノニ在リテハ尙記名國債證券ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ提出スヘシ

第二十一條　削除

第二十三條中「有價證券」ヲ「國債」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前提供シタル國債以外ノ有價證券ハ本令施行ノ日ヨリ五年ヲ限リ本令ノ規定ニ拘ラス仍其ノ效力ヲ有ス

前項ノ有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニヨリ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第二目　會計法の改正に伴ふ改正

大正十年四月會計法の改正あり、之に伴ひ翌十一年一月會計規則改正せられ、何れも大正十一年四月一日より實施せられしが、右改正の結果國庫制度は從來の金庫制度を廢して新に預金制度を採用せられたり。然るに織物消費稅法施行規則に於ては、收稅官吏は金庫所在地以外又は金庫閉鎖後に限り、消費稅金の領收を爲すことを得るの規定を存するを以て（第十九條）、會計法及會計規則の改正に伴ひ右規定にも改正を加ふる必要を生ずるに至り、大正十一年三月勅令第百七十七號を以て左の如く之を公布したり。

勅令第百七十七號（大正十一年三月三十一日）

織物消費稅法施行規則中左ノ通改正ス

第十九條中「金庫所在地以外又ハ金庫閉鎖後」ヲ「日本銀行ノ本店、支店若ハ代理店ノ所在地外又ハ日本銀行營業時間後」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六項　綿織物消費稅の免除

大正十五年一月政府は多年の懸案に係る稅制の根本的整理を斷行せんことを圖り、之に關する各

種の法律案を第五十一回帝國議會に提出したり。而して右整理案に於ては政府は租稅の體系を整へ、負擔の均衡を圖るが爲に各種稅法の改廢を行ふと同時に、他方社會政策的效果を擧ぐることを目的として、數種の稅目に亙りて廢稅又は減稅を行ふことと爲せしが、織物消費稅に在りては、織物中綿織物が多數國民の生活必需品たるに鑑み之に對する消費稅を免除し、以て消費者の負擔を輕減せんことを圖れり。固より綿織物必ずしも悉く廉價品たるに非ざると同時に、綿織物以外の織物にも廉價品なきに非ざるを以て、綿織物に限りて免稅するは、之と略ゝ同一程度の他の織物との權衡を害するの虞あり、寧ろ織物の一定價格を標準として、其以下の廉價品に對し免稅するを可とすとの說なきに非ず。大正十一年の臨時財政經濟調査會の答申も亦、概ね右の如き見地の下に綿織物消費稅免除に反對の意見を具申したり。然れども織物の價格は經濟界の狀況に應じて變動常なく、價格を標準として織物稅の課否を決定することは、課稅技術上到底不可能に屬するのみならず、我國國民生活の實狀に於て綿織物は國民一般に使用せられ、殊に中產階級以下の多數國民に取りて日常缺くべからざる生活必需品なるは明かなるを以て、政府は大體に於て他の織物と區別し、綿織物に對して免稅することと爲し、之に關する織物消費稅法中改正法は、社會政策上最も妥當なりと認め、斷然之を免稅することゝ爲し、之に關する織物消費稅法中改正法律案を提出したり。今同案の要綱を揭ぐれば左の如し。

（一）織物中綿織物に對しては免稅すること。

（二）綿織物の範圍は全量中百分の九十五以上の綿を原料とする織物にして、絹を交へざるものに限定すること（人造絹絲・金屬絲・金屬線・金屬箔・漆絲及漆箔は絹絲と同一に取扱ふこと）。

（三）絹紡紬・芭蕉布其の他の織物は命令の定むる所に依り綿織物と看做すこと。

（四）綿織物の製造は之を政府に申告せしむること。

（五）本改正は大正十五年四月一日より實施すること。

（六）大正十五年四月一日前に於て課稅すべかりし綿織物、竝に四月一日前に外國輸出又は朝鮮移出の目的を以て免稅承認を受け引取りたる綿織物は、從前の例に依つて取扱ふこと。

（七）四月一日前に貯藏・加工等の爲め政府の承認を受け未納稅にて引取りたる綿織物は、四月一日後も消費稅を猶豫せられたる綿織物は、四月一日後も消費稅を徵收すること。

（八）四月一日前に擔保を提供して稅金の徵收を猶豫せられたる綿織物は、四月一日後も從前通り消費稅に相當する金額を交付すること。

（九）四月一日前に納稅濟綿織物を外國に輸出し又は朝鮮に移出したるものは、四月一日後も從前と。

（一〇）四月一日後に納稅濟綿織物を輸出又は移出するも消費稅に相當する金額を交付せざること。

（一一）本改正に因る織物消費稅の減收見込額は左の如し。

種別	改正初年度（大正十五年度）			平年度（大正十六年度以降）		
	免稅に因る減	其の他に因る減	合計	免稅に因る減	消費減に因る減	合計
綿織物	一六、六九〇、四〇七円	（引取遞期）二、六八一、七三四円	一九、四七二、一四一円	三、二五三、八七六円	円	三、二五三、八七六円
綿毛交織其の他	五六八、三七七	（引取遞期）九三、〇六一 （消費減）三八、六六五	八八〇、〇九六	七四四、四九三	三八、六六五	七八三、一五八
絹・絹綿交織・毛織物	六七七、四六七	（消費減）一、四七七、六五六	二、一五五、一三三	六七七、四六七	一、四七七、六五六	二、一五五、一三三

	合計	一七、九二六、二四四円	四、五八一、二六円	三一、五七、三六〇円	三三、六五、八三六円	一、七六、三二円	二五、三六二、一五七円

以上織物消費稅の改正に關する法律案に就ては、貴衆兩院に於て何れも愼重なる審議を遂げたる末原案の通之を可決せしを以て、改正法律は同年三月法律第二十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十二號（大正十五年三月二十七日）

織物消費稅法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ綿織物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一條ノ二　本法ニ於テ綿織物ト稱スルハ全重量百分中九十五以上ノ綿ヲ以テ組成シ絹、人造絹、金屬絲、金屬線、金屬箔、漆絲又ハ漆箔ヲ交ヘサル織物ヲ謂フ

絹紡紬絲、芭蕉絲其ノ他命令ヲ以テ定ムル原料ヲ以テ組成スル織物ニシテ命令ノ定ムルモノハ之ヲ綿織物ト看做ス

第二十三條　第十二條、第十四條乃至第十六條、第十八條第二號第四號及第十九條乃至第二十一條ノ規定ハ綿織物ニモ之ヲ適用ス

政府ニ申告セスシテ綿織物ヲ製造シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

附　則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

左ニ揭クル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

一　本法施行前消費稅ヲ課スヘカリシモノ

二　本法施行前外國輸出若ハ朝鮮移出ノ目的ヲ以テ又ハ織物消費稅法第七條ノ規定ニ依リテ消費稅ヲ納付セスシテ製造場又ハ保稅地域ヨリ引取リタルモノ

三　本法施行前消費稅ノ徵收ヲ猶豫シタルモノ

四　本法施行前消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出シタルモノ

消費稅ヲ納付シタル綿織物又ハ之ヲ以テ製造シタル物品ヲ本法施行後外國ニ輸出シ又ハ朝鮮ニ移出スルモ織物消費稅法第三條第二項ノ規定ヲ適用セス

右法律の公布に伴ひ、同月勅令第三十八號を以て施行規則に左の如く改正を加へ、綿織物と看做すべき織物の種類竝に綿織物製造の申告手續等を定めたり。

勅令第三十八號（大正十五年三月三十一日）

織物消費稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ綿織物ニ付テハ組成原料（織物消費稅法第一條ノ二第一項ノ綿織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノ又ハ本令第三十一條第十四號ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合）ヲ併セ申告スヘシ

第三十一條　左ニ揭クル原料ノミヲ以テ組成スル織物ハ織物消費稅法第一條ノ二第二項ノ規定ニ依リ綿織物ト看做ス

一　英式番手二十八號ヲ超エサル絹紡紬絲

二　芭蕉絲
三　黃麻
四　葛
五　藤
六　樺
七　楮
八　鳳梨
九　科
十　竹
十一　紙
十二　罌粟
十三　前各號ノ一種又ハ數種ト綿
十四　前各號ノ一種又ハ數種ト全重量百分中五未滿ノ毛又ハ黃麻以外ノ麻

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ヨリ引續キ綿織物ヲ製造スル者ハ本令施行後一月以內ニ組成原料(織物消費稅法第一條ノ二第一項ノ綿織物中綿ト綿以外ノ原料トヲ以テ組成スルモノ又ハ本令第三十一條第十四號ノ原料ノミヲ以テ組成スル織物ニ付テハ組成原料及其ノ重量割合)ヲ所轄稅務署ニ申告ス

第七項　丹後震災と織物消費稅の特別處分

昭和二年三月七日京都府下北丹後地方に激震あり、同府與謝・中・竹野・熊野の四郡に亙りて大慘害を與へしを以て、政府は右震災に因る被害者に對し各種租稅徵收上の特別處分を行ふことに決し、當時會ゝ開會中なりし第五十二回帝國議會の協贊を經て、同月三十日法律第十七號を以て震災被害者に對する租稅の減免猶豫等に關する法律を公布して卽日之を實施し、更に同月三十一日大藏省令第六號を以て之が施行に關する詳細の規定を公布したり。而して右法律は其の第四條に於て、震災地に於て昭和二年三月七日以後に納付すべき租稅は、命令の定むる所に依り其の徵收を猶豫することを得る旨を定めしを以て、右規定に基き前記大藏省令第六號第十一條に於て、昭和二年三月七日迄に織物消費稅法第五條の規定に依り徵收を猶豫せられたる織物消費稅は、昭和三年三月三十一日迄其の徵收を猶豫することと定めたり。今右規定に據り徵收を猶豫せられたる織物消費稅額を見るに、昭和二年十二月三十一日迄に徵收猶豫を爲したる額は五十五萬四千九百七十一圓(人員四人)にして、其の內同日迄に徵收したるもの無し。

第五節附表

累年織物消費稅表

種別		絹織物	絹綿交織物	綿織物	麻織物	毛織物	其の他の織物	總計
明治三十七年度	課稅價格	一、四二四、四七七円 内一、四〇三	五五四、二一七 内二八〇	五、九五五、八〇八 内一六〇	八〇八、三一二 内—	三〇、七八九、三〇〇 内—	七六、四二六 内六、三九二	三九、五九八、五五一 内八、二三六
	稅額	一四二、四五三円 内一四〇	五五、四二二 内二八	五九五、五九五 内一六	八〇、八四三 内—	四、六一八、三九七 内—	七、六三六 内六三九	五、四九九、三四八 内八二四
同三十八年度	課稅價格	二八、九五八、〇四六円 内一〇、八一八	一〇、四一四、三九二 内七七三	七七、七六〇、一四三 内四、七五一	四、七四五、七三九 内六二五	三七、〇〇〇、〇〇八 内一、四一六	六七四、八五一 内一〇、三八五	一五九、五五三、一八一 内二八、七七〇
	稅額	二、八九五、八四九円 内一、〇八二	一、〇四一、四六一 内七七	七、七七六、二五三 内四八三	四七四、五九八 内六二	五、五五〇、六三九 内二一二	六七、四八八 内一、〇三九	一七、八〇六、二九〇 内二、九五七
同三十九年度	課稅價格	四一、六五九、四一四円 内一九、七一〇	一五、九五八、二二〇 内四、一一四	七八、一八四、五五三 内五、四七九	二、九〇八、二八四 内一、〇六四	三二、四七九、九五二 内二、九〇二	八六九、八〇一 内四八四	一七二、〇六〇、二二七 内三三、七五五
	稅額	四、一六五、九八五円 内一、九七一	一、五九五、八四〇 内四一一	七、八一八、六九〇 内五六〇	二九〇、八四七 内一〇六	四、八七二、一一七 内四三五	八六、九八二 内四八	一八、八三〇、四六三 内三、五三三
同四十年度	課稅價格	四〇、五四八、六一九円 内二九、九四三	一八、五四九、〇〇五 内三、一二六	八五、四三二、五一七 内三、九〇三	三、〇六二、七四八 内八一六	二八、四二七、四七九 内三、八一八	一、四六三、八二七 内一四〇	一七七、四八四、一九六 内四一、七五〇
	稅額	四、〇五四、五八三円 内二、九九四	一、八五四、七九八 内三一二	八、五四二、五三六 内三九六	三〇六、二四五 内八一	四、二六〇、四一四 内五七二	一六五、四九五 内一四	一九、一八四、〇七三 内四、三七一
同四十一年度	課稅價格	四七、五八八、一二三円 内四〇、三九一	一九、六八六、七七〇 内二、六四四	八八、四七八、一一三 内三、六五七	二、七九八、三三六 内七六二	二四、六二三、九〇四 内二、二〇三	九三六、六四八 内一三三	一八四、一一二、九〇四 内四九、七八二
	稅額	四、七五八、四三三円 内四、〇三九	一、九六八、五七八 内二六四	八、八四七、〇二〇 内三六八	二七九、八〇五 内七六	三、六九三、五八七 内三三〇	九三、六五五 内一三	一九、六四一、〇七〇 内五、〇九一
同四十二年度	課稅價格	四六、二三七、一八五円 内三四、六一〇	一七、四四五、七六四 内一、九六八	八三、七二六、七七二 内五、三四五	二、八〇五、三九二 内一、四八〇	三二、六〇八、四六二 内二、五一七	九二三、七五〇 内二四五	一七三、七四六、三三六 内四六、一六七
	稅額	四、六二三、三二〇円 内三、四六二	一、七四四、四八一 内一九七	八、三七一、七一二 内五三六	二八〇、五三〇 内一四八	三、三九一、一九四 内三七七	九二、二六三 内二四	一八、五〇三、四八二 内四、七四六

種別		絹織物	絹綿交織物	綿織物	麻織物	毛織物	綿毛交織物	其の他の織物	總計
明治四十三年度	課稅價格	五一、九二五、四九九円 内四〇、一〇四	一七、九二二、二四二 内三、七五八	八三、八六六、六二三 内四、八八五	三、二三一、五九八 内六五一	三二、一〇五、九二〇 内四、七二一	内—	一、五四五、八五三 内五七八	一九〇、五八七、七三四 内五四、六八七
	稅額	五、一九二、一〇六円 内四、〇一五	一、七九二、二一四 内三七五	八、三八五、七四七 内四九〇	三二三、一三二 内六五	三、二二二、一三四 内四七三	内—	一五四、五六九 内五八	一九、〇六、八八〇二 内五、四七六
同四十四年度	課稅價格	五二、三五七、二三一円 内四一、六五九	一九、四二八、五八三 内二、八六八	八五、九三四、五〇三 内六、一二六	三、四〇二、三一九 内二、一三三	三二、五八七、一一六 内四、四三八	八、五〇八、九九九 内八七〇	八〇四、〇七八 内二六一	一九三、〇二三、八二九 内五八、三五五
	稅額	五、二三五、二六七円 内四、一六六	一、九四二、七四二 内二八六	八、五九二、五〇四 内六一四	三四〇、二二一 内二一三	二、二五八、六七二 内四四五	八五〇、八六六 内八六	八〇、三九一 内二五	一九、三〇〇、六五二 内五、八三五
大正元年度	課稅價格	五五、九二三、八九二円 内四〇、八四九	一八、八九五、八四九 内三、七五九	九一、一八八、九一一 内五、七一七	三、二三六、一一九 内一、六四二	三、五二六、七三三 内八、〇四六	八、七五七、二四〇八 内一、九三	一、二四六、四七三 内一、五三三	二〇二、七七五、二一七 内六三、四八四
	稅額	五、五九一、八二七円 内四、〇八五	一、八八九、四六六 内三七八	九、一一七、八三七 内五七二	三二三、五九六 内一六三	二、三五二、六二〇 内八〇四	八七五、六七二 内一九三	一二四、六二二 内一五三	二〇、二七五、六三九 内六、三四八
同二年度	課稅價格	五三、五七〇、九一六円 内三三、四〇七	一六、三二七、六〇五 内二、六九六	八九、八五九、三八六 内七、七四〇	三、一八八、五一四 内一、五二六	二五、六五一、一五〇 内七、一二九	一〇、四九九、五一〇 内二、六〇〇	一、二八六、〇九〇 内一、八六一	二〇〇、三八三、一七二 内五六、九五九
	稅額	五、三五六、六四八円 内三、三四一	一、六三二、六三四 内二六八	八、九八四、九一一 内七七五	三一八、八二四 内一五二	二、五六五、〇五八 内七一三	一、〇四九、八八七 内二六〇	一二八、五八二 内一八六	二〇、〇三六、五四四 内五、六九五
同三年度	課稅價格	四〇、二〇一、一三八円 内三〇、二〇八	一三、八七四、〇七一 内二、五七四	七九、三二七、〇三六 内八、〇二八	二、六七九、九一一 内一、九八三	二〇、七三〇、三三五 内一三、七四二	七、九五一、九八四 内一、四三七	一、〇〇六、七八六 内四八九	一六四、七七一、二五二 内五八、四六一
	稅額	四、〇二九、六六七円 内三、〇二三	一、二八七、二八六 内二五八	七、九三一、七七七 内八〇二	二六七、九七三 内一九八	二、〇七二、九九一 内一、三七四	七九五、一四六 内一四三	一〇〇、六五三 内四九	一六、四七五、四九二 内五、八四六
同四年度	課稅價格	四三、六〇八、五二二円 内二六、一九八	一四、〇〇二、三七八 内三、八二五	七七、四九九、九五七 内七、九五二	二、七八五、三七一 内三、六九五	一五、三二八、二七七 内五、一八五	四、四三六、〇二八 内一、五四八	一、〇八七、八六四 内一、四八二	一五八、六四八、三八六 内四九、八八四
	稅額	四、三六〇、三七九円 内二、六二三	一、四〇〇、一二三 内三八三	七、七四八、九六二 内七九六	二七八、五〇四 内三七〇	一、五三三、八〇二 内五一八	四四三、五七二 内一五四	一〇八、七五八 内一四八	一五、八六三、〇九九 内四、九九二

種別		絹織物	絹綿交織物	綿織物	麻織物	毛織物	綿毛交織物	其の他の織物	總計
大正五年度	課稅價格	四四、九三二、六八二円 内二二、九一六	一五、二九六、一九二 内四、七一九	八〇、三七四、九六七 内九、二八五	三、四〇八、二八一 内五、〇四七	一六、七七八、三三一 内六、八四六	七、二三三、三〇二 内二、二四〇	一、五二五、二五五 内二、三五一	一六九、五四九、〇〇九 内五三、四〇四
	稅額	四、四九二、七九八円 内二、二九三	一、五二九、五〇二 内四七一	八、〇三六、四七七 内九二八	三四〇、七九七 内五〇五	一、六七七、八〇九 内六八五	七二三、二九九 内二二三	一五二、四八六 内二三四	一六、九五三、一六八 内五、三三九
同六年度	課稅價格	五七、四九三、三四〇円 内三八、九六三	一七、七八二、五三九 内九、〇二一	八六、一四八、九八八 内一七、八二二	四、〇七九、七八九 内六、〇二五	一九、六二三、四三九 内一八、三一〇	九、三八七、九五四 内四、二七〇	二、三〇六、四三四 内四、九九六	一九六、八二三、四八三 内九九、四五七
	稅額	五、七四八、八三五円 内三、八九七	一、七七八、一一三 内九〇三	八、六一三、九二九 内一、七八六	四〇七、九四〇 内六〇三	一、九六二、三〇九 内一、八二九	九三八、七五九 内四二六	二三〇、六〇三 内四九九	一九、六八〇、四八七 内九、九四三
同七年度	課稅價格	七六、五五五、四七三円 内八二、二五九	二二、九一三、六五六 内一〇、二九一	九二、一七八、五九九 内二一、八四七	三、九六〇、〇四〇 内八、六七二	二五、〇六一、八四〇 内二三、一四五	一三、三六四、三八三 内二、七三四	四、一三三、一三九 内四、七四九	二三六、一六六、一三〇 内一五三、六九七
	稅額	七、六五四、九八四円 内八、二二五	二、一九一、一二四 内一、〇二九	九、二一六、八五二 内二、一八四	三九五、九七七 内八六八	二、五〇六、一四四 内二、三一五	一、二三六、三〇二 内二七四	四一三、二五八 内四七四	二三、六一四、六四〇 内一五、三六九
同八年度	課稅價格	一三三、一八三、九二二円 内一八三、三二一	三五、九八五、二五五 内七、〇二七	一六五、五一九、六四一 内四二、四七九	五、四六五、九四四 内一九、二二二	三六、八七三、九九八 内四二、四一九	一七、〇一八、四一三 内四、三七〇	七、一二四、九八五 内四、七九六	四〇一、一七二、一五七 内三〇三、六三三
	稅額	一三、三一七、八三三円 内一八、三三一	三、五九八、三七〇 内七〇一	一六、五五〇、八九二 内四、二四七	五四六、四七七 内一、九二二	三、六八七、三五二 内四、二四一	一、七〇一、八九〇 内四三六	七一二、四二八 内四八〇	四〇、一一五、二四一 内三〇、三五八
同九年度	課稅價格	一四一、二〇三、九六一円 内一二七、八二六	三三、九八五、〇四五 内一〇、四三三	一五八、四五七、一八三 内三七、六〇五	六、一六八、二二八 内二八、〇八四	五七、二五一、六一四 内四九、四七三	三〇、〇二九、七八五 内八、六八八	六、〇四五、六二八 内一〇、〇八六	四二六、一四一、四三四 内二七二、一九四
	稅額	一四、一一九、八六〇円 内一三、七八二	三、三九八、三二八 内一、〇四五	一五、八四四、七〇二 内三、七五九	六一六、七八九 内二、八〇八	五、七二五、〇九四 内四、九四七	二、三〇二、九三七 内八六九	六〇四、五二〇 内一、〇〇八	四二、六一二、三三九 内二七、二二八
同十年度	課稅價格	二四〇、二六六、一七六円 内一二三、四二二	五〇、一五三、八四〇 内一八、一九一	二四七、五三一、七三六 内一六、六九七	七、三六六、六七四 内一三、七〇八	八〇、五九三、〇八一 内三一、四四七	三二、八八五、一一九 内六、九三〇	一〇、五四三、七七七 内四六、五七四	六三三、三四〇、四〇三 内二四四、九五八
	稅額	二四、二二五、九六二円 内一二、二四三	五、〇一五、二二一 内一、八二〇	二四、七五一、八八九 内一、六七〇	七三六、六三三 内一、二七一	八、〇五九、一八九 内三、一四四	二、一八八、四六七 内六九四	一、〇五四、三二五 内四、六五六	六三、三三一、六七〇 内二四、四九八

種別		絹織物	絹綿交織物	綿織物	麻織物	毛織物
大正十一年度	課稅價格	一六〇、二四一、〇三〇円 内六一、七四五	四七、〇〇二、九三五 内六、九一四	二四〇、二七九、四〇五 内八、二一〇	八、九三六、二三四 内一五、五三四	一一〇、三五五、九六一 内四三、八七六
	稅額	一六、〇二四、一〇四円 内六、一七六	四、七〇〇、二九三 内六九二	二四、〇二七、九三九 内八二一	八九三、六二三 内一、五五三	一一、〇三五、四九六 内四、三八七
同十二年度	課稅價格	一五二、七六八、五四四円 内六五、一五二	四四、九六〇、一〇六 内六、七四二	二五二、三三八、八五三 内二九、六八九	九、二二四、五五四 内九、七六二	一二四、四八一、四九四 内四二、三五八
	稅額	一五、二七六、三七九円 内六、五二〇	四、四九五、八七八 内六七四	二五、二三一、七二五 内二、九七〇	九二一、四〇六 内九七五	一二、四四八、〇二七 内四、二三六
同十三年度	課稅價格	一五六、四六六、三八八円 内五三、一〇五	四三、九二五、八二九 内五、三三二	二三三、九九〇、〇九二 内二五、六六八	九、七九〇、三七九 内一四、七五八	一三二、七六一、八二三 内四七、一八六
	稅額	一五、六四六、〇九五円 内五、三一五	四、三九二、四〇六 内五三四	二三、二九八、〇〇七 内二、五六七	九七九、〇〇九 内一、四七六	一三、二七五、九九九 内四、七一九
同十四年度	課稅價格	一五〇、五一四、八四六円 内三六、九〇〇	四三、二〇二、三三五 内四、五九七	一九五、七五五、三五八 内一九、五九〇	八、八七五、六三四 内五、九九三	一二四、四八〇、八九九 内五一、二五八
	稅額	一五、〇五〇、九五九円 内三、六九三	四、三二〇、〇五六 内四六〇	一九、五七四、五九九 内一、九六〇	八八七、五三七 内六〇〇	一二、四四七、八八八 内五、一二五
昭和元年度	課稅價格	一六五、二八七、二四三円 内六二、五六八	三三、〇九九、五三一 内六、一一八	一〇〇、九〇一 内一、三四六	七、四〇一、〇六三 内六、九四五	一一三、三五五、四五七 内六四、二七四
	稅額	一六、五二八、一九九円 内六、二五九	三、三〇九、八四三 内六一三	一〇、〇八四 内一三三	七四〇、〇九二 内六九五	一一、三三五、三三一 内六、四二六

綿毛交織物	內	三、一六七、〇六一円	內	三、一六七、〇五一円	內	三四、五〇八、七五三円	內	三、四五〇、八三八円	內	九、〇〇七、〇四三円	內	三、九〇〇、六二四円	內	三三、五一六、二五四円	內	二、三五一、五八二円	內	一八、九四一、八〇四円	內	一、八九四、一三八円
		五、四六五		九、〇四七		一一、〇四〇		一一、一〇四		九、〇四〇		九、〇四〇		九、一〇一		九、一〇八		九、五二五		九、五二一
其の他の織物	內	一三、一三八、五二三	內	一、二三、八五二	內	一三、一七八、一九八	內	一七、一七七、一四三	內	一三、二七七、五四四	內	一、二七六、四三九	內	五、一五、四七七	內	一三、一七一、四八四	內	一、二七三、〇八二	內	一、二二、五四九
		一、六四七		一、六五		九、三四四		一、四四、〇八七		九、三五		五四四		三、三一〇		一三、〇七八		一、四四、〇六四		一、四〇七
總計	內	六一〇、一二一、一三七	內	六一、〇二三、〇一〇	內	六三一、四四〇、五〇二	內	六三、一四一、〇二七	內	六一七、〇六六、五五八	內	六一、七六八、五七九	內	五四五、八六〇、八〇三	內	五四、五八四、一〇七	內	三四、四三〇、〇八一	內	三四、九三九、二三六
		一四三、三九二		一四三、三四二		一七四、〇八七		一七、四二四		一四〇、五四三		一六、〇五四		一三〇、七四九		一三、〇七八		一六四、八四〇		一六、八四〇

（備考）一、內書は貼用印紙額なり。
二、明治四十三年度以前に於ける綿毛交織物は毛の分量の如何により毛織物又は其他織物中に包含す。
三、明治三十七年度に於ける毛織物消費稅は全年度分、毛織物以外の織物消費稅は明治三十八年二月一日（稅法實施）以後の分を揭上せり。
四、圓位未滿を切捨てたるを以て計數と總計とは符合せざることあり。
五、明治三十七年度分に於て改正非常特別稅法施行の際所持したる毛織物以外の織物價格は二一、二二六、二六三圓なり。

第六節　石油消費稅

第一款　石油消費稅の創設

我國に於ける石油工業は明治初年以降漸次著しき發達を遂げ、石油の使用も亦急速に普及せしが未だ之が使用に對して課稅せらるることなく、僅に明治三十二年に至り內地產油の保護を目的として、輸入石油に對して輸入稅を課せられしに止まりたり。然るに明治三十七年日露戰役の勃發に當り、政府は之に要する巨額の軍費を支出する財源の一として非常特別稅を起すの計畫を樹て、其の計畫の一部として砂糖・酒精其の他數種の物品に亙りて輸入稅を增徵することとなせしが、石油も亦其の一種として、其の輸入稅に對し從價二割の增徵を課せらるることとなれり。然れども輸入稅に對する增徵は法律發布後六箇月を經るに非ざれば之を施行することを得ざるが故に、其の間に於て石油の見越輸入を生じ、爲に啻に國庫に豫期の收入を得ること能はざるのみならず、內地石油に非常なる打擊を與へ、石油取引の平調を亂すの虞あるを以て、輸入稅增徵の實施に至る迄は、內外產の石油に對し消費稅を課し、以て見越輸入を防ぐの必要を存したり。是を以て政府は過渡的方法として非常特別稅法中に非常特別稅の一種として別に石油消費稅を設け、非常特別稅法發布後六箇月間之を徵收することと爲したり。而して最初政府の原案に依れば、右石油消費稅は鑵入のもの每ガルロン三錢二厘、鑵入に非ざるもの每ガルロン二錢の稅率を課し、其の徵收等に就ては總て毛織物消費稅と同一の方法を採用するものと爲したり。然るに此の非常特別稅法案が第二十回帝國議會に提出せらるるや、衆議院は其の稅率に對して修正を加へ、鑵入のものと鑵入に非ざるものとの區別を廢して、總て每ガルロン三錢二厘を課することに改めたり。抑〻石油の輸入稅は明治三十年關稅定率法制定の際には從價一割を課せられしが、其の後同法第三條の規定に基き、右の從價稅に代ふるに之と匹敵すべき從量稅を課することとなり、明治三十一年勅令第二百二十號を以て其の稅率を定め、三十二年一月一日より之を實施したり。而して石油は鑵入のものと鑵入に非ざるものとに依り其の價格に多少の相違あるを以て、右勅令に於ては其の稅率も之を二種に分ち、前者は每ガルロン一錢六厘、後者は每ガルロン一錢と定めたり。其の後明治三十四年北淸事變の爲め歲入增加を必要とするに際して各種の輸入稅を增徵するに及び、石油輸入稅も亦增徵を受け、鑵入のもの每ガルロン三錢二厘、鑵入に非ざるもの每ガルロン二錢の稅率となり、三十四年十月一日より實施せられたり。斯くて此の每ガ

ルロン三錢二厘又は二錢なる稅率は、之を從價稅に換算するときは、略ゝ當時に於ける石油價格の二割に該當するものと稱するを得べきものなり。是を以て政府は明治三十七年非常特別稅の一として新に石油消費稅を起さんとするや、石油輸入稅に倣ひて、石油を鑵入のものと鑵入に非ざるものとの二種に區別し、其の稅率を石油輸入稅に對する非常增徵額たる從價二割に略ゝ匹敵すべきものとして前記の如く每ガルロン三錢二厘又は二錢と定めしものなり。然るに衆議院は、輸入稅に對する增徵を從價稅として一樣に二割を課することと爲す以上、消費稅に於ける稅率も之を二種に區別する必要なく、且將來に於ても之を區別せざる方針を採るを適當なりと爲し、前記の如く法律案を修正したり。貴族院は右衆議院の修正案を可決せしを以て、茲に非常特別稅法は明治三十七年四月一日法律第三號を以て公布せられ、卽日施行せられたり。今其の中石油消費稅に關する規定を抄錄すれば左の如し。

非常特別稅法（明治三十七年四月一日法律第三號）（抄錄）

第三條　毛織物及石油ニハ左ノ割合ニ依リ消費稅ヲ課ス

二　石油　每ガルロン　金三錢二厘

第六條　左ニ揭クルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニヨリ其ノ消費稅ヲ免除ス

一　外國ニ輸出スル毛織物又ハ石油

二　製造者ノ自用ニ供スル毛織物又ハ石油

第七條　毛織物又ハ石油ノ消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ル時引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第八條　政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毛織物及石油消費稅ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

第十條　第六條又ハ第八條ニ該當スル場合ノ外消費稅納付前ニ於テハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ毛織物又ハ石油ヲ引取ルコトヲ得ス

第十一條　毛織物又ハ石油製造者ハ第六條又ハ第八條ニ該當スル場合ノ外消費稅納付前ニ於テ毛織物又ハ石油ヲ他ニ引渡シ製造場外ニ移出スルコトヲ得ス

第十二條　自用ニ供スルモノヲ除ク外毛織物又ハ石油ヲ製造セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ

第十三條　毛織物又ハ石油製造者ハ其ノ製造場ニ於テ毛織物又ハ石油ノ賣買業ヲ兼營スルコトヲ得ス

第十四條　毛織物又ハ石油ノ製造者及販賣者ハ帳簿ヲ備ヘ毛織物又ハ石油ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第十五條　收稅官吏ハ毛織物又ハ石油ノ製造場又ハ販賣場ニ立入リ毛織物又ハ石油、其ノ原料、器具、器械、建築物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條　收稅官吏ハ運搬中ニ在ル毛織物又ハ石油ヲ檢查シ其ノ出所及到著先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認メタルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ハ十圓ヲ下ルコトヲ得ス

一　自用ニ供スル場合ノ外政府ニ申告セスシテ毛織物又ハ石油ヲ製造シタルトキ

二　擔保物ヲ提供セスシテ消費稅ノ徵收ヲ猶豫セラレタル場合ニ於テ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取リ又ハ移出シタル毛織物又ハ石油ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタルトキ

三　第十條又ハ第十一條ノ禁令ヲ犯シタルトキ

第十八條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一　毛織物又ハ石油ノ製造者又ハ販賣者毛織物又ハ石油ノ製造出入ニ關シ帳簿ノ記載又ハ事實ノ申告ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ

二　收稅官吏其ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ其ノ執行ヲ拒ミ又ハ之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキ但シ刑法ニ正條アル場合ハ刑法ニ依ル

第十九條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第二十條　毛織物又ハ石油ノ製造者、販賣者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ營業者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條　毛織物又ハ石油ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

附　則

第二十三條　本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（下略）

第二十四條　自用ニ供スルモノヲ除ク外本法施行前ヨリ毛織物又ハ石油ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行後一箇月以內ニ本法ニ依リ政府ニ申告スヘシ

前項ノ期間內ハ從前ノ製造又ハ販賣ヲ繼續スルコトヲ得

第二十五條　第一種砂糖、糖蜜及石油ニ付テハ本法施行後六箇月ヲ經過シタルトキハ本法ニ依ル消費稅ヲ課セス（第二項省略）

非常特別稅法の公布と同時に勅令第八十五號を以て之が施行規則を公布せられしが、右は總て毛織物及石油の兩消費稅の徵收に關する事項のみを規定せるものにして、既に前節中に其の全文を揭載せしを以て、玆には之を省略す。

前揭非常特別稅法に於ては、課稅物件たる石油の種別に就ては何等明記する所なしと雖も、政府が課稅の目的と爲せしは專ら燈火用に供する石油のみに限り、他の輕油、重油等に之を及ぼすことなかりしものにして、又其の課稅標準たるガルロンは米國のスタンダード、ガロンに依ることは、輸入稅の場合に於けると同樣なりとす。

石油消費稅は以上の如くにして、明治三十七年四月一日以後同年九月三十日に至る六箇月間、實施せらるることとなりしが、最初政府は右課稅に依り百十一萬五千八百七十五圓の收入を豫定せしが議會の修正の結果收入豫定額は增加して百二十三萬八千五百九十九圓となれり。而して實際に於

ける收入額は右豫算よりも更に六十四萬三千餘圓を增加したり。

第二款　石油消費稅法の制定

石油消費稅は以上の如く日露戰時の非常特別課稅に當り、石油輸入稅の增徵に伴ふ一時的の課稅として、明治三十七年四月乃至同年九月の六箇月間徵收せられしが、政府は之に依り、石油消費稅は其の徵收の方法簡便にして且確實なる財源を供するものなることの經驗を得たり。斯くて戰役終局の後明治四十一年度豫算の編成に當り、戰後經營上必要なる新規要求に應ずる爲め增收計畫を樹つるの必要を生ずるや、政府は酒稅及砂糖消費稅の增徵と共に恒久的なる石油消費稅の新設を計畫し石油消費稅法案を第二十四回帝國議會に提出したり。今其の要領を揭ぐれば左の如し。

（一）石油に對して內國產及外國產共に、一石に付一圓の消費稅を課すること（石油原價の約一割を見當とす）。

（二）稅金は製造場、稅關又は保稅倉庫より石油を引取るとき徵收すること。

（三）外國輸出の石油には命令の定むる所に依り消費稅を免除すること。

（四）稅額に相當する擔保物を提供したるときは、三箇月以內徵收を猶豫すること。

（五）本稅の新設に因る收入見込額は、初年度に於て百五十六萬三千八十九圓の豫定とす（明治三十六年度以降四箇年間平均內地消費高より、課稅に因る消費減二割を見込みて算出す）。

石油消費稅法案が議會に提出せらるるや、議員中には、石油は燈火用として人生の必需品なるのみならず、殊に其の使用は主として中產以下の者に限られ、中產以上の者は多く電氣又は瓦斯を使用するの實狀なるが故に、本稅の如きは細民に最も大なる苦痛を與ふるものなりと爲して之に反對する者ありしと雖も、議會の多數は、戰後國費多端の折柄一合に付僅に一厘に過ぎざる課稅は、消費者に於ても之を忍ばざるべからずと爲し、提出案に對して協贊を與へたり。斯くて石油消費稅法は明治四十一年三月十六日法律第二十一號を以て公布せられ、公布の日より施行せられたり。尙政府は石油消費稅の新設に關聯して原油の輸入稅を增徵するの必要を認め、關稅定率法輸入稅率表中改正法律案を同一議會に提出せしが、議會は之に多少の修正を加へて可決したり。蓋し關稅定率法に依れば、外國燈油の輸入稅は從價五割（十米ガルロン九十六錢）なるに反し、原油の輸入稅は從價二割に止まるが故に、原油を輸入して燈油を製造するときは莫大の利益あり、從つて燈油の輸入減じて原油の輸入漸く多きを見るに至り、燈油に對する關稅收入を減ずるのみならず、爲に內國產石油は到底之に對抗すること能はざるの狀況を存せしが、此の狀況に加ふるに更に右の如く燈油に消費稅を課することと爲すときは、內國石油は益〻大なる打擊を受くるに至るべきを以て、政府は關稅定率法を改正して原油の輸入稅を引上げて、燈油の輸入稅との權衡を保ち、以て燈油關稅の減收を防ぐと共に、內地石油事業の保護を圖らんことを期せしものなり（第六編關稅の部參照）。今石油消費稅法の全文を揭ぐれば左の如し。

石油消費稅法（明治四十一年三月十六日法律第二十一號）

第一條　石油ニハ本法ニ依リ消費稅ヲ課ス

第二條　消費稅ハ石油一石ニ付金一圓ノ割合トス

第三條　外國ニ輸出スル石油ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ消費稅ヲ免除ス

消費稅ヲ納付シタル石油ヲ外國ニ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ニ相當スル金額ヲ交付ス

第四條　消費稅ハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ石油ヲ引取ルトキ引取人之ヲ納付スヘシ

第五條　消費稅額ニ相當スル擔保物ヲ提供シタルトキハ政府ハ三月以內ノ期間ヲ以テ消費稅ノ徵收ヲ猶豫ス

第六條　石油ハ命令ノ定ムル所ニ依リ消費稅ヲ納付セスシテ之ヲ貯藏場ニ移出スルコトヲ得」前項ノ場合ニ於テハ移出先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先ノ營業人ヲ以テ製造者ト看做ス

第七條　消費稅ヲ納付シ製造場ヨリ引取リタル石油ヲ再ヒ其ノ製造場ニ戻入シタル場合ニ於テ其ノ數量ニ付政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ數量ニ相當スル石油ニ付テハ更ニ消費稅ノ徵收ヲ爲サス

第八條　製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ石油ヲ引取ル者ハ引取ノ際其ノ數量ヲ政府ニ申告スヘシ

第九條　第五條又ハ第六條第一項ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於テハ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ石油ヲ引取ルコトヲ得ス

第十條　石油製造者ハ第五條又ハ第六條第一項ニ該當スル場合ヲ除クノ外消費稅納付前ニ於テ石油ヲ他ニ引渡スコトヲ得ス

第十一條　石油ヲ製造セムトスル者ハ政府ニ申告スヘシ

第十二條　石油製造者ハ同一ノ場所ニ於テ石油ノ販賣業ヲ兼營スルコトヲ得ス但シ政府ノ認許ヲ得石油ノ製造場ト販賣場トヲ區劃シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　石油ノ製造者及販賣者ハ帳簿ヲ備ヘ石油ノ製造出入ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第十四條　收稅官吏ハ石油ノ製造場又ハ販賣場ニ立入リ石油、原料、器具、器械、建築物又ハ帳簿書類ヲ檢查スルコトヲ得

收稅官吏ハ監督上必要ト認ムルトキハ前項ノ物件ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十五條　收稅官吏ハ運搬中ニ在ル石油ヲ檢查シ其ノ出所及到著先ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ監督上必要ト認メタルトキハ收稅官吏ハ其ノ運搬ヲ停止シ又ハ荷物若ハ船車ニ封印ヲ施スコトヲ得

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ消費稅ヲ徵收ス但シ罰金額ハ十圓ヲ下ルコトヲ得ス

一　政府ニ申告セスシテ石油ヲ製造シタルトキ

二　外國ニ輸出スル爲消費稅ヲ免除セラレタル石油ヲ內地ニ於テ消費シ又ハ內地ニ於テ消費スル目的ヲ以テ之ヲ讓渡シタルトキ

三　第六條第一項ニ依リ移出シタル石油ヲ其ノ定メラレタル場所ニ移入セス又ハ之ヲ消費シタルトキ

四　第九條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタルトキ

第十七條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　石油ノ製造者又ハ販賣者石油ノ製造出入ニ關スル帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ詐リ若ハ怠リタルトキ

三　收稅官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ職務執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタルトキ但シ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十八條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第十九條　石油ノ製造者又ハ販賣者カ未成年者若ハ禁治產者ナルトキハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ本人ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　石油ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス

附　則

第二十一條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十二條　本法施行前ヨリ石油ヲ製造シ本法施行後引續キ之ヲ製造セムトスル者ハ本法施行後一月以內ニ其ノ旨政府ニ申告スヘシ

第二十三條　本法ヲ施行セサル地ニ於テ製造又ハ輸入シタル石油ハ本法ト同一ノ稅率ヲ有スル法規ヲ其ノ地ニ施行スル迄ハ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯ス者ハ消費稅五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ十圓ヲ下ルコトヲ得ス

前項ノ石油及其ノ容器ハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハス之ヲ沒收ス

石油消費稅法の公布に伴ひ、之と同時に勅令第四十一號を以て左の如く之が施行規則を公布したり。

石油消費稅法施行規則（明治四十一年三月十六日勅令第四十一號）

第一條　石油ヲ製造セムトスル者ハ製造場ヲ定メ其ノ製造場所轄稅務署ニ申告スヘシ

第二條　製造場ハ其ノ敷地ノ連續セサル場合ニ於テモ之ヲ一製造場ト認ムルコトヲ得

第三條　所轄稅務署ハ必要ト認ムルトキハ石油製造者ニ製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具、機械ノ目錄ヲ提出セシムルコトヲ得

第四條　石油製造者製造場ヲ移轉セムトスルトキハ其ノ製造場ヲ定メ移轉先ノ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第五條　石油製造者ニシテ期間ヲ定メテ製造ヲ爲ストキハ製造ニ著手スル毎ニ著手及終了ノ時期ヲ豫メ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條　第一條若ハ前條ニ依リ申告シタル事項又ハ第三條ニ依リ提出シタル圖面若ハ目錄ニ記載シタル事項ニ異動ヲ生シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第七條　石油製造業ヲ相續シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

石油製造業ヲ讓渡サムトスルトキハ讓受人ト連署シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第八條　石油製造者其ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第九條　外國ニ輸出スル石油ニ付消費稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ製造場ヨリ之ヲ引取ル都度所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ收稅官吏ハ必要ト認ムルトキハ其ノ石油ニ封印ヲ施シ、之ヲ護送シ又ハ消費稅ニ相當スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

消費稅ノ免除ヲ得タル石油ヲ製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取リタル後六月以內ニ外國ニ輸出シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ所轄稅務署ニ提出セサルトキハ外國ニ輸出セラレサルモノト看做シ引取人ヨリ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第十條　消費稅ヲ納付シタル石油ヲ外國ニ輸出シ其ノ消費稅ニ相當スル金額ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ輸出ノ際其ノ旨輸出港稅關ニ申告スヘシ

前項ニ依リ輸出ヲ爲シタル者其ノ石油ニ付消費稅ヲ納付シタルコトヲ證スヘキ書類及外國ニ輸出シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ添付シ輸出港稅關ニ出願シタルトキハ消費稅ニ相當スル金額ヲ交付ス

第十一條　石油消費稅法第六條ニ依リ石油ヲ移出セムトスル者ハ運搬線路及運搬先ヲ定メ所轄稅務署ノ承認ヲ受クヘシ

第九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十二條　第九條及前條ノ場合ヲ除クノ外製造場、稅關又ハ保稅倉庫ヨリ石油ヲ引取ラムトスル者ハ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ

第十三條　金庫所在地以外ニ限リ收稅官吏ハ消費稅金ノ領收ヲ爲スコトヲ得

第十四條　擔保物ノ種類ハ金錢及所轄稅務署ノ確實ト認メタル有價證券ニ限ル

擔保物ヲ提供セムトスル者ハ前項ノ擔保物ヲ供託シ其ノ供託受領證ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第十五條　擔保トシテ提供シタル有價證券ノ價格減少シタルトキハ所轄稅務署ハ更ニ相當ノ擔保物ノ提供ヲ命スルコトヲ得

前項ニ依リ擔保物ノ提供ヲ命セラレタル者之ヲ提供セサルトキハ所轄稅務署ハ直ニ消費稅ヲ徵收ス

第十六條　擔保物ヲ提供シタル場合ニ於テ消費稅納付濟ニ至リタルトキ又ハ消費稅免除ノ確定シタルトキハ所轄稅務署ハ擔保物返付ノ手續ヲ爲スヘシ

第十七條　消費稅ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ擔保物アルトキハ擔保物ヲ以テ稅金ニ充ツ

前項ノ場合ニ於テ擔保物有價證券ナルトキハ之ヲ公賣ニ付シ消費稅及公賣ノ費用ニ充ツ

前二項ノ場合ニ於テ不足アルトキハ之ヲ追徵シ殘金アルトキハ之ヲ還付ス

第十八條　石油製造者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　原料ノ種類、數量、他ヨリ引取リタルモノニ在リテハ引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二　使用シタル原料ノ種類、數量及其ノ使用ノ日

三　製造シタル種類、數量及其ノ製造ノ日

四　他ニ引渡シタル種類、數量、引渡ノ日及其ノ引取人ノ住所、氏名又ハ名稱

第十九條　石油販賣者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　引取リタル數量、引取ノ日及其ノ引渡人ノ住所、氏名又ハ名稱

二　販賣シタル數量、販賣ノ日及其ノ買受人ノ住所、氏名又ハ名稱

小賣人ノ場合ニ於テハ前項第二號買受人ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スルコトヲ要セス

第二十條　本令ニ依リ所轄稅務署ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルトキハ稅務署ニ申告シ又ハ其藏場ニ出張シタル收稅官吏ニ申告シ又ハ其ノ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十一條　收稅官吏ハ石油ノ製造者又ハ販賣者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第二十二條　本令中稅務署ニ屬スル事務ハ稅關又ハ保稅倉庫ヨリ引取ラルル石油ニ關シテハ稅關之ヲ行フ

附　則

本令ハ石油消費稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

石油消費稅法第二十二條ニ依リ政府ニ申告スヘキ場合ニ於テハ第一條ニ準シ所轄稅務署ニ申告スヘシ

尙石油消費稅の新設に伴ひ、大藏大臣は實施の翌日各稅關及稅務監督局に對して左の如き內訓を發し、稅法制定の趣旨を說明すると共に、其の施行上の取扱方に關する心得を示したり。

石油消費稅法施行上取扱方心得（明治四十一年三月十七日）

第一條　石油消費稅法ニ於テ石油ト稱スルハ燈油ヲ謂フモノニシテ輕油（揮發油）、重油等ト稱スルモノノ如キハ之ニ包含セス但シ石油ハ學術上頗ル複雜ナル關係ヲ有スルモノナルノミナラス內國石油ハ外國石油ト其性質ヲ異ニスルカ故ニ單ニ名稱ノミヲ以テ輕油、重油等ト區別ヲ立ツルコト能ハサルハ勿論比重ニ依リ其ノ區別ヲ爲サムトスルモ外國石油ノ範圍狹キヲ以テ外國石油ノ比重ヲ標準トスルトキハ內國石油ニシテ實際燈火用ニ供スルモノマテモ石油トシテ課稅シ難キ場合ヲ生スヘク又之ト反對ニ內國石油ヲ標準トスルトキハ燈火用ニ供シ得ラレサル外國油マテ課稅セサルヘカラサルコトトナリ課稅上少カラサル不都合ヲ生スルノ恐レアルヲ以テ實際燈火用ニ供シ得ヘキモノ卽チ「ランプ」ニ入レ點燈スルコトヲ得ヘキ普通ノ石油ハ其ノ名ノ如何ヲ問ハス課稅スヘキ石油トシテ取扱フヘシ

第二條　燈火用ニ供シ得ヘキ石油ト燈火用ニ供シ得ヘカラサル油トヲ混和シテ燈火用ニ供シ得ヘキ石油ヲ製シ又ハ燈火用ニ供シ得ヘカラサル油トヲ二種以上混和シテ燈火用ニ供シ得ヘキ石油ヲ製造シタルトキハ之ヲ製造行爲ト看做シ課稅濟ノ燈油ヲ原料ニ供シタルト否トニ拘ハラス其ノ全石數ニ就キ課稅スヘシ

第三條　製造場ハ其ノ敷地ノ連續セサル場合ニ於テモ一製造場ト認ムルコトヲ得ヘキモノナルヲ以テ實地ノ狀態カ一製造場ト認ムルヲ相當トスル場合ニ於テハ總テ一製造場トシテ取扱フヘシ尤モ之カ認定ヲ爲スニ當テハ狹隘ナル見解ニ陷ラサルコトニ注意スヘシ

第四條　石油消費稅ハ製造場ヨリ石油ヲ引取ルトキ課稅スヘキモノナルカ故ニ稅法施行前既ニ製造場外ニ搬出シタル石油ニ對シテハ課稅スルコトヲ得サルモ製造場ノ區域內ニ存在スル油槽所又ハ貯藏場ニ搬入セラレタル石油ニ對シテハ課稅ノ取扱ヲ爲スヘキモノトス

第五條　石油製造場ノ圖面又ハ製造用ノ器具、器械ノ目錄ハ必要ノ場合ニ於テノミ提出セシムヘキモノナルヲ以テ圖面ハ大製造場ニシテ容易ニ其ノ內部ノ狀況ヲ知ル能ハサルカ如キ場合ニ限リ目錄ハ監督上必要ト認ムル場合ニ於テ製造力ニ關係ヲ有スル主要ノモノニ限リ提出セシムルコトトスヘシ

第六條　石油消費稅法施行規則第九條及第十條ニ依リ提出スヘキ外國ニ輸出シタルコトヲ證スヘキ書類ハ

輸出免狀及外國ニ陸揚シタルコトヲ證スヘキ書類ヲ謂フモノトス

第七條　石油ノ引取人ニシテ消費稅納付濟ナル旨ノ證明ヲ請求シタルトキハ其ノ事實ヲ確メタル上之カ證明ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ當該官廳ハ證明ヲ與フルノ基礎ト爲シタル書類又ハ帳簿ニ證明ヲ與ヘタル事實ノ要領ヲ記載シ置クヘシ

第八條　石油ヲ製造場外ニ移出セムトスルトキハ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘキモノナリト雖監督上差支ナシト認メタルトキハ豫メ數量、移出先、運搬線路等ニ付承認ヲ受ケシメ移出ノ都度承認ヲ受ケシメサルモ妨ナシ

第九條　石油消費稅法施行規則第十一條ニ依リ石油ノ移出ヲ承認スル場合ニ於テ其ノ移出先ノ距離又ハ設備ノ如何ヲ問フヲ要セサルハ勿論其ノ移出又ハ轉換ノ度數ヲ制限スルヲ要セス故ニ甲地ヨリ乙地ニ移出シ更ニ丙地ニ移出スルモノノ如キモ小賣者又ハ需用者ノ手ニ轉セサル限リ承認スルヲ得ルモノトス

第十條　石油引取ノ申告アリタルトキハ成ルヘク速ニ査定ヲ爲シ營業者ニ迷惑ヲ與ヘサルコトニ注意スヘシ

第十一條　査定ハ成ルヘク簡便ノ方法ニ從ヒ大體ニ於テ數量ニ誤謬ナキコトヲ期シ徒ラニ些末ノ計算ニ重キヲ置キ爲ニ長時間ヲ費スカ如キコトナキコトニ注意スヘシ

第十二條　收稅官吏自ラ消費稅ノ領收ヲ爲ストキハ口頭ヲ以テ納稅告知ヲナシ其ノ他ノ場合ニ於テハ納稅告知書ヲ發スルモノトス

第十三條　石油製造者ヲシテ石油販賣業ヲ兼營スルヲ得サラシメタルハ取締上ノ必要ニ出テタルモノナルヲ以テ不取締ノ虞ナキ限ハ區劃ノ認定ニ付嚴格ナル取扱ヲ爲スヲ要セス

第十四條　石油製造者ノ貯藏ニ係ル石油其ノ貯藏場又ハ其ノ製造用器具器械ハ必要アルトキハ之ニ封印ヲ施スコトヲ得ヘシト雖此ノ事タル全ク製造上ノ監督ヲ完フスルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ成ルヘク製造者ノ業務ヲ妨ケサル範圍ニ於テ適宜ノ處分ヲ爲スコトニ注意スヘシ

第十五條　石油ヲ販賣スル者ニ對シ檢查ヲ爲スハ法令上差支ナシト雖元來直接製造ニ關係ナキ販賣者ニ對シ檢查ヲ爲スコトヲ許シタルハ全ク製造者ニ對スル監督ヲ完クスルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ販賣者ニ對シ檢查ヲ爲スハ之ヲ爲スニ非サレハ製造者ノ監督ヲ完クスルコト能ハサルカ如キ必要アル場合ニ限ルコトニ注意スヘシ

第十六條　大製造場ニシテ多量ノ石油ヲ製造スル者ニ對シテハ常ニ收稅官吏ヲ派遣シ置キ檢查、查定又ハ承認等ノ事ニ當ラシムル等製造者ニ便宜ヲ與フルコトニ注意スヘシ

第十七條　當業者ニ對シテハ成ルヘク便宜ヲ與フルト同時ニ關係官廳ハ石油ノ出入其ノ他ニ付機宜ノ通信ヲ爲シテ聯絡ヲ保チ徵稅上闕漏ナカラシムルコトニ注意スヘシ

第十八條　他ノ稅務署所轄內ヨリ製造場ヲ移轉スル旨申告アリタルトキ又ハ他ノ稅務署所轄內ヘ石油ヲ移出スルノ承認ヲ與ヘタルトキハ關係稅務署ハ互ニ其ノ必要ナル事項ヲ通報スヘシ稅關ニ於テ移出承認ヲ與ヘタル場合モ亦之ニ同シ

第十九條　收稅官吏ニ於テ現金ノ取扱ヲ爲ス場合アルヲ以テ之カ監督ヲ嚴重ニシ苟モ過誤ヲ生スルカ如キコトナカラシムルコトニ深ク注意スヘシ

第二十條　稅法施行當初ニ於テハ當業者中不知不識法規ニ違反スル場合ヲ生スヘシ故ニ小犯則者ニ對シテハ成ルヘク說諭ヲ與ヘテ將來ヲ警戒スル等多少斟酌ヲ爲スヘシ

尙石油消費稅に就ては、後明治四十四年三月に至り關稅法の改正に伴ひ、法律第四十五號を以て「砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル法律」公布せられ、外國輸入の石油に對する內國稅の賦課徵收に關する特別の規定を設けられしが、之に就ては既に本章第四節砂糖消費稅の部に於て記述せるを以て、玆には之を省略す。

第三款　石油消費稅の廢止

石油消費稅は以上の如くにして明治四十一年に於て新設せられしが、爾來電燈及瓦斯事業の著しき發達普及に伴ひ、等しく燈火用に供せらるるものの中、電燈及瓦斯燈は課稅を免れ、石油のみ課稅を受くることの不公平を非難するもの漸く多く、大正元年十二月召集の第三十回帝國議會に於ては、本稅廢止に關する法律案衆議院議員に依り提出せられ、更に翌第三十一回帝國議會に於ても同一法律案の提出を見るに至りしが、此等は何れも未決又は否決となりて成立するに至らざりき。

尋いで大正六年に至り政府は歐洲大戰の經驗に鑑み、大正七年度以降に於て國防の充實を圖るの計畫を樹て、而して之に要する財源の一部を租稅の增徵に求むることと爲すに及び、政府は右增稅を行ふ機會に於て、下層階級の負擔の輕減を圖ることを主眼として一部の稅制整理を行はんことを期し、之に關する諸法律案を大正七年一月第四十回帝國議會に提出せしが、石油消費稅に就ては左記の如き理由に依り、右整理案の一部として大正七年三月末日限り之を廢止することと爲したり。

(一)　電氣瓦斯事業の發達に伴ひ、燈火用としての石油の需要は逐年減少し、今や一部下層社會又は山間僻地に限らるるの狀況となり、從つて本稅は大體に於て細民の負擔たるが如き結果を呈せること。

(二)　負擔の權衡上燈火に對し課稅する主義を一貫せんとするときは、電氣瓦斯に對しても課稅するの必要あるも、電氣瓦斯に就ては動力用と燈火用とを區別すること困難なるのみならず、其の他課稅上種々の困難を存し、遽に之が實行を許さざること。

(三)　石油は近時燈火用以外に瓦斯發動機用其の他の工業用に供せらるるものを生ぜしのみならず、時局の影響に依り海外輸出漸增の機運に向へるを以て、本稅の廢止は工業の發展及輸出奬勵上適當なること。

(四)　本稅の收入は大體逐年減少の趨勢に在り、將來に於ても燈火用石油の消費は社會の進運に反比例するの運命を有するものなるが故に、本稅は財源としても重要なるものに非ざること(本稅廢止に因る減收見込額は大正七年度に於て七〇六、七九三圓、平年度に於て九四二、三九一圓)。

然るに衆議院は政府提出の增收竝に稅制整理計畫諸案に就き審議を行ひし結果、一二の增稅案は國防充實の趣旨を認めて之を可決せしと雖も、其の他の稅制整理に關聯せる諸案に就ては、現下の時局に際し單に部分的の整理を行ふよりは、寧ろ戰爭終結の後に於て根本的の整理を斷行するを可なりと爲して、總て之を否決せしを以て、前記石油消費稅の廢止案は遂に不成立に歸したり。

翌大正八年七月大戰後に於ける財政經濟上の重要事項の調査に當らしむる爲め、內閣に臨時財政經濟調査會設置せらるるや、同會は政府の諮問に應じて大正十一年七月稅制整理に關する根本方針に關して答申せしが、右答申に於て同會は前揭と同一の理由に依り、石油消費稅の廢止を適當と認めたり。

尋いで大正十二年度に於て政府が所謂稅制の應急的整理として、數種の租稅の改廢を行はんとするに當り、政府は右整理の一部として石油消費稅を廢止することと爲し、大正十二年一月第四十六回帝國議會に之が法律案を提出したりしが、議會は異議なく此の案を可決せしを以て、石油消費稅法廢止法律は大正十二年三月法律第十號を以て左の如く公布せられ、茲に石油消費稅は大正十二年三月

末日限り廢止せられたり。而して本稅の廢止に因り國庫收入上失ふべき額は六十五萬三千六百一圓の見込なりとす。

法律第十號（大正十二年三月二十七日）

石油消費稅法ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前外國ニ輸出若ハ朝鮮ニ移出ノ目的ヲ以テ消費稅ヲ納付セスシテ製造場若ハ保稅地域ヨリ引取リ、消費稅ヲ納付シテ外國ニ輸出若ハ朝鮮ニ移出シ又ハ消費稅ノ徵收ヲ猶豫シタル石油ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

尙石油消費稅法施行規則に關しては、之より曩き大正九年十二月政府に對する保證物又は擔保物を國債に限定するの方針採用の結果、勅令第五百八十六號を以て之に伴ふ必要なる部分的改正行はれ、尋いで大正十一年三月會計法及會計規則の改正に伴ひ、更に必要なる一部の改正を行はれしが、前述の如く石油消費稅法の廢止に伴ひ大正十二年四月以後自然消滅に歸したり。

第六節附表

累年石油消費稅表

年度	課稅數 輸入石油	課稅數 內地石油	課稅數 合計	課稅額 輸入石油	課稅額 內地石油	課稅額 合計
明治四〇	六七、七〇二石	一〇、三七石	七八、〇八〇石	六七、七〇二円	一〇、三七六円	七八、〇七九円
同四一	一、三〇六、五二七	八一一、七五七	二、一一八、二八四	一、三〇六、五二七	八一一、七三一	二、一一八、二五八
同四二	一、一一九、九八六	九八一、九七九	二、一〇一、九六五	一、一一九、九八六	九八一、九五〇	二、一〇一、九三六
同四三	一、二〇五、〇〇三	七九三、六一七	一、九九八、六二〇	一、二〇五、〇〇二	七九三、四九八	一、九九八、六〇〇
同四四	一、三〇三、五一五	七一一、二一四	二、〇一四、七二九	一、三〇三、五一五	七一一、一九〇	二、〇一四、七〇五
大正元	一、〇八九、七一五	五八二、三四一	一、六七二、〇五六	一、〇八九、七一四	五八二、三一六	一、六七二、〇三〇
同二	九〇三、〇三一	六八九、七三八	一、五九二、七六九	九〇三、〇三一	六八九、七一七	一、五九二、七四八
同三	七六一、九〇八	七七一、七九八	一、五三三、七〇六	七六一、九〇八	七七一、七八九	一、五三三、六九七
同四	六四〇、八二九	八九八、〇三一	一、五三八、八六〇	六四〇、八三五	八九八、〇〇九	一、五三八、八四四
同五	四〇三、四四一	六四三、六六〇	一、〇四七、一〇一	四〇三、四三九	六四三、六四六	一、〇四七、〇八五
同六	四八六、〇五五	六三九、四九一	一、一二五、五四六	四八六、〇五五	六三九、四八〇	一、一二五、五三五
同七	四九〇、三六九	四一五、七二四	九〇六、〇八〇	四九〇、三六九	四一五、七一一	九〇六、〇八〇
同八	八七三、五六四	三四三、〇四九	一、二一六、六一三	八七三、五六六	三四三、〇三七	一、二一六、六〇三
同九	六二七、四六九	二五六、四四六	八八三、九一五	六二七、四六九	二五六、四三七	八八三、九〇六
同一〇	二二七、三四七	六四、一二一	八七一、四六八	六四四、一二一	二二七、三四〇	八七一、四六一
同一一	三五七、八二〇	二二八、六五四	五八六、四七四	三五七、八二〇	二二八、六四九	五八六、四六九

（備考）一、明治四十年度の分は四十一年三月十六日より同月末日迄に査定したるものを揭げたるものとす。

二、本表中、大正十一年度横濱稅關の分は震火災に依り燒失し材料不明に付除算せり。

三、本表記載の外、非常特別稅法に依り明治三十七年四月より同年九月迄の間に賦課したるもの數量五八、八一二、〇九五瓦、稅額一、八八一、九八七圓あり。

第七節　賣藥稅

本節に於て賣藥稅と稱するは賣藥營業稅及賣藥印紙稅の兩者を包含するものなり。此の中賣藥營業稅は營業稅の一種として、性質上當然直接稅に屬すべきものなりと雖も、本稅に就ては沿革上始めは他の一般營業稅と別個の單獨法規を以て、又後には間接稅たる賣藥印紙稅と同一法令を以て規定せられ、從つて此の兩者の沿革を別個に記述するは却つて不便と爲すを以て、本書に於ては此の兩者を合して賣藥稅と稱し、便宜上本節に於て敍述することと爲したり。

第一款　日露戰役以前の賣藥稅

明治の初年に在りては賣藥に對しては何等課稅の制度を存せず、單に其の藥味・分量・用法・效能等に就て取締を爲すに止まりしが、賣藥營業者の利益は他の一般營業者に比し多大なるものあるが故に政府は之に對して課稅するは敢て不當に非ずと認め、明治十年一月布告第七號を以て賣藥規則を制定し、始めて賣藥營業者に對して、一方劑に付年二圓の賣藥營業稅を課すると共に、賣藥營業者・賣藥賣者及賣藥行商者をして、夫々一定の免許鑑札料を納付せしむることと爲したり。後明治十四年四月に至り右規定を改正して、免許鑑札料中請賣者及行商者に對する分を廢止し、之を地方稅の財源に移したり。右の如く賣藥に對しては明治十年以後始めて營業稅を課するに至りしが、右制度に於ては未だ租稅逋脫の弊を充分に防止するを得ざるのみならず、單に賣藥の方數を標準として營業稅を課するが如きは、各方劑の販賣高に大なる差異あることを認めざるものにして、其の權衡を失すること甚しきものなるが故に、政府は此の不公平を避くると共に、脫稅の防止を圖らんが爲には、賣藥印紙稅を起すの外なきを認め、明治十五年十月第五十一號布告を以て新に賣藥印紙稅規則を制定し、翌十六年一月一日より之を實施したり。卽ち之に依れば賣藥には必ず定價を附記せしめ、其の定價に應じて營業者をして一定の賣藥印紙を賣藥に貼用且消印せしむるものとせり。

以上の如くにして賣藥營業者に對しては、明治十年一月以降は賣藥營業稅及賣藥印紙稅の二種を併び賦課せらるることとなりしものにして、爾後賣藥規則は兩三次の部分的改正を經、又賣藥印紙稅規則は何等の改正もなくして、日露戰役開始の時に及べるものとす。今右改正を經たる此等兩規則を揭ぐれば左の如し。

賣藥規則（明治十年一月二十日第七號布告）（抄錄）

第一章

第一條　本法ニ於テ賣藥營業者ト稱スルハ賣藥ヲ調製シ又ハ賣藥ヲ調製シ又ハ外國ヨリ輸入シテ販賣スル者ヲ云フ（明治十年十二月第八十九號布告ヲ以テ本條改正）（明治三十三年二月法律第十四號ヲ以テ本條改正）

第二條　賣藥營業者ハ藥味分量用法服量效能ヲ詳記シタル書ニ族籍氏名ヲ記シ其管轄廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ（明治十一年九月第二十七號布告ヲ以テ本條中改正）

但免許ヲ受ケタル者二箇所以上ニ於テ之ヲ調製シ又ハ二箇所以上ニ於テ外國賣藥ヲ輸入スル時ハ其箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ（明治十五年十月第五十二號布告ヲ以テ但書追加）（明治三十三年二月法律第十四號ヲ以テ但書中改正）

第五條　賣藥ヲ請賣セント欲シ其營業者ノ許諾ヲ得タルモノハ族籍氏名ヲ記シタル願書ニ營業者所持ノ免許鑑札寫及ヒ營業者ト取結タル約定書トヲ添ヘ其管轄廳ヘ願出免許鑑札ヲ受

クヘシ（明治十年十一月第八十九號布告ヲ以テ本條改正）（明治十一年九月第二十七號布告ヲ以テ本條中改正）

第七條　賣藥營業者及ヒ請賣者ニ於テ自ラ行商シ又ハ賣子ヲ派出シテ行商ヲ爲サシメント欲スルトキハ其由ヲ管轄廳ヘ屆出行商鑑札ヲ願受ケ行商スル時ハ必ス之ヲ所持スヘシ

第十二條　諸鑑札ヲ遺失シ又ハ水火盜難ニ因テ毀失シタル時ハ其仔細ヲ詳記シテ管轄廳ヘ屆出再ヒ之ヲ願受クヘシ

第二章

第十六條　賣藥營業者ハ左ノ通稅金竝鑑札料ヲ上納スヘシ（明治十四年四月第二十六號布告ヲ以テ本條中改正）

賣藥營業稅　賣劑一方ニ付一箇年　金貳圓

右鑑札料　藥劑一方ニ付一枚　金貳拾錢

但第二條但書ニ依リ免許鑑札ヲ受クル者ハ其箇所每ニ本文ノ稅金竝鑑札料ヲ納ムヘシ（明治十五年十月第五十二號布告ヲ以テ但書追加）

第十七條　水火盜難ニ因リ鑑札ヲ毀失シ更ニ新鑑札ヲ願受ル時ハ其鑑札料ノ半高ヲ納ムヘシ

第十八條　稅金ハ每年兩度ニ區分シ前半年分ハ一月三十一日限リ後半年分ハ七月三十一日限リ鑑札料ハ其都度竝ニ管轄廳ニ上納スヘシ

第十九條　稅金ハ六月以前免許ノ者ハ全年分七月以後ハ半年分廢業ノ者ハ七月以後ハ全年分六月以前ハ半年分ヲ納ムヘシ

但第十條ノ有害品ナルヲ更ニ發見セシ時ニ限リ月割ヲ以テ稅金ヲ納メシムヘシ

第三章

第二十條　無鑑札又ハ鑑札ヲ借受ケ自ラ行商シ又ハ行商セシムル者及ヒ之ヲ貸ス者又ハ期限過タル鑑札ヲ以テ自ラ行商シ又ハ行商セシムル者ハ其鑑札ヲ取上ケ藥劑一方ニ付五圓ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十一條　無鑑札又ハ鑑札ヲ借受ケ又ハ期限過タル鑑札ヲ以テ請賣スル者及ヒ無鑑札ノ者ヲシテ請賣セシメ又ハ鑑札ヲ貸ス者ハ其鑑札ヲ取上ケ製藥ヲ沒入シ藥劑一方ニ付拾圓ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十三條　無鑑札ニテ營業スル者又ハ營業者ニシテ私ニ請賣者ニ藥劑ヲ調製セシムル者又ハ請賣者自ラ之ヲ調製スル者ハ其製藥及ヒ賣得金ヲ沒入シ藥劑一方ニ付貳拾五圓以上五拾圓以下ノ罰金ヲ科スヘシ（明治十四年四月第二十六號布告ヲ以テ本條中改正）

第二十四條　諸鑑札ヲ僞造シ又ハ他人ノ賣藥ヲ贋造シテ發賣スル者ハ其製藥及ヒ其賣得金ヲ沒入シ藥劑一方ニ付五拾圓以上百圓以下ノ罰金ヲ科スヘシ

賣藥印紙稅規則（明治十五年十月二十七日第五十一號布告）

第一條　賣藥ニハ必ス定價ヲ附記シ其定價ニ從ヒ營業者ニ於テ左ノ割合相當ノ印紙ヲ貼用スヘシ

印紙稅ノ割合

一　定價壹錢迄　印稅　壹厘

一　同　貳錢迄　同　貳厘

一　同　三錢迄
一　同　五錢迄
一　同　拾錢迄
以上總テ五錢迄毎ニ五厘ヲ增加ス

第二條　印紙種目ハ左ノ如シ

壹厘　淡黑色
貳厘　青色
參厘　黃色
五厘　茶褐色
壹錢　赭色
貳錢　綠色
參錢　濃青色
四錢　橙黃色
五錢　紫色
拾錢　深紅色

第三條　印紙ハ藥品ノ容器又ハ包紙等ニ貼用シ營業者ニ於テ之ヲ消印スヘシ
但印紙面ノ中心ヨリ他所ヘ掛ケ消印スヘシ

第四條　賣藥印紙ハ官ノ許可シタル賣捌所ニ限リ賣捌クモノトス

第五條　營業者ニシテ無印紙ノ藥品ヲ發賣シタル者ハ貳圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處シ印紙不足ノ藥品ヲ發賣シタル者ハ貳圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條　請賣者行商者ニシテ無印紙ノ藥品ヲ所持シ若クハ之ヲ販賣シタル者ハ貳圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ印紙不足ノ藥品ヲ所持シ若クハ之ヲ販賣シタル者ハ貳圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條　貼用印紙ニ消印セサル者ハ貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條　印紙賣捌所ノ外ニ於テ印紙ヲ賣捌ク者ハ貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ其品ヲ沒收ス其情ヲ知リテ之ヲ買受ケタル者ハ貳圓以上拾圓以下ノ罰金ニ處シ仍ホ其品ヲ沒收ス

尙賣藥印紙稅の創設以來、賣藥營業者所持の賣藥中性效を失したるものを交換するが爲め、之に貼用したる印紙の廢棄に歸するもの年々多額に及べるも、從來此の損失救濟の方法を缺けるを以て、政府は營業者の損失を救ふが爲め一定の割引率を附して新舊印紙交換の途を開くの必要を認め、明治十九年七月大藏省令第二十三號を以て、左の如く賣藥印紙交換規則を制定公布したり。

賣藥印紙交換規則（明治十九年七月七日大藏省令第二十三號）

第一條　賣藥營業人所持ノ賣藥中性效ヲ失シタルモノヲ廢棄センカ爲メ既貼ノ印紙不用ニ屬スル場合ニ於テ一人分既貼印紙額一ト口拾圓以上ハ其願出テニ由リ左ノ割合ヲ以テ新印紙ト交換スヘシ

一既貼印紙拾圓以上壹圓ニ付
交換新印紙八　拾　錢

一　貳拾圓以上壹圓ニ付　八拾五錢

同

第二條　賣藥ノ裝置又ハ印紙ノ貼用方完全ナラサルモノ及ヒ印紙ノ汚染毀傷シタルモノハ交換スルヲ得ス

第三條　賣藥印紙ノ交換ヲ願出ツル者ハ賣藥ノ箇數及印紙各種枚數ノ仕譯ヲ爲シタル書面ヲ添ヘ其賣藥ヲ所在府縣廳ニ差出シ檢査ヲ受ヘシ

第四條　府縣廳ハ其賣藥ヲ檢査シ既貼ノ印紙ニ消印シ又ハ之ヲ切斷スルヲ以テ受取濟ノ證トシ爲シ其賣藥ヲ下戻シ同時ニ新印紙ヲ下付スヘシ

第二款　日露戰時の賣藥稅

第一項　非常特別稅の徵收

明治三十七年日露開戰の結果之に要する經費を支辨する爲め、政府は同年四月法律第三號を以て非常特別稅法を制定し、各種の稅目に亙りて增徵を行ひしが、賣藥稅に關しては其の性質に鑑み營業稅及印紙稅共に之が增徵を行はざることと爲したり。蓋し賣藥は主として中產以下の階級にして醫師の治療を受くるの資力なき者、又は醫師の住居せざる僻遠の地方に住居する者の服用するものなるが故に、之に對する租稅の增徵は結局病者の負擔を增加して、國民の保健衞生上憂慮すべき結果を生ずるのみならず、置藥を爲すの習慣ある賣藥營業者は、印紙增貼の爲め一時に多額の資本を增加するの必要を生じ、其の營業を繼續すること能はざるに至るべく、結局增徵の妥當ならざると同時に其の目的を達する所以に非ざるを以てなり。

然るに戰局の進展と共に軍國の經費は益〻巨額に上りしを以て、翌三十八年一月に至り政府は法律第一號を以て非常特別稅法を改正し、更に第二次の租稅增徵を斷行せしが、賣藥稅に關しては、其の中印紙稅は第一次非常特別稅の際と同一の理由に依り之が增徵を行はざりしと雖も、賣藥營業稅に至りては、第一次增徵に於て、他の營業稅の增徵せられしに拘らず其の增徵を免れ、既に權衡を失せるものあるのみならず、第二次增徵に於ても他の營業稅は更に增徵を課せらるることとなりしを以て、賣藥營業者に對しても相當の負擔を爲さしむる目的を以て、賣藥營業稅を增徵することと爲し、明治三十八年分より之を實施したり。而して賣藥營業稅の稅率は、從來は單に賣藥の方數を標準として一率に金二圓を課せしものなるも、元來賣藥は各方劑毎に其の製造高の定價總額に大なる差異を存するものにして、之に對し一率の租稅を課するは甚しく負擔の均衡を失するものなるが故に、右非常特別增徵に當りては政府は、從來の定率の外賣藥毎方劑一箇年の製造高の定價總額に對し定額累進率を課することと爲し、以て營業の大小に應じ其の負擔を分たしめんことを期したり。今其の定率及增徵率を揭ぐれば左の如し。

區分	定率	增率	合計
製造高なきもの	一方に付　二圓		一方に付　二圓
每方劑一箇年の製造高に對する定價總額三百圓未滿のもの	同　一圓	一方に付　一圓	同　三圓
同　五百圓未滿のもの	同　三圓	同　二圓	同　五圓
同　千圓未滿のもの	同　五圓	同　二圓	同　七圓

每方劑一箇年の製造高に對する定價總額二千圓未滿のもの	一方に付二圓	一方に付七圓	一方に付九圓
同　三千圓未滿のもの	同　同	同　十圓	同　十二圓
同　五千圓未滿のもの	同　同	同　十五圓	同　十七圓
同　一萬圓未滿のもの	同　同	同　二十圓	同　二十二圓
同　二萬圓未滿のもの	同　同	同　三十圓	同　三十二圓
同　三萬圓未滿のもの	同　同	同　四十圓	同　四十二圓
同　五萬圓未滿のもの	同　同	同　五十五圓	同　五十七圓
同　七萬圓未滿のもの	同　同	同　七十圓	同　七十二圓
同　十萬圓未滿のもの	同　同	同　八十五圓	同　八十七圓
同　十萬圓以上のもの	同　同	同　百圓	同　百二圓

右賣藥營業稅の增徵に依り、政府は三十八年度以降每年度八萬九千二百七十九圓の增收を得るの計算を立てしが、實際に於ては三十八年度に於て七萬五千百三十七圓餘、三十九年度に於て七萬九千六百九十九圓餘の增收を得しに止まりたり。

第二項　賣藥稅法の制定

賣藥印紙稅規則は前述の如く明治十五年の制定に係り、爾後何等の改正をも見ずして日露戰役の當時に至りしものにして、其の規定中には勘からざる不備缺陷を存したり。故に政府は右條文の整理を行ふと同時に、新に輸出賣藥の免稅及賣藥類似品の課稅の二點に關する規定を設くるの必要を認め、玆に賣藥印紙稅規則を廢止して、之に代るべき賣藥稅法を制定することと爲し、之が法律案を明治三十八年一月第二十一回帝國議會に提出したり。抑、輸出賣藥に對する免稅に關しては、既に大藏省は明治十九年四月二十一日付を以て外國へ輸出のこと明白なるものは無印紙の儘通關せしむべき旨橫濱稅關に對して指令を發し、此の種のものは總て反則と認めざることと爲し來りしが、後明治三十六年四月二十日に至り右取扱を變更し、爾後再び輸出賣藥には印紙を貼用せしむることと定めたり。然れども滿韓地方に於ける我國賣藥の需要は年を逐うて增加し、外國輸出の總額從つて又漸增を來し、之が奬勵を圖るは極めて喫緊の事に屬するを以て、賣藥稅法の制定に際して輸出賣藥免稅に關する明文を其の中に加へ、以て輸出の奬勵を圖るの一方策と爲したり。次に賣藥類似品の課稅に關しては、從來賣藥印紙稅は純然たる賣藥品に對してのみ賦課し來りしと雖も、賣藥類似の品にして、印紙稅の賦課なくして、賣藥營業者以外の者に依り製造販賣せらるるもの漸次多きを加ふるに至りしを以て、此等の類似品に對し賣藥と同樣に課稅し、以て賣藥との權衡を保たしめ併せて賣藥稅の逋脫を防止せんことを圖れり。而して本稅法制定の目的は右の如く全く稅法の整理に出づるものにして、歲入の增加を目的とせるものに非ざるが故に、政府は賣藥類似品の課稅に因る增收は輸出賣藥の免稅に因る減收と相殺して、全收入に於ては著しき增減なきものと認めたり。

右賣藥稅法案に就ては衆議院は審議の末、左の二點に於て修正を加へたり。

（一）　原案に於ては賣藥印紙稅規則の規定を襲用し、定價一錢迄賣藥稅一厘、同二錢迄二厘、三錢迄三厘、四錢迄四厘、五錢迄五厘、十錢迄一錢、十錢以上定價五錢迄を增す每に稅五厘を增加するものと規定せしが、衆議院は右は他の消費稅の如く純然たる從價稅と爲すを適當と爲し、總て定價の一割を課することに改めたり（第一條）。

（二）原案に於ては、賣藥營業者は相當印紙の貼用なき賣藥を所持することを得ずと規定せるも、衆議院は右規定を以て營業者の營業狀況に鑑み穩當を缺くものと認めて、之を販賣することを得ずと修正したり（第七條）。

（三）右の修正に伴ひ關係各條項の字句を修正したり。

貴族院は右衆議院の修正案を可決し、政府亦之に同意を表せしを以て、玆に賣藥稅法は明治三十八年五月法律第七十一號を以て左の如く公布せられたり。

賣藥稅法（明治三十八年五月六日法律第七十一號）

第一條　賣藥ニハ定價一割ノ賣藥稅ヲ課ス

定價一錢未滿ナルトキ又ハ一錢未滿ノ端數アルトキハ一錢未滿ノ金額ハ總テ之ヲ一錢トシテ賣藥稅ヲ計算ス

第二條　賣藥稅ハ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス

第三條　賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ定價ヲ附記シ其ノ賣藥稅ニ相當スル印紙ヲ貼用シ印紙面ヨリ他所ニカケ消印スヘシ

第四條　賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ貼用印紙ヲ破毀スルニ非サレハ賣藥ヲ取出スコトヲ得サルノ裝置ヲ爲スヘシ

第五條　賣藥營業者定價ヲ增加シテ賣藥ヲ販賣セムトスルトキハ其ノ定價ヲ改記シ其ノ賣藥稅ニ相當スル印紙ヲ增貼スヘシ

第六條　賣藥營業者、請賣者及行商者ハ帳簿ヲ調製シ賣藥ノ製造出入ニ關スル事實ヲ詳細明瞭ニ記載スヘシ

第七條　賣藥營業者ハ相當印紙ノ貼用ナキ賣藥、第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲ササル賣藥ヲ販賣スルコトヲ得ス

賣藥請賣者又ハ行商者ハ相當印紙ノ貼用ナキ賣藥、第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲ササル賣藥ヲ所持スルコトヲ得ス

第八條　收稅官吏ハ前條ニ違反シタル賣藥ヲ發見スルトキハ處罰セラレタルト否トヲ問ハス賣藥營業者ノ費用ヲ以テ印紙ヲ貼用シ、貼用印紙ニ消印シ又ハ相當ノ裝置ヲ爲スコトヲ得

前項ノ費用徵收ニハ國稅徵收法ノ規定ヲ準用ス

第九條　收稅官吏ハ賣藥ノ所在ニ就キ檢查ヲ爲シ又ハ賣藥營業者、請賣者及行商者ノ帳簿書類ヲ檢閱スルコトヲ得

第十條　外國ニ輸出スル賣藥ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ賣藥稅ヲ免除ス

前項ノ賣藥ニ付テハ第二條乃至第五條、第七條、第八條及第十一條乃至第十三條ヲ適用セス

第十一條　賣藥營業者ニシテ所持ノ賣藥中性效ヲ失シタルモノヲ廢棄セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ既貼印紙ト新印紙トノ交換ヲ請求スルコトヲ得

第十二條　賣藥營業者相當印紙ノ貼用ナキ賣藥ヲ販賣シ又ハ附記定價以上ニ賣藥ヲ販賣シタルトキハ脫稅高二十倍ノ罰金ニ處ス但シ脫稅高二十倍ノ金額五圓ニ達セサルトキハ五圓ノ罰金ニ處ス

賣藥營業者定價ヲ附記セサル賣藥ヲ販賣シタルトキハ二圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス因

リテ脫稅ヲ爲シタル者ハ前項ニ依リテ處斷ス

第十三條　賣藥營業者第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲ササル賣藥ヲ販賣シタルトキハ三圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

賣藥請賣者又ハ行商者相當印紙ノ貼用ナキ賣藥ヲ所持又ハ販賣シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ第三條ニ依リ貼用印紙ニ消印ヲ爲ササル賣藥又ハ第四條ノ裝置ヲ爲ササル賣藥ヲ所持又ハ販賣シタルトキハ三圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條　賣藥營業者、請賣者又ハ行商者賣藥ノ製造出入ニ關スル帳簿書類ヲ隱匿シタルトキハ五圓以上百圓以下ノ罰金ニ處シ帳簿ヲ調製セス又ハ其ノ記載ヲ怠リ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條　收稅官吏ノ尋問ニ對シ虛僞ノ答辯ヲ爲シ又ハ收稅官吏ノ職務執行ヲ拒ミ、之ヲ忌避シ若ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第十六條　本法ノ規定ニ違反シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重及數罪俱發ノ例ヲ用キス

第十七條　賣藥營業者、請賣者及行商者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本法ノ規定ニ依リ賣藥營業者、請賣者及行商者ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十八條　賣藥營業者、請賣者及行商者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第十九條　賣藥類似品及其ノ營業者、請賣者及行商者ニ關シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

賣藥類似品ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

賣藥印紙稅規則ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際販賣ノ爲賣藥類似品ヲ所持スル者ハ本法施行ノ日ヨリ三十日以內ニ本法第三條及第四條ニ依リ印紙ヲ貼用スヘシ

賣藥稅法の公布と同時に勅令第百五十五號を以て左の如く之が施行規則を制定し、其の第五條及第六條に於て輸出賣藥に關する事項を規定し、又其の第十一條に於て賣藥類似品の種類を定めたり。

賣藥稅法施行規則（明治三十八年五月六日勅令第百五十五號）

第一條　賣藥營業者ハ賣藥ノ容器又ハ包紙等ニ其ノ住所、氏名又ハ名稱ヲ記載スヘシ

第二條　賣藥營業者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　製造又ハ輸入シタル賣藥ノ品名、數量、定價及其ノ製造又ハ輸入ノ日

二　他ニ引渡シタル賣藥ノ品名、數量、價額、引渡ノ日及其ノ引渡先

三　買入レタル印紙ノ數量、金額及其ノ買入先

四　貼用シタル印紙ノ數量、金額

小賣ノ場合ニ於テハ前項第二號引渡先ノ記載ヲ要セス

第三條　賣藥請賣者及行商者ハ少クトモ左ノ事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

一　引取リタル賣藥ノ品名、數量、價額、引取ノ日及引取先

二　他ニ引渡シタル賣藥ノ品名、數量、價額及引渡ノ日

第四條　收稅官吏賣藥稅法第八條第一項ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ調書ヲ作リ違反ニ係ル賣藥ヲ所持スル者ト共ニ署名捺印スヘシ

前項ノ場合ニ於テ違反ニ係ル賣藥ヲ所持スル者署名捺印ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ之ヲ拒ミタルトキハ收稅官吏ハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ

第五條　賣藥ヲ外國ニ輸出シ賣藥稅ノ免除ヲ得ムトスル者ハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ他ノ賣藥ト區別シテ之ヲ藏置スヘシ

前項ノ賣藥ヲ運搬セムトスルトキハ運搬線路及運搬先又ハ輸出港ヲ定メ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前二項ノ場合ニ於テ收稅官吏必要ト認ムルトキハ其ノ賣藥ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ護送スルコトアルヘシ

第六條　前條第一項ノ承認ヲ受ケタル後六箇月ヲ過キ賣藥ヲ輸出セサルトキハ承認ハ其ノ效力ヲ失フ

前條第一項ノ承認カ效力ヲ失ヒタルトキ又ハ輸出ノ目的ヲ廢止シタルトキハ賣藥營業者又ハ輸出者ニ於テ其ノ賣藥ニ印紙ヲ貼用シ收稅官吏ノ承認ヲ受クヘシ

前項輸出者ニ關シテハ賣藥營業者ノ例ニ依ル

第七條　賣藥稅法第十一條ニ依リ印紙ノ交換ヲ請求セムトスル者ハ賣藥ノ品名、數量、定價及交付ヲ受クヘキ印紙各種枚數ヲ記載シタル書面ニ其ノ賣藥ヲ添ヘ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第八條　左ノ場合ニ於テハ所轄稅務署ハ印紙ノ交換ヲ爲サス

一　既貼印紙ノ金額一口十圓未滿ナルトキ

二　賣藥ノ裝置又ハ印紙ノ貼用不完全ナルトキ

三　既貼印紙汚染又ハ毀傷ニ係ルトキ

第九條　印紙ノ交換ハ左ノ割合ニ依ル

一　既貼印紙　二十圓未滿一圓ニ付　新印紙　八十錢

二　既貼印紙　二十圓以上一圓ニ付　新印紙　八十五錢

第十條　所轄稅務署ニ於テ印紙ノ交換ヲ爲スヘキモノト認メタルトキハ既貼ノ印紙ニ消印シ又ハ之ヲ切斷シタル後其ノ賣藥ヲ下戻シ同時ニ新印紙ヲ交付スヘシ

第十一條　藥品ヲ用キ又ハ之ヲ配伍シテ製造シタル物品ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル效驗アリトシテ發賣スルモノハ賣藥稅法第十九條ニ依ル賣藥類似品トス但シ醫藥又ハ單ニ滋養若ハ消毒ノ效驗アリトスルモノ及大藏大臣ノ特ニ認許シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一　疾病ヲ豫防スルコト

二　治病ニ效驗アリト謂フニ非サルモ心身ヲ爽快ニシ音聲ヲ改善シ又ハ精氣ヲ增進スルコト

三　皮膚毛髮ノ色澤組織ヲ變更シ又ハ身體ノ惡臭ヲ去ルコト

四　疥癬其ノ他皮膚ノ障害ヲ除去スルコト

第十二條　前條但書ニ依リ大藏大臣ノ認許ヲ得ムトスル者ハ其ノ物品ノ製造方法及效能ヲ記載シ見本ヲ添ヘ所轄稅務署ヲ經由シテ大藏大臣ニ申請スヘシ

第十三條　收稅官吏ハ賣藥營業者、請賣者及行商者ノ營業ニ關シ職務上知得シタル事項ヲ他ニ漏洩スルコトヲ得ス

第十四條　本令中賣藥營業者、請賣者及行商者ニ關スル規定ハ之ヲ賣藥類似品營業者ニ準用ス

附　則

本令ハ賣藥稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して從來賣藥印紙稅規則の施行に關しては、既に明治十七年九月に於て大藏卿內達を以て賣藥稅檢查手續を定め、又同十九年七月には大藏省令第二十三號を以て賣藥印紙交換規則を公布して、始めて印紙交換の途を開き、尋いで同年十月大藏省令第三十一號を以て、賣藥自用者が無印紙の賣藥を買受け、讓受け、預置き又は所持することを禁止して、稅金の逋脫を防ぐ等、種々の方法を講ぜしが、右の如く賣藥稅法及其の施行規則制定せらるるに及び此等の諸規定は總て其の必要なきに至りしを以て明治三十八年五月大藏省令第三十一號を以て、賣藥稅法施行の日より何れも之を廢止したり。

第三款　日露戰後の賣藥稅

第一項　賣藥稅の整理

日露戰役終局の後、政府は戰時に於て增課したる各種租稅の整理を行はんことを期し、明治三十九年四月大藏省に稅法審查委員會を設置し、大藏部內の官吏を委員に任命して之が調查を行はしめしが、賣藥稅の整理に關しては委員會は先づ其の根本問題として、一般的に賣藥課稅の方法に關して審議を行ふこととし、(一)賣藥印紙稅を廢し賣藥の賣上高に課稅する方法(二)賣藥營業稅を廢し一般營業稅を課する方法(三)賣藥營業稅を廢し賣藥免許稅を徵すると同時に一般營業稅を課する方法の可否に就て審議したり。右三方法の中第一の方法の目的とする所は主として賣藥印紙稅の缺陷を避けんとするものにして、卽ち賣藥印紙稅に在りては賣藥營業者は稅金の立替を要するのみならず、性效を失したる賣藥に對しては更に印紙交換の煩累あるが故に、斯かる課稅方法を廢して賣上課稅の方法を採用し、店頭販賣の賣藥に就ては前年の賣上高を標準とし、配置販賣の賣藥に就ては前々年の賣上高を標準として課稅すべしと爲すものなるが、委員會は稅金立替の弊は消費稅の常とする所にして、獨り賣藥稅に於てのみ之を非議すべからざるのみならず、賣上課稅方法を採用するときは稅金の大部分は營業者の負擔に歸して其の負擔は甚だ重きものとなるべく、加之此の方法に依るときは賣上高の調查困難にして實數を得ること難く、從つて國庫の收入を減少するに至るべく、而も徵稅上に要すべき手數と經費とは、印紙課稅に依る場合よりも却つて增加すべしと爲し、賣上高課稅方法を排斥したり。次に第二の課稅方法の論據とする所は、現行の賣藥營業稅に依れば、一方劑の賣藥が如何に多額に販賣せられ從つて其の利益如何に多大なるも、其の稅額は百二圓を超えざるに反し、一方劑の賣藥の販賣高が如何に僅少なるも三圓を納稅せざるべからずして、賣藥營業者間に於て負擔の不公平を生ずるのみならず、賣藥營業者と他の營業者との間にも亦負擔の不權衡を生ずべきが故に賣藥營業者に對しても一般營業稅を課するを至當とすべく、殊に賣藥の製造販賣も一の營業たる以

上は一般營業稅法に於て規定するは寧ろ當然なりと云ふに在るものなりと雖も、委員會は之に對し賣藥營業稅を一般營業稅より獨立して存在せしめしは、賣藥の性質上其の製造、販賣は之を一般の營業の如く自由に放任すべからざるものあるが故にして、衞生及保健政策上至當なるのみならず、假に本稅を廢して一般營業稅を課することとすれば、國庫の收入は減少すべしと爲して、此の方法を否認したり。更に第三の課稅方法たる、賣藥營業稅を廢して賣藥免許稅と一般營業稅とを課すべしと爲す說の理由とする所は賣藥の性質上其の製造に特別の檢査監督を要し、從つて一種の免許稅を徵收するを必要とすると同時に、他面現行の如く賣藥營業稅を一般營業稅の外に置くが如きは全く沿革的の惰力に因るものに過ぎざるを以て、新に賣藥每方劑に對して相當の免許稅を徵すると同時に、一般營業稅を課することと爲すべしと云ふに在りしが、委員會は此の說に對し、理論に於ては當に然るべしと雖も、多年慣行し來りたる現在に於て此の二者を區別するは、其の實益殆ど無きものとして之を否認したり。斯くて委員會は以上三種の課稅方法を審議の末、何れも之を排斥し、從來の如く賣藥印紙稅及賣藥營業稅の兩者共に之を存續せしむることに決したり。次に委員會は此等兩稅の稅率に關して審議を遂げたる結果、賣藥印紙稅に關しては社會政策上の見地より之が廢止若くは減稅說行はると雖も、委員會は本稅は主として右の理由に因り、既に非常特別稅の增徵を行はざりしものにして、定價一割の課稅は決して高きに過ぐるものに非ざるのみならず、其の稅法は最近に於て改正せられしものなるを以て、更に之を改正するの要なきものと認め、又賣藥營業稅に關しては、全會一致を以て定率と非常特別稅とを合したるものを徵收することと爲し、而して之に關する規定は總て賣藥稅法中に併合することに決したり。

翌明治四十年三月に至り政府は整理の愼重を期する爲め、更に官民の學識經驗者を委員として稅法整理案審查會を設置し、稅法審查委員會の整理案を原案として之に就き更に審議を遂げしめしが、賣藥稅の整理に關しては同審查會は世上夙に賣藥印紙稅廢止論の唱道せらるる所なるに鑑み、特別委員を設けて特に調查の愼重を期したりしが、結局從來の稅法は完全無缺なりと稱すべからずと雖も、他に之に優るの良案を發見せざるを以て、現行を維持するの已むを得ざるものと決し、總て稅法審查委員會の原案を可決したり。

政府は右整理案の趣旨に基き賣藥稅法中改正法律案を第二十四回帝國議會に提出したるも、他の稅法整理案と共に議會の否決する所となりて成立に至らざりしを以て、更に之を第二十六回帝國議會に提出して漸く其の協贊を得、明治四十三年三月法律第八號を以て之を公布したり。此の改正の結果賣藥規則中賣藥營業稅に關する事項を廢止して、營藥稅、印紙稅共に賣藥稅法中に併せ規定せらるるに至り、從つて從來賣藥營業稅を課せられざりし賣藥類似品は新に賣藥に準じて課稅せらるることとなり、又藥劑の製造高なき賣藥に對しては賣藥營業稅を免ぜらるることとなりたり。本改正法律は翌四十四年一月一日より實施せられ、之と同時に賣藥營業稅に對する非常特別稅は廢止せられたり。今改正法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第八號（明治四十三年三月二十五日）

賣藥稅法中左ノ通改正ス

第一條　本法ニ於テ賣藥營業者ト稱スルハ賣藥規則ニ依ル賣藥營業者ヲ謂フ

第一條ノ二　賣藥營業者ニハ藥劑一方每ニ一年間製造高ノ定價總額ニ應シ每年左ノ賣藥營業

稅ヲ課ス

定價總額三百圓未滿ノモノ　金三圓
定價總額五百圓未滿ノモノ　金五圓
定價總額千圓未滿ノモノ　金七圓
定價總額二千圓未滿ノモノ　金九圓
定價總額三千圓未滿ノモノ　金十二圓
定價總額五千圓未滿ノモノ　金十七圓
定價總額一萬圓未滿ノモノ　金二十二圓
定價總額二萬圓未滿ノモノ　金三十二圓
定價總額三萬圓未滿ノモノ　金四十二圓
定價總額五萬圓未滿ノモノ　金五十七圓
定價總額七萬圓未滿ノモノ　金七十二圓
定價總額十萬圓未滿ノモノ　金八十七圓
定價總額十萬圓以上ノモノ　金百二圓

前項ノ定價總額ハ前年中ノ總額ニ依ル但シ前年又ハ其ノ年免許ヲ受ケタル者ニ付テハ其ノ年製造高ノ豫算定價額ニ依ル

外國ニ輸出スル賣藥ニ付テハ外國ニ輸出セサル賣藥ニ準シ定メタル價格ヲ以テ定價ト看做ス

第一條ノ三　賣藥營業者二箇所以上ニ於テ營業スルトキハ營業場毎ニ前條ノ賣藥營業稅ヲ納ムヘシ

第一條ノ四　賣藥營業者ハ毎年一月十五日迄ニ課稅標準額ヲ所轄收稅官廳ニ申告スヘシ但シ其ノ年免許ヲ受ケタル者ハ免許ヲ受ケタル日ヨリ二十日以內ニ申告スヘシ

第一條ノ五　賣藥營業稅ハ年額ヲ二分シ一月及七月之ヲ徵收ス但シ納期限ヲ經過シテ免許ヲ受ケタル場合ニ於テハ當該納期ニ納ムヘキ稅金ハ卽納トス

賣藥營業者六月以前ニ廢業シ又ハ賣藥ノ發賣ヲ禁止セラレタルトキハ七月ニ納ムヘキ稅金ハ之ヲ免除ス

第二條　賣藥ニハ定價一割ノ賣藥印紙稅ヲ課ス

定價一錢未滿ナルトキ又ハ一錢未滿ノ端數アルトキハ一錢未滿ノ金額ハ總テ之ヲ一錢トシテ賣藥印紙稅ヲ計算ス

賣藥印紙稅ハ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス

第三條、第五條及第十條中「賣藥稅」ヲ「賣藥印紙稅」ニ改ム

第十二條第一項中「脫稅高二十倍ノ罰金」ヲ「脫稅高二十倍ノ罰金又ハ科料」ニ、第二項中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第十三條乃至第十五條中「罰金」ヲ「罰金又ハ科料」ニ改ム

第十三條ノ二　第一條ノ四ノ申告ヲ爲サス又ハ虛僞ノ申告ヲ爲シタル者ハ一圓以上ノ科料ニ處ス因リテ賣藥營業稅ヲ逋脫シタル者ハ脫稅金額三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處ス

第二十條　本法ニ依リ賣藥營業稅ヲ課セラレタル者ニハ營業稅ヲ課セス

附　則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

賣藥規則中及非常特別稅法中賣藥營業稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

右法律の公布に伴ひて賣藥稅法施行規則の一部をも改正するの必要あるを以て、同年十二月勅令第四百四十五號を以て左の如く之を公布したり。

勅令第四百四十五號（明治四十三年十二月二十一日）

賣藥稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條中「賣藥稅」ヲ「賣藥印紙稅」ニ改ム

第六條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ賣藥ヲ廢棄スルトキハ印紙ノ貼用ヲ要セス

第六條ノ二　第五條ノ藏置又ハ運搬中賣藥ノ裝置ノ變更ヲ要スルニ至リタルトキハ收稅官吏ノ承認ヲ受ケ製造場ヘ戻入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第五條第三項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ賣藥ヲ輸出セムトスルトキハ更ニ第五條ノ承認ヲ受クヘシ

附　則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　賣藥營業稅附加稅の制限設定

賣藥營業稅は直接稅の一種として、其の性質毫も一般の營業稅と異なる所なきに拘らず、單に沿革上竝に取締上の理由に依り、上述の如く特別の單行法を以て規定せられしものにして、從つて前揭明治四十三年賣藥稅法中改正法律に於ても、賣藥營業稅を課せざることと定めたり。然るに一般の營業稅は既に其の創設と共に直接國稅に指定せられしを以て、之を納むる者は直接國稅納付者として參政權の資格を享有するに拘らず、賣藥營業稅は從來其の指定を受くることなかりしが故に、之が納稅者は參政權の資格を享有すること能はず、彼此公平を失するの譏を免れざりき。是を以て政府は新に之を直接國稅に指定するの必要を認め、明治四十四年四月大藏省告示第二十七號及同月內務省告示第二十二號を以て、賣藥營業稅を市制·町村制·府縣制等に於ける直接稅の種目中に加へ、更に又同年五月勅令第百三十五號を以て衆議院議員選擧法施行令に改正を加へ、衆議院議員選擧法に於ける直接國稅の納稅者をして衆議院議員及府縣郡市町村會議員等の選擧權者たるの資格を賦與したり。

然るに他方に於て賣藥營業稅は從來直接國稅に指定せられざりしが故に、地方公共團體は之に對して附加稅を課することを得ずして、唯、特別稅の形式に依り主務大臣の認可を得て之に課稅し來りしが、右の如く新に本稅を直接國稅に指定するときは、市制·町村制の規定に依り之に對し百分の五十迄の附加稅を賦課するを得ることとなり、賣藥營業者の負擔は急激に加重せらるるの虞あるに至りしを以て、政府は右の如く賣藥營業稅を直接國稅に指定するに先ち、之に對する地方稅附加の制限を縮小するの必要を認め、明治四十四年第二十七回帝國議會に賣藥稅法中改正法律案を提出したり。

右法律案は賣藥營業稅に對する地方稅の附加制限率を、北海道及府縣に於ては本稅の百分の五、其の

他の公共團體に於ては百分の十と定め、之が規定を賣藥稅法中に追加せんとするものなりしが、衆議院は右の制限率を以て尙重きに失すと爲し、更に之を縮小して北海道及府縣に於ては百分の三、其の他の公共團體に於ては百分の五に修正し、貴族院亦右の修正案を可決せしを以て、改正法律は明治四十四年三月法律第四十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四十二號（明治四十四年三月二十八日）

賣藥稅法中左ノ通改正ス

第一條ノ六　北海道及府縣ハ賣藥營業稅ニ對シ本稅百分ノ三以內ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得」

市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ賣藥營業稅ニ對シ本稅百分ノ五以內ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得

附　則

本法ハ明治四十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

第四款　大正時代の賣藥稅

第一項　賣藥營業稅の廢止

賣藥營業稅は賣藥稅法第一條ノ二の規定の示す如く、藥劑一方毎に其の製造品の定價總額に對して課稅するものにして、從つて一箇年の製造藥劑の定價總額は同一なるも、其の方數の多少に依りて課稅額に相異を生ずることとなると共に、他面一方劑の製造定價が十萬圓以上の場合は、其の製造額如何に多額に上るも稅額を增加することなきものなり。斯くの如きは課稅上公平を得たるものと稱するを得ざるのみならず、賣藥の製造販賣を其の他の物品の製造販賣と區別して、單獨の課稅法規を設くる必要なく、却て之が爲め賣藥營業者と他の物品の營業者との間に負擔の公平を失する虞を存したり。是を以て從來賣藥營業稅の改正又は廢止の必要を唱ふる說尠からず、既に明治四十四年十二月內閣に設置せられたる臨時制度整理局は、大正元年十二月稅制整理に關する答申中に於て、本稅の稅率は一方劑毎に製造品の定價總額百分の一と改むるを適當と爲し、更に又大正九年七月設置の臨時財政經濟調查會は、大正十一年七月政府に提出したる稅制整理案に於て、本稅は之を廢止して營業稅法に依りて課稅するを適當と爲す旨答申したり。政府亦右臨時財政經濟調查會答申の趣旨を認め、翌大正十二年度に於て所謂稅制の應急的整理として、數種の租稅の改廢を行はんとするに當り其の一部として賣藥營業稅を廢止し、賣藥の製造販賣に對しては營業稅法に依り一般の營業稅を課することと爲し、大正十二年一月第四十六回帝國議會に賣藥稅法中改正法律案を提出せしが、議會は異議なく之を可決せしを以て、右法律は同年三月法律第十一號を以て公布せられ、翌十三年一月一日より施行せられたり。本法律は卽ち賣藥稅法中賣藥營業稅に關する各條項を削除すると共に、從來の賣藥印紙稅の名稱を賣藥稅と改め、且賣藥規則の廢止及賣藥法の制定に伴ふ關係條文の整理を行ふものにして、今其の全文を掲ぐれば左の如し。

法律第十一號（大正十二年三月二十七日）

賣藥稅法中左ノ通改正ス

第一條中「賣藥規則」ヲ「賣藥法」ニ改ム

第一條ノ二乃至第一條ノ六ヲ削ル

第二條、第三條、第五條及第十條中「賣藥印紙稅」ヲ「賣藥稅」ニ改ム

第十三條ノ二ヲ削ル

第十六條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用ヰス

第二十條ヲ削ル

附　則

本法ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前賦課スヘキ賣藥營業稅ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

右改正法律の公布に伴ひ、大正十二年十二月勅令第五百二十二號を以て賣藥稅法施行規則を左の如く改正公布したり。

勅令第五百二十二號（大正十二年十二月二十七日）

賣藥稅法施行規則中左ノ通改正ス

第五條中「賣藥印紙稅」ヲ「賣藥稅」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二項　賣藥稅の廢止

賣藥印紙稅は上述の如く大正十三年一月以降賣藥稅と改稱せられしが、本稅に就ては從來社會政策上竝に國民の保健衞生上の見地より、之が全廢を可とする說を存し、大正十一年七月臨時財政經濟調査會の稅制整理案答申中に於ても亦前記の理由竝に新藥新製劑との權衡上より本稅の廢止を適當と認めたり。尋いで大正十五年に至り多年の懸案に係る稅制の一般的整理を斷行せんとするに當り、政府は右整理計畫の一部として大正十五年度より本稅を全廢することに決したり。而して本稅廢止の際未だ消費せられざる賣藥に就ては、其の貼付したる印紙に對し相當額の拂戻を行ふを相當と爲すが如しと雖も、斯くては國庫の負擔容易ならざるのみならず、本稅と同時に課稅を廢止せらるべき醬油、綿織物にして、未だ消費せられざるものに對しても拂戻を爲すの必要を生じ、而も此等の物件は其の既に課稅せられたるや否やの區別不明瞭にして、到底拂戻を實行することを得ず、其の間著しく不公平を生ずるが故に、賣藥稅に對しても亦拂戻を爲さざることとしたり。唯失效賣藥にして廢棄せんとするものに就ては、既に現行制度に於ても既貼印紙稅額の八割又は八割五分を新印紙と交換するの規定あるに拘らず、賣藥稅の廢止と共に此の制度をも全然撤廢するときは、當業者中甚しく苦痛を感ずる者あるべきを以て、失效賣藥に對しては賣藥稅廢止後二箇年を限り、既貼印紙稅額の五割に相當する金額を交付することとしたり。本稅廢止に因る收入減少見込額は千十萬千七百三十四圓なりとす。

右賣藥稅の廢止に關する法律案は大正十五年一月第五十一回帝國議會に提出せられしが、議會は異議なく之を可決せしを以て、右法律は同年三月法律第十九號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十九號（大正十五年三月二十七日）

賣藥稅法ハ之ヲ廢止ス

附　則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前印紙ヲ貼用スヘカリシ賣藥若ハ賣藥類似品又ハ外國輸出ノ爲ニ賣藥稅ヲ免除シタル賣藥若ハ賣藥類似品ニ付テハ仍舊法ニ依ル

賣藥營業者又ハ賣藥類似品營業者本法施行後其ノ所持ニ係ル賣藥又ハ賣藥類似品中性效ヲ失シタルモノヲ廢棄セムトスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ既貼印紙稅額ノ五割ニ相當スル金額ノ交付ヲ政府ニ請求スルコトヲ得但シ本法施行後二年ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

右法律の公布に伴ひ同月勅令第三十五號を以て、左の如く賣藥稅法施行規則の廢止に關する勅令を公布したり。

勅令第三十五號（大正十五年三月三十一日）

賣藥稅法施行規則ハ之ヲ廢止ス

附　則

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行前印紙ヲ貼用スヘカリシ賣藥若ハ賣藥類似品又ハ外國輸出ノ爲ニ賣藥稅ヲ免除シタル賣藥若ハ賣藥類似品ニ付テハ仍舊令ニ依ル」

大正十五年法律第十九號附則第三項ノ規定ニ依リ交付金ノ交付ヲ請求セムトスル者ハ其ノ賣藥又ハ賣藥類似品ノ品名、數量、定價及交付ヲ受クヘキ金額ヲ記載シタル申請書ニ其ノ賣藥又ハ賣藥類似品ヲ添ヘ所轄稅務署ニ提出スヘシ

左ノ場合ニ於テハ交付金ヲ交付セス

一　交付ヲ受クヘキ金額カ一口五圓未滿ナルトキ

二　賣藥若ハ賣藥類似品ノ裝置又ハ印紙ノ貼用カ不完全ナルトキ

三　既貼印紙カ汚染又ハ毀傷セラレタルモノナルトキ

所轄稅務署ニ於テ交付金ノ交付ヲ爲スヘキモノト認メタルトキハ既貼印紙ヲ切斷シ又ハ之ニ消印シタル後其ノ賣藥類似品ヲ還付シ交付金交付ノ手續ヲ爲スヘシ

第七節附表

累年賣藥稅表

年度	營業人員	方數	稅額 營業稅	印紙稅	合計
明治一五	一九、九〇六人	四二、九七五方	八六、四六八円	三六五、一一二円	四五一、五八〇円
同二〇	一五、八九五	三四、二五二	七二、三七八	三五〇、五〇七	四二二、八八五
同二五	一九、五〇六	四三、一八八	八八、七七二	三七四、二六五	四六三、〇三七
同三〇	—	五二、三〇八	一〇七、九五九	九六九、六八〇	一、〇七七、六三九
同三五	二六、四七二	六一、二〇七	一二六、〇一九	一、二三一、二五〇	一、三五七、二六九
同三六	二七、二五四	六三、〇六七	一三一、二七七	一、二三五、一八四	一、三六六、四六一
同三七	二六、〇三七	四一、六八一	一七〇、一六三	一、一八九、四四八	一、三五九、六一一
同三八	二五、八二五	六五、五一九	二〇一、三四一	一、三五五、〇五二	一、五五六、三九三
同三九	二六、〇五八	七四、八八六	二〇五、三六二	一、四五四、五六七	一、六五九、九二九

明治四〇	二六、八五七人	七七、九七〇方	二一四、九三一円	一、七〇四、七九一円	一、九一九、七二二円
同　四一	二七、七〇六	七九、〇八九	二二五、三五七	一、七九六、三二七	二、〇二一、六八四
同　四二	二八、七九一	八三、四一八	二三三、三一八	一、八一七、三七二	二、〇五〇、六九〇
同　四三	二九、一八六 內一八五	六九、五六二 內二二八	二一九、二〇二 內五四三	二、〇二七、七九四 內五、二三七	二、二四六、九九六 內五、七八〇
同　四四	三〇、二八七 內一八三	七三、〇七六 內二四一	二二八、一一七 內六〇七	二、一二四、四五三 內一一、二〇二	二、三五二、五七〇 內一一、八〇九
大正元	三一、三一七 內二〇〇	七六、六五三 內二五六	二三三、八八九 內五八〇	二、二三九、三七九 內九、一四七	二、四七三、二六八 內九、七二七
同　二	三三、一九一 內二一九	八三、三九七 內二七六	二四五、一七三 內六三九	二、三一八、五四六 內七、〇八八	二、五六三、七一九 內七、七二七
同　三	三四、五六二 內二〇八	八九、七六三 內二六九	二四七、一二七 內六一九	二、三五三、五七三 內七、四五〇	二、六〇〇、七〇〇 內八、〇六九
同　四	三三、二四九 內二三八	八八、〇二六 內三一四	二二八、六〇七 內六八二	二、三六七、〇五三 內七、三九一	二、五九五、六六〇 內八、〇七三
同　五	三二、六八七 內二五二	八八、一五六 內三三六	二三七、七六二 內七三八	二、七三七、八六二 內一〇、〇六三	二、九六五、六二四 內一〇、八〇一
同　六	三二、一八二 內三〇九	九〇、六九六 內三八三	二三八、三四四 內九六五	三、三六一、三四六 內一六、三〇八	三、五九九、六九〇 內一七、二七三
同　七	三一、六七一 內三二二	九〇、四〇六 內四〇〇	二五四、三一一 內一、〇二六	四、四八九、八一七 內二一、五〇八	四、七四四、一二八 內二二、五三四
同　八	三一、六三六 內三三三	九二、九六八 內四二七	二八一、一三六 內一、一五〇	六、五九二、五九九 內四一、一四二	六、八七三、七三五 內四二、二九二
同　九	三一、三四一 內三五二	九四、九六八 內四三八	三〇八、八二一 內一、二八五	七、九六三、九五六 內四五、五八四	八、二七二、七七七 內四六、八六九
同　一〇	三一、一二七 內三四九	九七、六五四 內四三四	三二六、四七九 內一、四四〇	八、七九五、九五六 內四九、三〇七	九、一二二、四三五 內五〇、七四七
同　一一	三一、七七三 內三七〇	一〇一、五七四 內四八三	三五一、八三七 內一、一〇〇	九、一八八、七五八 內四四、七九六	九、五四〇、五九五 內四五、八九六
同　一二	三一、九五二 內三八三	一〇五、九五二 內五〇五	—	九、七〇六、二二五 內二八、一七四	九、七〇六、二二五 內二八、一七四
同　一三	三二、六〇三 內四二二	一一五、八八五 內五四二	—	一〇、四四九、一三一 內四三、八四四	一〇、四四九、一三一 內四三、八四四
同　一四	三三、二〇四 內四三〇	一二六、五二五 內五五二	—	八、三三〇、七八六 內二四、七五二	八、三三〇、七八六 內二四、七五二

（備考）一、營業人員及方數は其年度一月一日の現在を、印紙稅は會計年度間の通計を掲ぐ。但し、明治四十二年度以前の人員は三月末日現在にして、方數稅額は年度內の課稅額なり。

二、營業稅額は方數に稅率を乘じたるものとす。

三、賣藥類似品の人員方數及稅額は之を左方に內書す。但し明治四十三年度以前は不明。

四、大正十一年度に於ては震火災に因り燒失し、材料不明となりたる稅務署（東京稅務監督局管內神田橋・永代橋・幸橋・厩橋及橫濱・小田原・厚木の各稅務署）の分は之を除算せり。

第八節　取引所稅

本節に於て取引所稅と總稱するは、取引所又は取引所取引員及會員に對して賦課せらるる租稅にして、其の名稱は創設以來屢〻變更せられしが、之を租稅の性質より見るときは營業稅の性質を有するものと、流通稅の性質を有するものとの兩種を包含せるものにして、前者は其の性質上當に直接稅に屬すべきものなりと雖も、之を後者と區別して其の沿革を敍するは甚しく不便と爲すを以て、本書に於ては便宜上本節中に併せ記述することとせり。

第一款　日露戰役以前の取引所稅

取引所に對する課稅制度の始めて設けられしは明治七年にして、當初は株式取引所稅及米商會所稅の二種に區別せられしが、其の後明治十五年に至り更に米商會所及株式取引所の仲買人に對する課稅を創設せられたり。而して此等三種の課稅は明治十八年に至る迄は各別個の法規に依り規定せられしが、同年十一月米商會所並株式取引所收稅規則を制定して、米商會所稅及株式取引所稅を統

一規定すると共に、仲買人稅を廢止し、明治二十六年三月に至り更に右收稅規則を廢止して新に取引所稅を制定し、以て日露戰役開始の時に至れり。今之を分說すれば左の如し。

第一　株式取引所稅

明治七年十月布告第百七號を以て株式取引條例を公布し、其の第三十四條第一節に於て、取引所より納むべき稅額は開業後六箇月間の實際報告に據り之を取極むべき旨を定めたり。之れ實に取引所稅の嚆矢なりと雖も、當時經濟界の幼稚なる未だ取引所を設置するものなく、從て本稅實收の事なくして明治十一年に及びしが、同年五月布告第八號を以て株式取引所條例を改正し、取引所は追て制定施行する所の收稅規則に從ひ相當の稅金を納むべきことを規定し（第四十七條）、尋いで各地に株式取引所の漸次開設せらるるを待ちて、同年九月布告第三十號を以て取引所稅の徵收に關する規則を公布し、同年七月分より徵收することとしたり。卽ち右規則に依れば株式取引所稅は手數料其の他現收せる總金高十分の一とし、之を年二季に分ち前半季分は七月三十一日限、後半季分は一月三十一日限管轄廳へ納付すべきものとせり。後明治十五年十二月布告第六十七號を以て本稅の課稅標準を改め、十六年四月一日以後は賣買手數料總金高の十分の一を課することと爲し、以て明治十八年に至れり。

第二　米商會所稅

明治七年十二月布告第百三十八號を以て米油の限月賣買を禁止し、米穀賣買相場取引を爲さんとする者は、同年十月布告第百七號株式取引條例の方法に倣ひ出願すべき旨公布せしが、右布告に基き翌明治八年五月布告第八十八號を以て米穀相場會社稅額を定め、手數料其の他現收する總金高十分の四を徵收することとせり。翌明治九年八月布告第百五號を以て米商會所條例を制定するに及び之を米商會所稅と改稱すると共に、其の納期を定めて前半年分は七月中、後半年分は翌年一月中に地方官廳に納付すべきものとしたり（第十五條）。後明治十五年五月に至り布告第二十六號を以て右條例に改正を加へ、本稅の課稅標準を改めて賣買手數料總金高十分の四と爲し、七月一日以後之を實施せしが、更に同年十二月布告第六十六號を以て、翌十六年四月一日以降其の稅率を十分の二に輕減して明治十八年に至れり。

第三　米商會所株式取引所仲買人稅

明治十五年十二月布告第六十五號を以て米商會所株式取引所仲買人納稅規則を制定し、各仲買人に對し其の賣買約定高を標準とし、仲買人及取引の種類に應じて課稅することと爲し、翌十六年四月一日より之を實施したり。卽ち之に依れば米商會所仲買人の定期賣買に對しては賣買雙方より各約定代金高千分の五、株式取引所仲買人の公債證書竝諸株式の定期賣買に對しては賣買雙方より各約定代金高千分の一を、又株引取引所金銀貨仲買人の金銀貨の取引に對しては賣買雙方より各取引代金高千分の二半を納付せしむるものとし、而して右稅金は會所又は取引所に於て仲買人より之を收納し、每一箇月取纏め地方廳に納付すべきものとせり。

第四　米商會所竝株式取引所稅

明治十八年十一月布告第三十八號を以て米商會所竝株式取引所收稅規則を制定し、從來の米商會所稅及株式取引所稅の兩者を併合規定すると共に、仲買人稅を廢止することと爲し、同年十二月一日より之を施行したり。卽ち右規則に依れば會所竝に取引所に對しては、米穀・公債證書諸株式の各定

期賣買約定代金高を標準として、夫々其の千分の二・萬分の三・萬分の六を課することとし、會所竝に取引所は右稅金每一箇月分を翌月十日迄に地方廳に納付すべく、而して定期內に轉賣又は買戻を爲す者は其の轉賣・買戻に係る稅金は之を免除するものと爲したり。尋いで明治二十一年十一月勅令第七十五號を以て右收稅規則に改正を加へ、米穀定期賣買の稅率千分の二を萬分の六に輕減し、同年十二月一日以降之を實施したり。

第五　取引所稅

明治二十六年三月に至り法律第五號を以て取引所法を制定し、從來の米商會所條例及株式取引所條例を廢止するや、之に伴ひ同月法律第六號を以て新に取引所稅法を制定して、從來の米商會所竝株式取引所收稅規則に代へ、同年十一月一日より之を實施したり。本稅法は爾後大正三年に於ける取引所稅法の改定に至る迄取引所稅の根據法規となりしものにして、其の內容の舊規則と異れる主要なる點は、從來の課稅範圍を更に擴張して商品・有價證券・國債・地方債證券と爲せしに在りて、其の他の點に至りては敢て舊規定の精神を改めし所なきものとす。本法は爾後何等の改正なくして日露戰役開始の際に至りしものにして、今其の全文を掲ぐれば左の如し。

取引所稅法（明治二十六年三月四日法律第六號）

第一條　取引所ハ定期賣買ニ付左ノ割合ニ從ヒ稅金ヲ納ムヘシ

一　商品、有價證券　賣買各約定代金高　萬分ノ六箇

一　國債及地方債證券　同　上　萬分ノ三箇

第二條　定期內ニ於ケル轉賣人ノ賣高及買戻人ノ買高ニ係ル稅金ハ之ヲ免除ス

第三條　賣買ヲ解約スルコトアルモ其ノ稅金ハ之ヲ免除セス

第四條　取引所ハ每一箇月分賣買取引ヲ爲シタル各約定代金高ヲ翌月五日迄ニ管廳ニ屆出ヘシ

取引所稅額ハ前項ノ屆出ニ依リ地方長官之ヲ定ム

第五條　取引所稅金ハ每一箇月分ヲ翌月二十日迄ニ納ムヘシ

第六條　當該官吏ハ地方長官ノ命令ニ依リ隨時取引所竝ニ會員仲買人ニ就キ其ノ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ檢查スルコトアルヘシ

第七條　第四條ノ屆出ヲ詐リ脫稅ヲ圖リ又ハ脫稅シタルトキハ取引所理事長ヲ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ仍取引所ヨリ其ノ脫稅ニ係ル金額ヲ徵收スヘシ

第八條　第四條ノ屆出ヲ怠リタルトキハ理事長ヲ一圓以上一圓九十九錢以下ノ科料ニ處ス

第九條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス

附則

第十條　本法ハ取引所法實施ノ日ヨリ施行ス

第二款　日露戰時の取引所稅

明治三十七年日露開戰の結果之に要する經費を支辨する爲め、政府は同年四月法律第三號を以て非常特別稅法を制定し、各種租稅の增徵又は新設を行ひしが、取引所稅に就ては商品・有價證券の取引に對し賣買各約定代金萬分の三、國債・地方債證券の取引に對し賣買各約定代金萬分の二を增徵する

ことと爲し、同年四月一日より之を實施したり。然るに戰局の發展に伴ひ軍事費の必要益〻增大するに至り、政府は翌三十八年一月法律第一號を以て非常特別稅法を改正し、更に第二次の租稅增徵を行ひしが、其の結果取引所稅は商品有價證券の取引に對し新に賣買約定代金萬分の三を增徵せられ、同年一月一日より實施せられたり。右第二次の增徵に於て國債及地方債證券の取引に對する增徵を行はざりし理由は、卽ち戰時公債の取引に便宜を與へ、以て其の價格の維持を圖らんとするに在りしものにして、公債利子の所得稅及國債の登錄稅に對して非常增徵を行はざりしと、同一の趣旨に出でたるものに外ならず。今取引所稅に對する第一次及第二次增徵率を表示すれば左の如し。

種別	定率	第一次增徵	第二次增徵	定率增徵合計
商品・有價證券	賣買各約定代金萬分の六	同萬分の三	同萬分の三	同萬分の一二
國債及地方債證券	賣買各約定代金萬分の三	同萬分の二	—	同萬分の五

政府は右の增徵に依り明治三十七年度に於て五十三萬二千八百四十六圓、三十八年度に於て九十九年度以降に於て九十四萬三千七百九十四圓（第一次增徵に依る分四十七萬千九百三圓、第二次增徵に依る分四十七萬千八百九十一圓）の增收を得るの計算を立てしが、實際に於ては三十七年度に於ては、取引所は時局の影響を受けて極度の不振に陷り、賣買約定高の激減せる爲め其の增收は僅に二十六萬六千七百六十五圓に止まりしも、平和の克復と共に財界の好景氣に依り取引市場著しく活氣を呈するに至り之爲め、增收額も豫想外の增加を來し、三十八年度に於て百十二萬五百四十九圓、三十九年度に於て二百三十九萬三百五十八圓に達したり。

第三款　日露戰後の取引所稅

第一項　國債證券の取引所稅廢止

前述の如く政府は日露戰時に於ける公債保護政策上の見地より、國債及地方債證券に關する取引所稅に對しては第二次非常特別稅の賦課を避けたりしが、就中國債に在りては戰役中に發行せられし莫大なる額に加ふるに、更に戰後に於ても多額の發行ありて、其の總額は頗る巨額に達せしを以て政府は之が取引の圓滑を圖るが爲には國債證券に關する取引所稅及非常特別稅を全廢するを以て適當と認め、之に關する法律案を第二十二回帝國議會に提出して其の協贊を經、明治三十九年三月法律第十二號（明治三十九年三月二十二日）を以て左の如く之を公布したり。

國債證券ノ定期賣買ニ付テハ取引所稅及非常特別稅ヲ課セス

右國債證券に關する取引所稅及非常特別稅の收入額は、明治三十六年度及三十七年度に於ては共に一圓餘、三十八年度に於ては八圓餘の少額にして、之が廢止は國庫收入上何等の影響を及ぼすことの無きものとす。

第二項　取引所稅の整理

日露戰役終局の後政府は戰時中增徵したる各種租稅の整理を行はんことを期し、明治三十九年四月大藏省に稅法審査委員會を設置し、大藏部內の官吏を委員に任命して之が調査を行はしめしが、取引所稅の整理に關しては、委員會は先づ根本問題として其の課稅方法に關して審議することと爲し（一）賣買約定代金を課稅標準と爲す方法を廢して取引所に於て徵收する手數料を課稅標準と爲す方法（二）取引所稅を財產移轉稅と營業稅とに區別して課稅する方法の可否に就て審議を遂げたる結果委員會は第一の方法は取引所稅を營業稅と同一に論ぜんとするものなりと雖も、取引所稅の性質は寧ろ財產移轉稅の一種にして、登錄稅と其の趣を同うするものと稱すべく、財產權の移轉を機として課稅するものなるを以て、其の財產權移轉の徵證たる賣買約定代金を標準として課稅するは當然なりとして此の方法を排斥し、又第二の方法は當に理論に於ては間然する所なしと雖も、多年慣行の制度を變更するの必要なきのみならず、却て手續の煩瑣を招くのみにして實益は殆ど之れ無しとして之を否認し、結局取引所稅の課稅方法は總て從來の制度を維持することに決したり。次に委員會は取引所稅の稅率と非常特別稅とを合したるものを稅率と爲すことに決したり。蓋し之より曩き全國取引所同盟聯合會は委員會に對して請願書を提出し、取引所稅の輕減を要望する所ありしが、今其の要旨を摘錄すれば、取引所稅は取引所手數料の六割二分に相當し、其の負擔苛重なるのみならず、之を取引所の營業に最も類似せる代辨周旋仲立仲買の諸業に對する營業稅に比較するも、其の權衡を失すること極めて甚しきものあり、爲に米穀商品等の取引所に在りては、收入手數料より諸稅金及經費を控除するときは却て缺損を來すもの多く、其の利益を剩し得るものと雖も、資本金額に對しては極めて僅少にして、僅に所有財產の利子又は土地家屋の賃貸料に依り利益配當を爲すに過ぎず、獨り株式取引所は戰前戰後に於ける大資本の移動に依り異常の盛況を呈するも、是れ金融界の高潮時に於ける特別の現象にして、一朝經濟界の潮流平準に歸すれば、苛稅の害は有價證券市場をも襲ひて經濟機關を閉塞せしむるに至るべく、更に又租稅負擔の苛重なるは市場に於ける密賣買其の他種々の惡弊を誘發せしめて、取引所本來の機能を滅却し其の發達改良を阻害するの虞あるが故に、此の際現行の課稅方法を改めて手數料課稅と爲すと共に、稅率を手數料の十分の三以下に定められ度く、右の如き改正の結果は密賣買漸次消滅して、國庫の收入は寧ろ增加するも減少の憂なかるべしと云ふに在りたり。委員會は是に於て取引所の手數料、利益配當等に關して詳細調査を爲したる上、右の請願書に就きて審議を遂げしが、其の結果委員會は稅金と手數料との割合に就ては右請願書の云ふ所事實に近しと雖も、元來取引所稅は主として財產移轉稅の性質を有するものなるが故に、其の稅金を手數料に比較し又は其の稅率を一般營業稅に比較するは、根本に於て誤れるものにして、寧ろ取引所稅は他の財產移轉稅たる登錄稅と比較するを穩當と爲すべく、卽ち不動產所有權取得の登錄稅は價格千分の三十五なるに拘らず、動產所有權取得の取引所稅は價格萬分の十二に過ぎずして、寧ろ不動產移轉稅に比して低きに過ぐと云ふも不可なかるべく、殊に取引所の利益は最近數年の實蹟に徵すれば決して薄利なりと云ふべからず、更に又密賣買等の弊害は增徵前に於ても行はれたる所にして、斯かる惡弊の存在は稅率輕減の理由となり難きのみならず、假に稅率を手數料の十分の三に減ずとすれば、賣買約定代金萬分の四五に輕減するに等しく、國庫の收入を減ずること甚だ大なりと爲して、遂に右請願書の理由を否認し、前述の如く定率と非常增徵とを合せしものを維持することに決したり。

翌明治四十年三月に至り政府は整理の愼重を期する爲め、更に官民の學識經驗者を委員として稅法整理案審査會を設置し、稅法審査委員會の整理案を原案として之に就き更に審議を重ねしめしが取引所稅の整理に關しては手數料課稅主義の可否が再び同審査會に於て問題となり、一委員は賣買約定高課稅主義の弊として

（一）現行法は賣買約定代金高を課稅標準として、相場上下の差少き安固なる商品及證券のみ取引に上るの弊あり。

（二）賣買約定代金に對し一率を以て課稅し、先物・中限・當限に依りて區別を設けざるが故に、著實にして期限短きものを避けて、思惑にして期限長きもののみを選ぶの弊あり。

（三）賣買約定代金に課稅するが故に、大都市に於ける利益少き取引も同率に課稅せられ、小都會に於ける利益大なる取引も小都會に於ける利益少きは漸次衰微するの弊あり。

等の諸點を擧げ、右の弊害を除去するが爲には、賣買約定高に課稅するの制度を改めて取引所の收入する手數料に課稅することと爲すと同時に、取引所をして賣買取引高に應じて手數料を徵收せしむる規定を改めて、相場上下の差の多少、約束期限の長短及取引所所在地方の繁閑に依りて手數料の歩合を異にすることを得せしむる制度を採用するを以て、最も適切なる方策なりと爲したり。然れども審査會は現行取引所稅の課稅方法及稅率に就ては、既に稅法審査委員會に於て充分之を研究したる末現行制度維持に決したるものなるのみならず、取引所法は近き將來に於て改正を斷行するの機會到達すべきを以て、其の課稅標準及稅率の如きも右改正と相俟ちて研究するを至當なりと爲し、結局稅法審査委員會の整理原案を支持することに決したり。

政府は右整理案の趣旨に基き取引所稅法中改正法律案を第二十四回帝國議會に提出せしが、他の稅法整理案と共に議會の否決する所となりて不成立に終りしを以て、更に同一案を第二十六回帝國議會に提出して其の協賛を得、明治四十三年三月法律第十二號を以て左の如く之を公布したり。

法律第十二號（明治四十三年三月二十五日）

取引所稅法中左ノ通改正ス

第一條中「國債及」ヲ削リ「萬分ノ六箇」ヲ「萬分ノ十二ニ」ニ「萬分ノ三箇」ヲ「萬分ノ五」ニ改ム

附　則

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中取引所稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

第四款　大正時代の取引所稅

第一項　臨時制度整理局の取引所稅整理案

日露戰役終局後に於て政府は戰時增徵又は新設に係る各種租稅の整理を行ひしが右整理の結果は未だ必ずしも滿足すべきものに非ざりしを以て、政府は明治四十四年十二月內閣に臨時制度整理局を設置し、同局をして行政及財政の整理と共に更に一般稅制の整理に關する調査を行はしむることとしたり。依て同局は稅制整理に關し特別委員を設けて調査研究を遂げたる末、翌大正元年十二

月に至り之が成案を政府に提出せしが、今其の中取引所稅に關する整理案の要綱を掲ぐれば左の如し。

（一）課稅組織を明瞭ならしむる爲め、取引所稅を營業稅及取引稅に區別すること。

（二）營業稅は取引所の營業に對し、手數料收入金額を課稅標準として稅率百分の十を課すること。

（三）營業稅は每月分を翌月徵收すること。

（四）會員組織の取引所には營業稅を課せざること。

（五）取引稅は取引所に於ける總ての賣買取引に課稅すること。

（六）取引稅は賣買取引の新規賣買各約定高に對してのみ課稅し、從來の如く轉賣買戻高には課稅せざること。

（七）脫稅防止の目的を以て、取引所の仲買人又は會員の爲したる賣買取引にして、取引所の賣買取引と同一又は類似の方法に依るものは、總て之を取引所に於て爲したる賣買取引と看做し課稅すること。

（八）取引稅の稅率は各賣買取引の種類、目的物の如何、取引期限の長短に應じ差等を設けて萬分の一乃至八とし、左の如く定むること。

一　定期取引

第一種　社債券地方債證券　萬分の二

第二種　其の他の有價證券及商品

甲　限月に依るもの

當月限　萬分の四

翌月限　萬分の六

翌々月限　萬分の八

乙　限月に依らざるもの

十五日以內　萬分の二

三十日以內　萬分の四

六十日以內　萬分の六

六十一日以上　萬分の八

二　延取引

第一種　社債券地方債證券　萬分の一

第二種　其の他の有價證券及商品　萬分の二

三　直取引　萬分の一

（九）徵稅の確保を圖る目的を以て、取引所の仲買人又は會員を納稅義務者と爲すこと。

（一〇）取引所の仲買人又は會員の取引稅納稅義務に就ては取引所をして保證せしめ、若し仲買人又は會員にして納期日內に稅金を納付せざるときは、取引所より之を徵收すること。

（一一）取引稅の課稅標準は取引所の仲買人又は會員より每月分を翌月十日迄に申告せしむるも其の申告の確實を圖る爲め取引所を經由せしめ、取引所は其の當否に就き意見を附し政府に提出すること。

（一、二）取引稅は每月分を翌月徵收すること。其の方法は納稅告知書を取引所に交付し、取引所は之を仲買人又は會員に送達し、其の稅金を取纏め末日限政府に納入すること。

（一三）帳簿の檢閱其の他必要なる取締規定を設け、脫稅又は脫稅の虞ありと認むる所爲に對しては、納稅義務者たる仲買人會員は勿論、取引所に對しても制裁を加ふること。

（一四）改正稅法は大正二年四月一月より之を施行すること。

（一五）改正に因る取引所稅收入增減見込額は左の如し。

種別	現行稅額	改正稅額		差引增減（△）	
		初年度	平年度	初年度	平年度
	円	円	円	円	円
營業稅	四、〇三二、一四〇	三九一、一四〇	四二六、六九八	△七、三二七	△七、九九三
取引稅		三、六二三、六七三	三、五八七、四四九		
計		四、〇一四、八一三	四、〇一四、一四七		

（備考）一、營業稅初年度分は平年度分より、施行初年度四月分三五、五五八圓を差引きたる額を計上せり。

二、取引稅初年度分は平年度分に對し、舊稅法に依り施行初年度（四月）に收入すべき分三三五、一七八圓、改正稅法に依り施行次年度（翌年四月）に徵收すべき分二九八、九五四圓を合算又は差引したる額を計上せり。

第二項　取引所稅の整理

政府は前揭臨時制度整理局の成案を基礎として更に審議を遂げたる末、取引所稅整理案を大正三年第三十一回帝國議會に提出したり。右案は大體に於て臨時制度整理局案を踏襲したるものにして、唯、二三の點に於て之に修正を加へたり。今其の主要なるものを揭ぐれば左の如し。

（一）整理局案に於ては營業稅の稅率を百分の十と爲せしを、本案に於ては百分の十五に高めしこと。

（二）整理局案に於ては定期取引、延取引、直取引の三者に對し取引稅を課するものとせしを、本案に於ては課稅を定期取引のみに限り、且其の稅率を低減して萬分の二乃至八を萬分の二乃至五と改めしこと。

（三）取引所の會員又は仲買人の呑行爲に對しては、取引稅の脫稅と看做して嚴重なる取締方法を設けしこと。

（四）地方公共團體は取引所營業稅に對し本稅百分の十以內の附加稅を課するの外、取引所の業務に對し地方稅を課するを得ざる規定を設けしこと。

（五）改正法律は大正三年九月一日より施行すること。

（六）本改正に依る稅額は平年度四百三十八萬二千四百九十八圓にして、大正三年度豫算に比し其の減收額は八千四百九十圓に止まる計算なり。蓋し本改正の結果稅率の輕減に因り取引稅の收入約半減すべしと雖も、他方に於て取締規定を嚴重にし呑行爲を防遏することに依り取引高倍增すべきを以て差引收入額は大差なき見込なりとす。

右案に對しては議會は異議なく之を可決せしを以て、茲に改正取引所稅法は大正三年三月法律第二十三號を以て左の如く公布せられたり。尙國債證券に對する取引稅の免除に就ては、本改正法律中に之が規定を設けしを以て、明治三十九年法律第十二號は之と同時に廢止せられたり。

取引所稅法（大正三年三月三十一日法律第二十三號）

第一條　取引所ニハ賣買手數料收入金額百分ノ十五ノ割合ニ依リ取引所營業稅ヲ課ス

第二條　取引所ハ毎月ノ賣買手數料收入金額ヲ翌月十日迄ニ政府ニ申告スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ申告スヘシ

前項ノ申告ヲ爲サス又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第三條　取引所營業稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スヘシ但シ廢業ノトキハ直ニ之ヲ納付スヘシ

第四條　會員組織ノ取引所ニハ取引所營業稅ヲ課セス

第五條　取引所ニ於ケル定期取引ニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス

第一種　地方債證券、社債券　萬分ノ二

第二種　有價證券　萬分ノ五

第三種　商品　萬分ノ五

賣買ヲ解約スルモ其ノ稅金ハ之ヲ免除セス

第六條　定期取引ニ於ケル轉賣及買戻ニハ取引稅ヲ課セス

第七條　國債證券ノ定期取引ニハ取引稅ヲ課セス

第八條　取引所ノ仲買人又ハ會員ハ毎月分ノ定期取引ノ賣買各約定金高ヲ種別毎ニ記載シタル申告書ヲ取引所ヲ經テ翌月十日迄ニ政府ニ提出スヘシ

取引所ハ前項ノ申告書ヲ調査シ其ノ當否ニ付意見ヲ付シ前項ノ期間內ニ之ヲ政府ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依リ取引所ヲシテ申告書ノ調査ヲ爲サシムル爲仲買人又ハ會員ハ第一項ノ期日前相當ノ期間內ニ申告書ヲ取引所ニ送付スヘシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告高ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第九條　取引所ノ仲買人又ハ會員ハ毎月分ノ稅金ヲ取引所ヲ經テ翌月末日迄ニ政府ニ納付スヘシ

第十條　政府ハ取引稅ノ納稅告知書ヲ取引所ニ交付シ取引所ハ之ヲ其ノ仲買人又ハ會員ニ送達スヘシ此ノ場合ニ於テハ取引所ニ交付シタル時ヲ以テ其ノ仲買人又ハ會員ニ送達アリタルモノト看做ス

取引所ハ其ノ仲買人又ハ會員ノ納付スヘキ稅金ヲ取纏メ前條ノ納期內ニ之ヲ政府ニ送付スヘシ

取引所前項ノ規定ニ依リ取纏メタル稅金ヲ送付セサルトキハ國稅徵收法ニ依リ取引所ヨリ之ヲ徵收ス

第十一條　取引所ノ仲買人又ハ會員カ廢業脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ課稅標準額ノ申告及取引稅ノ納付ハ前三條ノ期限ニ拘ラス直ニ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ取引所ノ廢業シタル場合ニ於テ取引稅ニ付之ヲ準用ス

第十二條　取引所ハ其ノ仲買人又ハ會員ノ取引稅ノ納付ニ付保證ノ責ニ任ス

取引所ノ仲買人又ハ會員納期內ニ取引稅ヲ納付セサルトキハ政府ハ取引所ヨリ之ヲ徵收スルコトヲ得

第十三條　取引所ハ賣買手數料及賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

取引所ノ仲買人又ハ會員ハ賣買取引ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スヘシ

第十四條　收稅官吏ハ取引所、取引所ノ仲買人又ハ會員ニ就キ其ノ賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿書類ヲ檢查シ又ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條　取引所第二條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス因リテ脫稅シタルトキハ脫稅高三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス

第十六條　取引所ノ仲買人又ハ會員第八條又ハ第十一條ノ申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脫稅シタルトキハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ稅金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

第十七條　取引所稅法第二十五條ノ規定ニ違反シタル行爲アリタルトキハ取引稅ニ關シテハ取引所ニ於テ定期取引ヲ爲シテ脫稅シタルモノト看做シ其ノ稅金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ稅金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於テハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高トス

第一項ノ稅金ニ關シテハ第八條乃至第十條及第十二條ノ規定ヲ適用セス

第十八條　取引所ノ仲買人又ハ會員ノ爲シタル第八條又ハ第十一條ノ申告不當ナル場合ニ於テ取引所之ヲ正當ナル申告トシテ政府ニ提出シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス因リテ脫稅スルニ至ラシメタルトキハ脫稅高五倍ニ相當スル罰金ニ處ス但シ稅金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

第十九條　取引所又ハ取引所ノ仲買人若ハ會員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上ノ科料ニ處ス

一　取引所第八條又ハ第十一條ノ場合ニ於テ申告書ニ意見ヲ附セス又ハ申告書ノ提出ヲ怠リタルトキ

二　賣買手數料又ハ賣買取引ニ關スル帳簿ヲ調製セス、其ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リタルトキ又ハ帳簿書類ヲ隱匿シタルトキ

三　收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、之ヲ妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ例ヲ用キス

第二十一條　取引所ノ仲買人又ハ會員ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ仲買人又ハ會員ヲ處罰ス

第二十二條　北海道府縣、市町村及北海道沖繩縣ノ區ハ取引所營業稅ニ對シ本稅百分ノ十以內ノ附加稅ヲ課スルノ外取引所ノ業務ニ對シ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

附　則

本法ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ規定ハ大正四年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依リ取引所稅ヲ徵收ス

本法施行前ニ爲シタル賣買取引ニ係ル賣買手數料ニシテ本法施行後ニ收入スルモノハ取引所營業稅ノ課稅標準額ニ算入セス

明治三十九年法律第十二號ハ之ヲ廢止ス

取引所稅法の改正に伴ひ、取引所稅の徵收取締に關し取引所竝に仲買人及會員に對して夫々適當なる監督を加ふるの必要を生ぜしを以て、大正三年七月大藏省令第十三號を以て左の如く新に取引所稅法施行規則を公布し、同年九月一日より之を施行したり。

取引所稅法施行規則（大正三年七月五日大藏省令第十三號）

第一條　取引所設立ノ免許ヲ受ケタルトキハ定款及營業細則ヲ添ヘ免許ノ年月日ヲ十日以內ニ所轄稅務署ニ屆出ツヘシ定款若ハ營業細則變更ノ認可ヲ受ケタルトキ又ハ其ノ變更ヲ命セラレタルトキ亦同シ

取引所免許繼續ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第二條　取引所開業シタルトキハ其ノ旨直ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

第三條　取引所ハ取引所稅法第二條ニ依ル取引所營業稅課稅標準額申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スヘシ

第四條　取引所ノ仲買人タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員トナリタル者ハ其ノ住所、營業所、所屬取引所及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ取引所所轄稅務署ニ屆出ツヘシ

取引所ノ仲買人又ハ會員カ廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ取引所所轄稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡シタルトキハ取引所ヨリ其ノ申告ヲ爲スヘシ

第五條　取引所稅法第八條ニ依ル取引稅課稅標準額申告書ハ取引所所轄稅務署ニ提出スヘシ

附　則

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際既ニ開業セル取引所及現ニ仲買人又ハ會員タル者ハ本令施行後二十日以內ニ第一條又ハ第四條ノ屆出ヲ爲スヘシ

第三項　取引所稅の改正

大正十一年第四十五回帝國議會に於て政府は多年の懸案に係る取引所法改正案を提出せしが、右改正案に於ては取引所に於ける賣買取引の種類及方法等に就ても重要なる改正行はれしを以て、右に順應して取引所稅の賦課方法竝に稅率等に關しても改正を行ふの必要を生じ、政府は同一議會に於て取引所稅法中改正法律案を提出したり。今右改正の要綱を掲ぐれば左の如し。

（一）　現行取引所稅法に依れば取引稅は定期取引に對して課稅せらるるものなるも、取引所法改正案に於ては從來延取引、直取引、定期取引の三種に區別せし賣買取引を、實物取引及清算取引の二

種と爲せし結果、取引所稅法に於ても取引稅を課すべき取引の種類を明かにする必要を生ぜしを以て、改正案に於ては取引所に於ける取引中差金の授受に依りて決濟し得る取引（卽ち取引所濟算市場に於ける取引）對して課稅することと爲したり。

（二）現行取引所稅法に依れば、取引稅は新規賣買に對して萬分の五の稅率を課し、轉賣・買戻には課稅せざる規定なるが、其の結果は自然轉賣・買戻に依る差金取引を助長する傾向を存するが故に改正案に於ては轉賣・買戻を以て一の新規取引と看做して、之に對しても課稅することと爲し、而して其の稅率に就ては從來の萬分の五の稅率を折半して、新規賣買たると轉賣・買戻たるとを問はず、總て賣買取引に就き萬分の二半の稅率を課することと爲したり。此の結果現物の受渡を爲す者の負擔は現在に比し半減することとなり、自然現物の授受を奬勵し堅實なる取引を助長するに至るべし。

（三）取引所法改正案に於ては、有價證券取引に就ては其の最長期を二箇月と定めしが、右の長期取引の外に尙命令を以て短期の差金取引を認むることとせられたり。右の短期取引は有價證券の堅實なる取引を助長する趣旨に出でたるものなるが故に、其の稅率も長期取引に比して輕減するを適當と認め、改正案に於ては之を萬分の一半と爲したり。

（四）取引所に於て行はるべき實物取引に就ては、其の履行期に於て必ず現物の授受を要するものなるが故に、斯かる取引に就き差金の授受に依り決濟を爲したるときは取引稅の逋脫と看做し之に對して嚴重なる制裁規定を設けたり。

（五）取引所法改正案に於ては仲買人を總て取引員と改めしを以て、本改正案に於ても右に順應して同樣の改正を行ひたり。

取引所法改正法律案及取引所稅法中改正法律案は、議會に於て審議の結果前者は多少の修正の上後者は原案の通何れも可決せられしを以て、改正取引所法は大正十一年四月法律第六十號を以て、取引所稅法中改正法律は同月法律第六十一號を以て夫々公布せられたり。今取引所稅法中改正法律の全文を揭ぐれば左の如し。

法律第六十一號（大正十一年四月二十日）

取引所稅法中左ノ通改正ス

第五條　取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シ得ルモノニハ其ノ賣買各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス

第一種　地方債證券又ハ社債券ノ賣買取引

甲　七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ　萬分ノ〇・六

乙　其ノ他ノモノ　萬分ノ一

第二種　有價證券ノ賣買取引

甲　七日以內ノ期限ヲ以テ履行期ト爲スヘキ取引ニ屬スルモノ　萬分ノ一・五

乙　其ノ他ノモノ　萬分ノ二・五

第三種　商品ノ賣買取引　萬分ノ二・五

賣買ヲ解約スルモ其ノ稅金ハ之ヲ免除セス

第六條　削除

第七條中「定期取引」ヲ「賣買取引」ニ改ム

第八條中「仲買人」ヲ「取引員」ニ、「毎月分ノ定期取引」ヲ「取引稅ヲ課セラルヘキ毎月分ノ賣買取引」ニ、「種別」ヲ「種別及其ノ區分」ニ改ム

第九條乃至第十四條、第十六條、第十八條、第十九條及第二十一條中「仲買人」ヲ「取引員」ニ改ム

第十七條中「定期取引」ヲ「賣買取引」ニ改メ第三項ヲ削ル

第十七條ノ二　取引所ニ於ケル賣買取引ニシテ第五條ニ規定スル賣買取引ニ該當セサルモノニ付差金ノ授受ニ依リテ決濟ヲ爲シタルトキハ取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ取引稅ヲ課セラルヘキ賣買取引ヲ爲シテ脫稅シタルモノト看做シ其ノ稅金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ稅金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於ケル稅額ハ賣買各約定金高ニ依リ計算ス

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十一年勅令第三百八十九號ヲ以テ大正十一年九月一日ヨリ施行）

本法施行前ニ爲シタル取引所ノ賣買取引ニ付テハ其ノ取引ノ結了ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

右取引所稅法の改正に伴ひ同法施行規則にも改正を加ふる必要生ぜしを以て、大正十一年八月大藏省令第五十一號を以て左の如く之を改正したり。

大藏省令第五十一號（大正十一年八月二十三日）

取引所稅法施行規則中左ノ通改正ス

第一條中「營業細則」ヲ「業務規程」ニ改ム

第三條ノ一　支所ヲ設クル取引所ニ在リテハ前三條ニ依ル届出又ハ申告ハ本支所各別ニ其ノ所轄稅務署ニ之ヲ爲スヘシ

第四條　取引所ノ取引員タル免許ヲ受ケタル者又ハ取引所ノ會員タル免許ヲ受ケタル者ハ其ノ住所、氏名又ハ名稱、營業所、所屬取引所及免許ヲ受ケ又ハ會員ト爲リタル年月日ヲ直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ届出ツヘシ

取引所ノ取引員又ハ會員カ廢業、脫退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ其ノ旨直ニ所屬取引所ヲ管轄スル稅務署ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ヲ爲スヘシ

第五條中「取引所所轄稅務署」ヲ「所屬取引所ヲ管轄スル稅務署」ニ改ム

附　則

本令ハ大正十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前免許ヲ受ケタル取引所ニシテ取引所令附則第三項ノ規定ニ依リ業務規程ノ認可ヲ受ケタルトキハ認可後五日以内ニ業務規程ヲ添ヘ所轄稅務署ニ之ヲ届出ツヘシ

本令施行前所轄稅務署ニ爲シタル仲買人ノ免許ニ關スル届出ハ本令ニ依リ爲シタル取引員ノ免許ニ關スル届出ト看做ス

取引所稅に關しては爾後何等の變化なくして大正末年に及べり。

第八節附表

累年取引所稅表

年度	取引所數	取引所營業稅 賣買手數料收入金額	取引所營業稅 稅額	取引員人員	取引稅 賣買約定代金	取引稅 稅額
		円	円	人	円	円
明治二六	—	—	—	—	五八四、九六二、六二〇	三五〇、九〇六
同二七	—	—	—	—	九六七、四四七、六三三	五八七、六九一
同二八	—	—	—	—	一、三一一、七二六、六九二	七八〇、三〇七
同三〇	—	—	—	—	一、六六四、五五一、四三五	一、〇〇一、一二八
同二九	一三三	—	—	—	一、八四四、四八六、八一二	一、一〇五、九九一
同三一	一三六	—	—	—	一、四二七、四六五、九四二	八五五、九六八
同三二	一三〇	—	—	—	一、九六二、八〇一、四九九	一、一七七、〇四一
同三三	一〇八	—	—	—	一、九八〇、六五九、二四四	一、二二九、四六〇
同三四	八三	—	—	—	一、三八六、〇六四、六六六	八三五、六四五
同三五	六〇	—	—	—	一、三八六、八三五、八八六	八三二、一〇一
同三六	＊六〇・一九	—	—	—	一、三二五、〇一四、二六三	七九五、〇〇七
同三七	＊五六・一八	—	—	—	九五〇、六八八、四八七	八九四、二三〇
同三八	＊五四・一五	—	—	—	二、〇〇二、四二五、四二一	二、四〇二、八九九
同三九	＊五三・九	—	—	—	三、九八三、九三〇、六四二	四、七八〇、七一六
同四〇	＊五二・九	—	—	—	二、六二九、一一四、六八一	三、一五四、九三七

年度	取引所數	取引所營業稅 賣買手數料收入金額	取引所營業稅 稅額	取引員人員	取引稅 賣買約定代金	取引稅 稅額
同四一	＊五〇・一〇	—	—	—	二、〇〇九、〇〇〇、六四八	二、四一〇、八〇〇
同四二	＊五〇・一〇	—	—	—	三、〇五一、二三七、四九三	三、六六一、四八四
同四三	＊四九・一〇	—	—	—	三、〇三二、七〇六、二六四	三、六三九、二四九
同四四	＊四八・一二	—	—	—	三、九八三、五一〇、一一五	四、七八〇、二六八
大正元	＊四八・一三	—	—	—	三、九六三、五九九、六〇一	四、七五六、三一四
同二	＊四八・一二	—	—	—	二、八九三、一四九、一七八	三、四七一、七七七
同三	四四	一、七四九、九七六	二六二、四九三	＊九一七・八六	三、八六四、一一九、七七四	二、七七二、一七四
同四	四五	五、三八九、七八八	八〇八、四六四	＊七五五・七三	九、一九四、六二八、六七二	四、五九七、二六九
同五	四三	八、三九四、五八五	一、二五九、一九七	＊八〇五・七六	一六、〇九四、〇四五、〇七一	八、〇四六、九七九
同六	四二	九、四〇四、四七六	一、四一〇、六八三	＊八五七・七一	一三、八一七、六九〇、九三二	九、四〇八、七九四
同七	四二	八、三一三、六五五	一、二四七、〇六七	＊八八三・七一	一五、六三六、〇〇八、四三五	七、八一七、九六三
同八	四四	一八、二〇七、五一五	二、七三一、一二二	＊九八五・一〇一	三二、七六〇、五七九、八九二	一六、三八〇、二三八
同九	四二	一四、二九二、二〇八	二、一四三、八四六	＊一、〇一七・一三二	二二、三二四、九九〇、〇九一	一一、一六二、四四八
同一〇	四二	一七、四七六、三七〇	二、六二一、四七一	＊九九七・一四六	二三、五七〇、八一〇、九九六	一一、七八六、五八四
同一一	＊四三・三	一四、六〇〇、六一六	二、一九〇、一〇五	＊一、〇八三・一二六	三三、二九八、六二三、一五一	一〇、三八三、五二四
同一二	＊三六・八	一三、〇一七、六二五	一、九五二、六五九	＊一、〇九二・三三七	四七、二八〇、三七四、二五九	一〇、八四七、二三六
同一三	＊三七・五	一二、〇八八、〇七八	一、八一三、二二七	＊一、一四〇・三八二	四三、五六六、二三四、五一六	九、九九〇、九九一
同一四	＊三五・一五	一五、〇二九、二四二	二、二五四、三八五	＊一、一八二・四五九	五四、三四一、七三七、八三四	一一、八九四、三二〇
昭和元	＊三六・一五	一五、六四一、五九五	二、三四六、二四三	＊一、一九五・四四七	六〇、一〇一、五二七、六〇七	一二、五一三、六六四

（備考）一、明治二十六年取引所稅法制定以後の數額を掲ぐ。
二、取引所數及取引人員は大正十三年度以降及明治四十二年度以前の分は其年三月一日より翌年二月末日現在、大正十二年度以前明治四十三年度迄の分は其年四月一日より翌年三月末日現在を掲ぐ。
三、數種の取引を爲す取引所及取引人員は主たる一方に掲げ、他は＊印を附して掲ぐ。
四、賣買約定代金は明治三十五年度以前は其年四月一日より翌年三月末日迄の通計を掲ぐ。
其年三月一日より翌年二月末日迄の通計を、明治三十六年度以降は
五、稅額は賣買約定代金に稅率を乘じたるものとす。
六、取引稅の大正三年度分は舊稅法に依る取引所稅を包含す。

第九節　印紙稅

第一款　日露戰役以前の印紙稅

我國印紙稅の制度は明治六年歐米諸國の制に倣ひて創設せられしものにして、同年二月太政官布告第五十六號を以て公布せられたる受取諸證文印紙貼用心得方規則は卽ち本邦印紙稅法規の權輿なり。右規則は民間金銀取引・地所賣買質入書入・爲替受取諸約定等の證文に對し印紙稅を賦課するものにして、卽ち此等の諸證書を其の性質に從ひて第一類及第二類の二種に分ち、前者に對しては十圓以上は金額に拘らず總て一錢の印紙を貼用せしめ、後者に對しては十圓以上金額に應じて印紙を增貼せしむると共に、十圓未滿の證書及金錢に關係なき約定證書には總て界紙を使用せしむることと爲し、且此等印紙貼用なき證書又は界紙を使用せざる證書は、後日の證憑と爲さざることとせり。而して之と同時に印紙の種類を定めて一錢以上一圓迄六種とし、且界紙は各府縣にて製し元代價摺

工等の總高に一割を加へたるものを定價として、何れも之を印紙賣捌所に於て賣捌かしむることとせり。右印紙稅の制度は同年六月一日より實施せられしが、本稅の如きは我國に於て空前の新稅目なりしを以て、政府は其の施行に先ち或は地方官に訓令して規則の趣旨を國民に諒解せしむる樣訓諭せしめ、或は稅法の解說書を發賣頒布せしめ、或は又印紙稅に關する歐米諸國の學說を飜譯頒布する等、努めて國民の疑惑を避け本制度の趣旨を貫徹せんことを圖ると共に、他方に於ては犯則者を告訴せし者に對して賞金下付の制度を設け（明治六年六月布告第二百二十二號）、以て本制度の勵行に努めたり。前記受取諸證文印紙貼用心得方規則は其の實施に先ち、同年五月布告第百五十五號を以て之を增補し、主として處罰規定及施行上の細目規定の完備を圖りしが、之と同時に印紙稅納付の方法として新に證印法を採用し、通帳・割取帳等日常取引に使用する帳簿類に就ては、稅金を納付して之に收稅濟の證印を受け、以て印紙の貼用に代ふるを得ることとしたり。

受取諸證文印紙貼用心得方規則は其の實施後の狀況に顧み屢〻之に改正補修を加ふる所ありしが固より未だ完全と稱すべからずして尙補修を加ふる餘地甚だ多かりしを以て、政府は翌明治七年七月に至り布告第八十一號を以て斷然之を廢止して新に證券印稅規則を制定し、同年九月一日より之を施行したり。本稅則は舊規則に比し其の規定大に簡明となりたるのみならず、從來印紙を貼用すべき證書類は分ちて二類と爲せしを改めて諸證書・帳簿共之を三類と爲すと共に大に稅率を變更し且從來の證印押捺の方法を廢して、帳簿には納稅者自身をして印紙を貼用せしむることと爲し、其の他從來五種の證券印紙に更に二圓及五圓の二種を加へ、且證券界紙は之を大（七厘）・中（五厘）・小（三厘）の三種と爲す等、大に實際上の利便を圖れり。更に又犯則豫防の方法としては、無印紙又は界紙を使用せ

ざる證書は從來の如く之を後日の證憑と爲さざるのみならず、此等の證書を受取りたる者に對しても新に過料を科することと爲し、尙犯則訴人に對する賞金の制度も從來の如く之を存置することとせり。右證券印稅規則は爾來必要に應じて屢〻改正變更を加へられしが、明治十七年五月に至り布告第十一號を以て其の全文を改正し、同年七月一日より之を實施したり。改正規則に於ては印紙稅を課すべき證書・帳簿を二類に分ち、記載金額に拘らず一率に印紙を貼用するものを第一類とし、記載金額に比例して印紙貼用額を增加するものを第二類と爲して、各其の稅率を定め、又其の徵收方法に就ては從來の證券界紙を全廢して總て印紙貼用の制度を採用し、唯小切手に限りて稅印押捺を請求することを許し、且爲替手形及約束手形のみは手形用紙を使用せしむることと爲し、其の他犯則訴人に對する賞金下付の制度を廢止する等、從前の規則に比して大に其の面目を改めたり。而して右と同時に太政官布達第十二號を以て證券印紙及手形用紙の種類及定價を定め、前者は五厘以上一圓迄八種、後者は一錢以上五十錢迄七種と爲したり。

證券印稅規則は爾後更に必要に應じて屢〻其の一部に改正を加へられしが、尙錯雜不備の點多きのみならず、時勢の進步に伴ひ漸次經濟社會の實狀に適せざるに至りしを以て、明治三十二年三月に至り法律第五十四號を以て新に印紙稅法を制定し、從前の證券印稅規則を廢止したり。本法に於ては從前の規定に比して大に稅率を簡單にし、小切手の課稅を免除し、新に稅印押捺の制度を設くる等、專ら納稅者の利便を圖ると共に、無印紙證書を裁判上受理せざる規定及無印紙證書の受取人に過料を科する規定を廢止し、以て時勢に適應せしめんことを期したり。右印紙稅法は後明治三十四年四月法律第十六號を以て其の一部を改正せられしのみにて、日露戰役の際に及べり。今右の改正を經たる同稅法の全文を揭ぐれば左の如し。

印紙稅法（明治三十二年三月十日法律第五十四號）

第一條　財產權ノ創設、移轉、變更若ハ消滅ヲ證明スヘキ證書、帳簿及財產權ニ關スル追認若ハ承認ヲ證明スヘキ證書ヲ作成スル者ハ此ノ法律ニ依リ印紙稅ヲ納ムヘシ

第二條　證書ニ關シテハ一通毎ニ其ノ記載金高五圓以上ノモノニ限リ記載金高一萬分ノ五ノ割合ヲ以テ印紙稅ヲ納ムヘシ但シ印紙稅額五十圓トナルトキハ五十圓ニ止メ一錢未滿トナリ又ハ一錢未滿ノ端數ヲ生スルトキハ一錢ニ切上クルモノトス

金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位又ハ其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

第三條（明治三十四年法律第十六號ヲ以テ本條削除）

第四條　左ニ揭クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ帳簿ハ一冊一年以內ノ附込ニ對シ下ニ定ムル所ノ印紙稅ヲ納ムヘシ（明治三十四年法律第十六號ヲ以テ本條中追加）

一爲替手形	印紙稅一錢
一約束手形	印紙稅二錢
一銀行預金證書	印紙稅二錢
一船荷證券	印紙稅二錢
一運送貨物引換證	印紙稅二錢
	印紙稅二錢

一倉荷預證券	印紙稅二錢
一倉荷質入證券	印紙稅二錢
一保險證券	印紙稅二錢
一株券	印紙稅二錢
一債券	印紙稅二錢
一株式申込證	印紙稅二錢
一地上權、永小作權、地役權ニ關スル證書	印紙稅二錢
一使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託、定期金ニ關スル契約證書	印紙稅二錢
一定款及組合契約書	印紙稅二錢
一權利ノ變更ニ關スル證書	印紙稅二錢
一追認、承認ニ關スル證書	印紙稅二錢
一物品切手	印紙稅二錢
一賣買仕切書	印紙稅二錢
一送狀	印紙稅二錢
一受取書	印紙稅二錢
一金高記載ナキ證書	印紙稅二錢
一擔保品差入證書、擔保品預證書	印紙稅二錢
一通帳	印紙稅二錢

一判取帳　印紙稅二十錢

第五條　左ニ揭クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

一官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿
一官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿
一國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書
一慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル金員物件ノ寄附ニ關シ人民ヨリ官廳若ハ公署ニ提出スル證書
一俸給、給料、歲費、手當金、賞與金、年金、恩給金、扶助料、旅費及救恤金ノ受取書
一小切手
一金高五圓未滿ノ爲替手形、約束手形
一營業ニ關セサル受取書
一金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ送狀、受取書又ハ賣買仕切書
一主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約
一證券ノ裏書及手形ノ裏面ニ記載シタル受取書
一株券、債券ノ讓渡ヲ證明スヘキ裏面記載
一手形ノ引受、保證
一手形及證券ノ拒絕證書
一手形及證券ノ複本、謄本

第六條　印紙稅ハ證書、帳簿ニ印紙ヲ貼用シテ納ムルモノトス但シ印紙稅額ニ相當スル現金ヲ政府ニ納付シテ稅印ノ押捺ヲ受ケ印紙貼用ニ代フルコトヲ得（明治三十四年法律第十六號ヲ以テ本條中削除）

第七條　一冊ノ帳簿ヲ一年以上使用スルトキハ別帳簿ヲ調製シタルモノト看做ス

第八條　證書ニ外國貨幣ヲ以テ員數ヲ記載スルトキハ內國貨幣ニ換算シタル金高ニ相當スル印紙ヲ貼用スヘシ

第九條　印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニカケテ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スヘシ

第十條　印紙ヲ貼用スヘキ帳簿、賣買仕切書、送狀ハ當該官吏之ヲ檢查スルコトアルヘシ

第十一條　證書、帳簿ニ相當印紙ヲ貼用セス又ハ第六條但書ニ依リ稅印ノ押捺ヲ受ケサル者ハ脫稅高二十倍ノ科料又ハ罰金ニ處ス

第十二條　第十條ノ檢查ヲ拒ミタル者ハ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條　第九條ニ違背シタル者ハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處ス

第十四條　此ノ法律ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不論罪、減輕、再犯加重、數罪俱發ノ例ヲ用キス

附則

第十五條　此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス

第十六條　明治十七年第十一號布告證券印稅規則ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス

第十七條　明治十七年第十一號布告證券印稅規則ニ依ル手形用紙ニシテ此ノ法律施行ノ際自用者ノ所持ニ係ルモノハ此ノ法律施行後ニ於テ仍之ヲ使用スルコトヲ得但シ手形用紙記載ノ稅金高以上ニ之ヲ使用セムトスルトキハ其ノ不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ

右印紙稅法第六條の規定に基き、同年三月大藏省令第五號を以て稅印押捺請求に關する手續を定め、稅印の押捺を求めんとする者は所轄稅務署に申出でて稅金を納付し、其の領收書又は稅務署の納稅濟證明書を添へ用紙と共に請求書を大藏省に提出すべきものとせり。然るに斯くの如く稅印押捺請求の官署を大藏省に限定するは地方の請求者に取り甚だ不便なるを以て、全國樞要の地に於て請求することを得せしめんが爲め、明治三十四年八月右規定を改めて請求官署を東京外六稅務管理局と爲せしが（大藏省令第十六號）、爾後屢〻右規定を改正して稅務監督局竝に主要地の稅務署を請求書提出官署に追加指定する所あり（明治三十五年十一月大藏省令第二十八號・三十六年二月第五號・同年四月第十一號・同年五月第十三號・同年七月第二十號・同年九月第二十二號・同年十一月第三十一號）、結局日露戰役開始の際に於ては請求書提出官署は東京外十四稅務監督局竝に函館外三十三稅務署を存したり。

尙印紙稅納付の爲め各種の證書、帳簿に貼付すべき印紙は、從來特に此の目的の爲に設けられたる證券印紙に限られしが、明治三十一年七月に至り一般印紙制度を改正せられ、從來の證券印紙、煙草印紙、訴訟用印紙、賣藥印紙、登記印紙の五種の印紙を廢して之を收入印紙に統一せしを以て、印紙稅も爾後收入印紙を以て納付せしむることとなりたり（附錄第二印紙制度參照）。

第二款　日露戰時の印紙稅

第一項　非常特別稅の徵收

第一目　印紙稅の增徵

明治三十七年日露開戰の結果之に要する經費を支辨する爲め、政府は同年四月法律第三號を以て非常特別稅法を制定し、各種の稅目に亙りて增徵を行ひ或は新稅を創設したり。然れども印紙稅に對しては未だ何等の增徵を行ふ所なかりしが、戰局の進展と共に軍事費益〻膨脹せし爲め、翌三十八年一月法律第一號を以て非常特別稅法を改正し、更に第二次の增徵を斷行するに及び、玆に印紙稅に對しても亦相當の增徵を行ふの必要を認め、印紙稅法第四條に揭ぐる證書·帳簿に對して左の如く增徵することゝ爲し、同年一月一日より之を實施したり。

印紙稅法第四條に揭げたる證書·帳簿（約束手形及判取帳を除く）　印紙稅金一錢
判取帳　印紙稅金五錢
約束手形
金高千圓以下　印紙稅金一錢
金高五千圓以下　印紙稅金四錢
金高一萬圓以下　印紙稅金十三錢
金高二萬圓以下　印紙稅金二十八錢
金高三萬圓以下　印紙稅金五十八錢
金高五萬圓以下　印紙稅金一圓十八錢
金高十萬圓以下　印紙稅金二圓三十八錢
金高十萬圓を超ゆるもの　印紙稅金四圓九十八錢

蓋し印紙稅法に於ては、同法第二條に揭ぐる證書に對しては比例稅を課し、記載金高一萬分の五の印紙を貼用せしむるものなりと雖も、其の第四條に揭ぐる證書·帳簿に就ては、記載金高の有無又は多少に拘らず、一率に概ね二錢の印紙を貼用せしむるの規定にして、之を第二條に揭ぐる證書に比すれば其の稅率輕きに失するの嫌あるが故に、本增徵に際しては第二條に揭ぐる證書に對しては增徵を行ふことなく、第四條に揭ぐる證書·帳簿に對してのみ增徵を爲すこととせしものにして、而も右增徵に當りて約束手形に限り累進率を適用せし所以は、約束手形は借用證書に比して證書作成に便利にして、且手形法の規定に依り債權の實行確實容易なる上、其の印紙稅遙に低率なるが故に、實際取引上借用證書に代りて極めて多く使用せらるゝものなるが、斯かる場合に於ては約束手形は借用證書と異る所なきに拘らず、借用證書に在りては金高一萬分の五の印紙稅を課せらるゝに反して、約束手形に對しては金高に拘らず二錢の印紙稅を課するに止まるは、事實上權衡を得ざるものなりと雖も、而も約束手形に對し借用證書と同一稅率を課するは、流通證券たる手形に對する適當なる課稅方法と稱すべからざるを以て、結局本增徵に際しては其の金額に差等を設け累進率を課することゝ爲せしものなり。以上の增徵の結果印紙稅法第四條に揭ぐる證書·帳簿の印紙稅率は、定率及增徵を合し委任狀は二錢、判取帳は二十五錢、約束手形は金高千圓以下三錢、五千圓以下六錢、一萬圓以下十五錢、二萬圓以下三十錢、三萬圓以下六十錢、五萬圓以下一圓二十錢、十萬圓以下二圓四十錢、十萬圓以上五圓、其の他の證書·帳簿は三錢となれり。而して右增徵に依り政府は九十八萬二千百五十七圓の增收を得るの計算なりき。

第二目　小切手の課稅

第二次非常特別稅に於ては、上述の如く印紙稅法第四條に揭ぐる證書、帳簿に對して增徵を行ふと同時に、小切手に對して新に印紙稅を課することと爲したり。抑、小切手に對する印紙稅の賦課は、明治十二年八月證券印稅規則を改正して一通に付一錢を課せしに始まり、後明治十七年五月の改正證券印稅規則に於ては一通に付五厘の印紙稅を課するものと定められしが、明治三十二年三月印紙稅法の制定に際しては、小切手の流通を奬勵するが爲め之に對する印紙稅を免除せしものなり。然るに第二次非常特別稅の徵收に當りては增收計畫上、嘗て米西戰爭の際米國の小切手に課稅したる例に倣ひ、新に小切手一通に付一錢の印紙稅を課することと爲し、而して之に關する罰則、稅印押捺等の規定に就ては、總て印紙稅法の規定を準用することと爲し、非常特別稅法中に之を規定したり。而して右小切手の課稅に依り政府は新に十九萬九千三百九圓の增收を得るの見込なりき。

第二項　稅印押捺規定の改正

明治三十二年印紙稅法制定の結果新に稅印押捺の制度を設けらるるや、既述の如く同年三月大藏省令第五號を以て稅印押捺請求に關する手續を定め、爾後屢、其の一部を改正して明治三十七年に至りしが、同年六月大藏省令第二十三號を以て右省令に改正を施し、大に稅印押捺請求者の利便を圖ることと爲したり。卽ち從前の規定に依れば稅印押捺請求者は所轄稅務署に稅金を納付し、其の領收書又は納稅濟證明書を添へ用紙と共に請求書を特定の稅務官署に提出すべきものとせられしが、本

改正に依り稅金は適宜の稅務署に之を納付することと爲し、又稅印押捺の請求は文書に依らずして口頭を以ても之を行ふことを得るものとし、且用紙返送に要する郵便料金に相當する郵便切手を併せ提出するときは、稅務監督局又は稅務署に於て稅印押捺の上用紙の返送を爲すの便法を設けらるることとなれり。右稅印押捺請求官署の名稱の改廢增減を行ふ所ありしが(明治四十二年十月大藏省令第五十號・大正二年六月同第十五號・同十一年三月同第十七號・同十五年十一月同第四十六號)、今一々之を列擧するの煩を省き、便宜上本項に於て此等の諸改正を經たる手續規定の全文を揭ぐれば左の如し。

大藏省令第五號(明治三十二年三月十一日)

印稅稅法第六條ニ依リ稅印ノ押捺ヲ求メムトスル者ハ適宜ノ稅務署ニ申出稅金ヲ納付シ其ノ領收書又ハ稅務署ノ納稅濟證明書ヲ添ヘ用紙ト共ニ請求書ヲ札幌、東京、大阪、名古屋、仙臺、廣島、熊本各稅務監督局又ハ函館、小樽、上京、橫濱、神戶、長崎、金澤、前橋、川越、宇都宮、甲府、大津、靜岡、濱松、姬路、岡山、佐賀、長野、新潟、長岡、足利、四日市(三重縣)、津、岐阜、盛岡、福島、青森、秋田、山形、酒田、米澤、福井、富山、高岡、尾道、下關、松江、高松、德島、高知、松山、福岡、小倉、大分、鹿兒島各稅務署ニ提出スヘシ

稅印押捺請求者ハ口頭ヲ以テ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

稅印押捺請求者用紙返送ニ要スル郵便料金ニ相當スル郵便切手ヲ併セ提出スルトキハ稅務監督局又ハ稅務署ハ稅印押捺ノ上郵便ヲ以テ用紙ノ返送ヲ爲スヘシ

尙稅印の押捺を受けたる用紙にして、證書又は帳簿調製を完了せざる以前に於て損傷又は汚染したる場合に就ては、從來何等救濟の規定を設くることなかりしが、斯くては納稅義務者は不當の損失

を蒙ることとなるべきが故に、明治三十九年九月に至り大藏省令第四十一號を以て左の如く之が救濟に關する規定を設けたり。

大藏省令第四十一號（明治三十九年九月二十日）

印紙稅法第六條ニ依リ稅印押捺ヲ受ケタル用紙ニシテ證書又ハ帳簿調整完了前損傷又ハ汚染シタルモノアルトキハ一口十枚以上ニ限リ代用紙ヲ提出シテ更ニ稅印ノ押捺ヲ請求スルコトヲ得但シ損傷又ハ汚染用紙ノ稅印ノ抹消ヲ受クヘシ

第三款　日露戰後の印紙稅

第一項　印紙稅の整理

第一目　整理案の調査

日露戰役終局の後政府は戰時に於て增課したる各種租稅の整理を行はんことを期し、明治三十九年四月大藏省に稅法審査委員會を設置し、大藏部內の官吏を委員に任命して之が調査を行はしめしが、印紙稅の整理に關しては委員會は最も重要なる問題として、先づ小切手印紙稅廢止の可否に關して審議したり。蓋し小切手印紙稅は其の稅額僅々二十萬圓に過ぎずと雖も、其の信用取引の發達を阻害し一般商工業者に不便を與ふること甚しきものあり、當時一般に之が廢止の必要を唱へられしを以て、委員會は小切手課稅の影響に關し、稅務官廳の調査を徵するの外商業會議所及手形交換所等の意見を諮問せしが、其の報告は何れも小切手課稅の經濟上に及ぼす惡影響を認めたり。茲に於て委員會は審議の末、小切手の課稅は稅金の負擔と手數の煩雜との爲に、小切手の流通を妨げ經濟の進歩を阻害するものと認めて、本稅は我國の經濟狀態に照して之を廢止することと爲し、而して之が爲に生ずる歲入の缺減は約束手形の印紙稅の增率に依り之を補塡することに決したり。斯くて委員會は小切手課稅の廢止を決定したる後、之に關聯して約束手形の稅率に就て審議したり。抑約束手形が第二次非常增稅に際し三錢乃至五圓の累進率を課せられし理由は、既述の如く之が借用證書と同一の目的に使用せられ、而も兩者の間に印紙稅の負擔に大なる不公平を存するの點に在りしものなるが、此の理由は戰後に於ても固より何等の變更なきのみならず、却つて約束手形の借用證書に代用せらるるの傾向は益〻顯著なるものあるに至りしを以て、委員會に於ても約束手形に對する稅率を更に高むることに就ては異論を存せざりしも、唯其の稅率が約束手形の本質たる流通證券の流通を妨ぐるが如き程度のものたらざるべからざるの原則は、敢て非常特別增徵の際と異らざるを以て、委員會は審議の末、之が增率は小切手課稅の廢止に依りて生ずる歲入の缺減を補塡するの程度に止むることと爲し、卽ち三錢乃至五圓の稅率を改めて五錢乃至七圓と爲すことに決したり。次に委員會は小切手及約束手形以外の證書・帳簿に對する稅率に就て審議を遂げたる結果、總て定率と非常特別稅とを合したるものを稅率と爲すことに決したり。今右整理案に因る印紙稅の歲入增減見込額は左の如し。

種別	四十年度豫定額	整理見込額	整理增減額
約束手形	六四四、一三二円	七九九、四三一円	一五五、一九九円 增
小切手	一五九、四四七		一五九、四四七 減
計	八〇三、六七九	七九九、四三一	四、二四八 減

第二目　小切手の免稅及約束手形印紙稅の增徵

稅法審査委員會は上述の如き印紙稅整理案を作成して、他の租稅整理案と共に明治三十九年十二月之を大藏大臣に報告せしが、政府は整理の愼重を期するが爲め右委員會の成案に就き再調査を行ふことと爲し、當時召集中の第二十三回帝國議會には法律案の提出を見合せたり。然るに一部の衆議院議員は、小切手課稅の信用取引の上に及ぼす惡影響の甚大なる、戰後に於て尙之を存續するは戰後經濟界の發展に應ずる所以の途に非ず、一日も速に之を廢止するの必要ありと爲し、右に關する印紙稅法中改正法律案を第二十三回帝國議會に提出したり。右案は卽ち小切手に對する非常特別稅を廢止すると共に、之に因りて失ふべき收入を補塡する爲め約束手形の印紙稅を增徵せんとするものにして、小切手及約束手形以外の證書帳簿に對する整理に關する部分を除けば、前述稅法審査委員會の整理案と全く同一のものなりとす。右案は異議なく貴衆兩院を通過せしを以て、明治四十年三月法律第二十七號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十七號（明治四十年三月二十九日）

印紙稅法中左ノ通改正ス

第三條　約束手形ニ關シテハ一通每ニ其ノ記載金高ニ應シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

金高千圓以下ノモノ	印紙稅　五錢
金高五千圓以下ノモノ	印紙稅　十錢
金高一萬圓以下ノモノ	印紙稅　二十錢
金高二萬圓以下ノモノ	印紙稅　五十錢
金高三萬圓以下ノモノ	印紙稅　一圓
金高五萬圓以下ノモノ	印紙稅　二圓
金高十萬圓以下ノモノ	印紙稅　四圓
金高十萬圓ヲ超ユルモノ	印紙稅　七圓

第四條中「一　約束手形　印紙稅二錢」ヲ削ル

附　則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中約束手形及小切手ノ印紙稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三目　小額約束手形印紙稅の輕減

右の如くにして印紙稅中先づ小切手及約束手形の整理は、明治四十年に於て行はれしが、右の結果金高千圓以下の約束手形は總て一率に五錢の印紙稅を課せらるることなりしを以て、從來小額の取引に約束手形を使用する慣習の行はるる地方に於ては、之が爲め大なる苦痛を感ずることとなり、其の取引に及ぼす影響も鮮少ならざるものあるに至れり。玆に於てか明治四十二年第二十五回帝國議會に於て、衆議院議員より再び印紙稅法中改正法律案を提出したり。右案は金高百圓以下の約束手形に限り印紙稅率を二錢に低減せんとするものなりしが、衆議院に於て審議の末金高二百圓以下のものに對し稅金三錢を課することに修正し、貴族院亦右修正案を可決せしを以て、改正法

律は明治四十二年五月法律第四十二號を以て左の如く公布せられたり。而して右改正に因り小額約束手形の使用增加するの結果、印紙稅收入に於ては大なる增減なき見込なりとす。

法律第四十二號（明治四十二年五月十七日）

印紙稅法中左ノ通改正ス

第三條中「金高千圓以下ノモノ印紙稅五錢」ノ前ニ「金高二百圓以下ノモノ印紙稅三錢」ヲ加フ

第四目　小切手及約束手形以外の證書・帳簿に對する印紙稅の整理

政府は既述の如く明治三十九年稅法審査委員會をして租稅整理に關する調査を遂げしめしが、右委員會の成案に就ては整理の愼重を期する爲め、翌明治四十年四月に至り官民の學識經驗者を委員として稅法整理案審査會を設置し、右整理案を原案として更に審議を遂げしめたり。而して印紙稅の整理に就ては、前揭整理案中小切手及約束手形の整理に關しては、上述の如くにして既に第二十三回帝國議會に於て解決せられしを以て、稅法整理案審査會に於て審査すべき原案は其の他の證書・帳簿に對する稅率のみとなりしが、審査會は之に就ては原案の趣旨を是認し、定率と非常特別稅とを合したるものを以て其の稅率と爲すの外、別に改正を要するものなしと決議したり。依て政府は右趣旨に依り印紙稅法中改正法律案を第二十四回帝國議會に提出せしも、他の租稅整理案と共に議會の否決する所となりて成立に至らざりしを以て、更に同一案を第二十六回帝國議會に提出したり。衆議院は右案を審議の末改正稅率を是認せしも、更に之と同時に金高一圓未滿の物品切手を免稅するの條項を新に追加し、貴族院亦右衆議院の修正案を可決せしを以て、改正法律は明治四十三年三月法律第十四號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十四號（明治四十三年三月二十五日）

印紙稅法中左ノ通改正ス

第四條中「一錢」ヲ「二錢」ニ「二錢」ヲ「三錢」ニ「二十錢」ヲ「二十五錢」ニ改ム

第五條中「一金高五圓未滿ノ爲替手形、約束手形」ノ次ニ「一金高一圓未滿ノ物品切手」ヲ加フ

第十二條中「二十圓以下ノ罰金」ヲ「二圓以上ノ科料」ニ改ム

附　則

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中印紙稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

第二項　送狀及賣買仕切書の課稅範圍の確定

印紙稅法第五條は印紙稅を課せざる各種の證書・帳簿を列擧し、其の中の一として『金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ送狀、受取書又ハ賣買仕切書』を揭げしが、此等の送狀及賣買仕切書なるものは其の字義頗る曖昧にして、此等のものの中には種々異れる性質のものを包含せるを以て、從來法文の解釋上種々の疑義を存し、爲に稅法適用上官民の間に紛議を生ずること尠からざるの狀態なりき。是を以て明治四十四年第二十七回帝國議會に於て衆議院議員は、斯かる稅法の不備を補足するの目的を以て印紙稅法中改正法律案を提出せしが、衆議院は之に對して修正を加へたる上可決し、貴族院亦之を可決せしを以て、改正法律は明治四十四年三月法律第四十一號を以て左の如く公布せられたり。斯

くて本改正の結果運送契約に依らざる送狀及非營業者に發する賣買仕切書は新に課稅外に置かることとなり、玆に送狀及賣買仕切書の課稅範圍は始めて明確なるを得るに至れり。

法律第四十一號（明治四十四年三月二十八日）

印紙稅法中左ノ通改正ス

第五條中「一營業ニ關セサル受取書」「一金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ送狀、受取書又ハ賣買仕切書」ヲ「一金高五圓未滿若ハ運送契約ニ依ラサル送狀」「一金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書」「一金高五圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ非營業者ニ發スル賣買仕切書」ニ改ム

附　則

本法ハ明治四十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四款　大正時代の印紙稅

第一項　信託行爲に關する證書の課稅

印紙稅法は明治四十四年三月の改正以後何等の變更もなくして大正十一年に至りしが、同年二月政府は第四十五回帝國議會に信託法案を提出し、信託行爲に關する一般的法規を制定せんとするや、之に伴ひ信託行爲に關し作成する證書に對する印紙稅率を定むるの必要を認め、之と同時に印紙稅法中改正法律案を提出したり。蓋し信託行爲に關し作成する證書は印紙稅法に所謂財產權の得喪を證明するものなるを以て、印紙稅納付の義務あること勿論なるも、右證書に就ては印紙稅法に特別の規定なきが故に、稅法を改正せざる以上は、同法第二條に依り萬分の五の稅率を課せらるべきものなり。然れども元來信託行爲に依る財產權の得喪は普通の賣買、贈與等に依る財產權の得喪と異り其の移轉は單に形式に止まり、實質に於ては受託者は受益者の爲に管理するに過ぎず、又受益者は其の財產より生ずる收益を收受し、又は將來其の財產を取得する權利を得るに過ぎざるものなるが故に、之を賣買、贈與等に依る財產權の得喪と同一視して、證書の記載金高を標準とし其の萬分の五を課するは酷に失するの嫌あり。而して信託行爲は其の實質寄託又は定期金の契約に類似するものなるを以て、之との權衡上より見るも三錢の定額稅を課するを以て相當と認め、右の趣旨を以て印紙稅法に改正を行ふこととせしものなり。右法律案は異議なく議會を通過せしを以て、大正十一年四月法律第四十七號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四十七號（大正十一年四月十八日）

印紙稅法中左ノ通改正ス

第四條中「一使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託、定期金ニ關スル契約證書　印紙稅　三錢」ノ次ニ左ノ如ク加フ

一信託行爲ニ關スル證書　印紙稅　三錢

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

右改正法律の施行期日は之を勅令に讓られしが、爾後之に關する勅令の公布を見るに至らず、未施

行の儘翌大正十二年三月印紙稅法の改正に至れり。

第二項　印紙稅の輕減

印紙稅法は明治三十二年の制定以來、既述の如く非常特別稅の整理其の他の理由に依り、數次に亙りて僅に其の一部に改正を加へられしのみにて永く施行せられしが、此の間に於ける我國經濟事情の變遷著しく、本稅法中時勢の進運に適せざる規定尠からざるものあるに至れり。是を以て既に明治四十四年十二月內閣に設置せられたる臨時制度整理局は、大正元年十二月政府に提出せる稅制整理案に於て(一)印紙稅は總て定額稅に改め、證書・帳簿の性質に從ひ二錢・三錢又は五錢の稅率を課すること(二)印紙稅の課稅最低限五圓を十圓に高むること、其の他數箇の改正條項を擧げしが（詳細は本編第一章第四節第一款參照）、更に大正九年七月設置の臨時財政經濟調査會も、同十一年七月答申の稅制整理案に於て(一)印紙稅は定額・階級定額併用制と爲し、爲替手形・約束手形・株券・債券・物品切手等の證書に對しては最低五錢、最高五十圓の階級定額稅を課し、產業組合又は住宅組合出資證券・貯金通帳等に對しては二錢の定額稅を、其の他の證書・帳簿に對しては五錢の定額稅を課すること(二)課稅最低限五圓を十圓に高むること(三)犯則者に對する罰科金の最低科料を五圓とし、不消印犯は三圓とすること、其の他の改正條項を擧げたり（詳細は本編第一章附錄參照）。

翌大正十二年度に於て稅制の應急的整理として數種の租稅の改廢を行はんとするに當り、政府は前揭整理案の趣旨を參酌して印紙稅の改正を行ふことと爲し、大正十二年一月第四十六回帝國議會に印紙稅法中改正法律案を提出したり。今其の主なる改正條項を擧ぐれば左の如し。

(一)　約束手形に對する階級定額稅を廢し、之に爲替手形と同樣一通三錢の定額稅を課すること。

(二)　貯蓄銀行法第一條に據る貯金通帳・積金通帳及積金證書、產業組合の發する貯金通帳、產業組合又は住宅組合の發する出資證券、農業倉庫證券に對する稅率を一錢に輕減すること。

(三)　課稅最低限五圓を十圓に高むると同時に、比例稅を課すべき證書・帳簿に對する最高稅額五十圓を百圓に改むること。

(四)　脫稅者に對する罰科金の最低限を設けて之を科料三圓とし、且印紙の不消印犯に對する科料一圓九十五錢以下を改めて二圓とすること。

(五)　以上の改正に因る收入減少額は六十八萬七千五百十三圓の見込とす。

右改正法律案は原案の通議會を通過せしを以て、大正十二年三月法律第十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第十二號（大正十二年三月二十七日）

印紙稅法中左ノ通改正ス

第二條中「五圓」ヲ「十圓」ニ「五十圓トナルトキハ五十圓」ヲ「百圓ヲ超ユルトキハ百圓」ニ改ム

第三條　削除

第四條　左ニ揭クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以內ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

一　貯金通帳、積金通帳及積金證書（貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル）

二　產業組合ノ發スル貯金通帳　一錢
三　產業組合又ハ住宅組合ノ發スル出資證券
四　農業倉庫證券
五　委任狀
六　約束手形
七　爲替手形
八　銀行預金證書
九　產業組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書　二錢
十　產業組合聯合會ノ發スル出資證券
十一　船荷證券
十二　運送貨物引換證
十三　倉庫證券
十四　保險證券
十五　株券
十六　債券
十七　相互保險會社ノ發スル基金證券
十八　株式申込證
十九　社債申込證

二十　地上橫、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書　三錢
二十一　使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書
二十二　信託行爲ニ關スル證書
二十三　無盡ニ關スル證書
二十四　定款又ハ組合契約書
二十五　權利ノ變更ニ關スル證書
二十六　追認又ハ承認ニ關スル證書
二十七　物品切手
二十八　賣買仕切書
二十九　物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書
三十　送狀
三十一　受取書
三十二　金高記載ナキ證書
三十三　擔保品差入證書及擔保品預證書
三十四　通帳
三十五　判取帳

第五條　左ニ揭クル證書、帳簿ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス　二十五錢

一　官廳又ハ公署ヨリ發スル證書、帳簿

二　官廳又ハ公署ニ職ヲ奉スル者ノ職務上發スル證書、帳簿
三　國庫金ノ取扱ニ關シ發スル證書
四　慈善又ハ公共事業ノ爲ニスル寄附ニ關シ官廳又ハ公署ニ提出スル證書
五　小切手
六　產業組合、產業組合聯合會又ハ住宅組合ノ發スル出資證券ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ
七　記載金高十圓未滿ノ約束手形及爲替手形
八　記載金高十圓未滿ノ積金證書及銀行預金證書
九　產業組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ
十　記載金高一圓未滿ノ物品切手
十一　記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ非營業者ニ發スル賣買仕切書
十二　物品又ハ有價證券ノ賣買ニ關スル證書ニシテ其ノ記載金高十圓未滿ノモノ又ハ金高記載ナキモノ
十三　記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ運送契約ニ依ラサル送狀
十四　記載金高十圓未滿若ハ金高記載ナキ又ハ營業ニ關セサル受取書
十五　主タル債務ノ證書ニ併記シタル擔保契約書
十六　手形及證券ノ裏書又ハ之ニ併記シタル受取書
十七　株券又ハ債券ニ記載シタル讓渡ノ證明書

十八　手形ノ引受及保證
十九　手形又ハ證券ノ拒絕證書
二十　手形又ハ證券ノ複本及謄本

第十一條中「脫稅高二十倍ノ科料又ハ罰金ニ處ス但シ脫稅高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料ニ處ス」ヲ「證書、帳簿一箇毎ニ脫稅高二十倍ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ脫稅高二十倍ノ金額三圓ニ達セサルトキハ三圓ノ科料ニ處ス」ニ改ム

第十三條中「一圓九十五錢以下」ヲ「證書、帳簿一箇毎ニ二圓」ニ改ム

第十四條　本法ヲ犯シタル者ニハ刑法中犯罪ノ不成立、刑ノ減免、併合罪及酌量減輕ノ例ヲ用キス但シ第十二條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十四條ノ二　證書、帳簿ノ作成名義人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人等カ名義人ノ爲ニ作成スル證書、帳簿ニ關シ本法ニ違反シ之ヲ處罰スヘキ場合ニ於テハ其ノ名義人ヲ處罰ス

附　則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

第三項　輸出組合法等の制定に伴ふ印紙稅法の改正

大正十四年政府は第五十回帝國議會に輸出組合法案及重要輸出品工業組合法案を提出せしが、此等法律案成立の上は其の規定に據り重要輸出品工業組合同聯合會又は輸出組合に依りて發せらるる出資證券に對しては、產業組合聯合會の發する出資證券と同じく一通三錢の印紙稅を課すること

と爲すの必要ありしを以て、政府は同一議會に右の趣旨に依る印紙稅法中改正法律案を提出せしが議會は異議なく之を可決せしを以て、右法律は大正十四年三月法律第二十二號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十二號（大正十四年三月三十日）

印紙稅法中左ノ通改正ス

第四條第十號中「產業組合聯合會」ヲ「產業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合」ニ改ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（大正十四年勅令第二百六十八號ヲ以テ同年九月一日ヨリ施行）

第四項　印紙稅の整理

翌大正十五年に於て政府は國稅及地方稅に亙る稅制の一大整理を斷行せしが、當時未だ調査未了の爲め整理を行はざりし登錄稅印紙稅・砂糖消費稅の三者に就ては、翌昭和二年に於て第二次の整理を行ふことと爲し、同年一月第五十二回帝國議會に之に關する法律案を提出したり。此等の諸案は何れも第一次整理に於けると同じく、財政狀態の許す範圍內に於て國民負擔の均衡を圖ると共に、成るべく社會政策的の效果を擧げ、且稅務行政實行上能ふ限り官民相互の手數を省略すべき方針の下に立案せられしものにして、今其の中印紙稅改正案の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）　現行稅法は比例稅と定額稅とを併用するの制度なるも、比例稅は實際に於て官民共に手數を要すること甚しく、延ては不知不識の間に脫稅を誘致するの虞あり、却て負擔の公平を得難きを以て之を廢止し、階級定額稅及定額稅の兩制度の併用に改むること。

（二）　從來比例稅を課したる證書の中、消費貸借證書・請負契約書・不動產又は船舶の讓渡に關する證書・傭船契約書に對しては、二錢以上一圓以下の階級定額稅を課すること。

（三）　從來比例稅を課したる證書の中、不動產又は船舶の質權・抵當權の設定に關する證書、其の他特に揭げざる證書に對しては三錢の定額稅を課すること。

（四）　賣買仕切書・物品又は有價證券の賣買に關する證書及送狀に就ては、此等の證書が、商人間に於て頻繁に作成せらるるのみならず、證書自體に依りて果して財產權の得喪を證明するものなりや否やを判定すること困難にして、印紙稅の課否に關し官民間の紛爭を絕たざる實況なるに鑑み、此等に對しては一切印紙稅を免除すること。

（五）　零細なる資金に關し又は社會政策上課稅せざるを適當なりと認めらるる貯金通帳・賃札・賃物・通帳・職工勤務通帳等に對しては、印紙稅を免除すること。

（六）　負擔の均衡を圖ると同時に上記改正に伴ふ收入減少の一部を補塡せんが爲め、相當擔稅能力ありと認めらるる通帳及判取帳に對し其の稅率を引上ぐることとし、前者は三錢を五錢に、後者は二十五錢を五十錢に改むること。

（七）　以上の改正に因る印紙稅收入額は增減差引百四十七萬六百三圓（昭和二年度及平年度共）の減收を來す見込なりとす。

議會は右改正案に就ては異議なく之を可決せしを以て、改正法律は昭和二年三月法律第七號を以

て左の如く公布せられたり。

法律第七號（昭和二年三月二十九日）

印紙稅法中左ノ通改正ス

第二條　削除

第四條　左ニ揭クル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通每ニ、帳簿ハ一冊一年以內ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムヘシ

一　不動產、鑛業權、軌道財團、軌道財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書

記載金高五十圓以下ノモノ	二錢
同百圓以下ノモノ	三錢
同五百圓以下ノモノ	十錢
同千圓以下ノモノ	二十錢
同一萬圓以下ノモノ	五十錢
同一萬圓ヲ超ユルモノ	一圓
記載金高ナキモノ	三錢

二　消費貸借ニ關スル證書

三　請負ニ關スル證書

四　運送ニ關スル證書

五　傭船契約書

六　委任狀

七　約束手形

八　爲替手形

九　銀行預金證書

十　產業組合又ハ產業組合聯合會ノ發スル貯金證書

十一　產業組合聯合會、重要輸出品工業組合、重要輸出品工業組合聯合會又ハ輸出組合ノ發スル出資證券

十二　船荷證券

十三　運送貨物引換證

十四　倉庫證券

十五　保險證券

十六　株券

十七　債券

十八　相互保險會社ノ發スル基金證券

十九　株式申込證

二十　社債申込證

二十一　地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證書

二十二　使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託又ハ定期金ニ關スル證書

二十三　信託行爲ニ關スル證書

二十四　無盡ニ關スル證書

二十五　定款又ハ組合契約書

二十六　權利ノ變更ニ關スル證書

二十七　追認又ハ承認ニ關スル證書

三錢

二十八　物品切手　五　錢
二十九　受取書　五十錢
三十　質權、抵當權ニ關スル證書
三十一　前各號以外ノ證書
三十二　預金通帳
三十三　前號以外ノ通帳
三十四　判取帳

證書ニ金高記載ナキモ證書面ニ標記シアル價額ノ單位其ノ他ノ記載事項ニ依リ其ノ金高ヲ算出スルコトヲ得ルモノハ其ノ總金額ヲ以テ記載金高ト看做ス

第五條中第六號、第八號、第十一號、第十二號及第十三號ヲ各左ノ如ク改ム

六　產業組合ノ發スル出資證券若ハ貯金通帳又ハ住宅組合ノ發スル出資證券
八　貯金通帳、積金通帳又ハ積金證書（貯蓄銀行法第一條ノ貯金又ハ積金ニ付發スルモノニ限ル）
十一　賣買仕切書
十二　物品又ハ有價證券ノ賣買契約證書
十三　送狀

第五條ニ左ノ五號ヲ加フ

二十一　農業倉庫證券又ハ聯合農業倉庫證券
二十二　質札又ハ質物通帳（質屋營業者ノ發スルモノニ限ル）

二十三　勤務通帳
二十四　乘車券、乘船券又ハ各種入場券
二十五　第四條第一號乃至第五號及第三十一號ノ證書ニシテ記載金高十圓未滿ノモノ

第十條中「帳簿、賣買仕切書、送狀」ヲ「證書、帳簿ニシテ營業ニ關スルモノ」ニ改ム

附　則

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

尙印紙稅法は大正五年五月勅令第二十九號を以て同月十五日より樺太に施行せられ、更に大正十一年十二月勅令第五百二十一號を以て大正十二年一月一日より之を臺灣に施行せられたり。

第五項　印紙稅の免除

印紙稅の免除に就ては印紙稅法第五條に於て、免除せらるべき證書・帳簿の種類を列擧せりと雖も右條項以外に尙種々の特別法中に於て印紙稅の免除規定を設けしもの尠からず。預金規則・保管金規則・郵便貯金條例・國稅徵收法・郵便爲替法・間接國稅犯則者處分法・貯蓄債券法・郵便貯金法・簡易生命保險法・健康保險法・產業組合中央金庫法・復興貯蓄債券法・郵便年金法等は卽ち之にして、此等の中預金規則は大正十四年三月預金部預金法の制定に依り、又郵便貯金條例は明治三十八年二月郵便貯金法の制定に依り、何れも廢止せられたり。今此等印紙稅免除に關する諸規定に就き、其の昭和元年度末現在の規定を揭ぐれば左の如し。